

平成22年3月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成22年3月2日（火曜日）

議事日程第1号

平成22年3月2日（火曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第10号 八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第11号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第12号 八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第13号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第14号 八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第15号 八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第16号 八峰町漁村コミュニティ市場条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第17号 八峰町商工会館条例を廃止する条例制定について
- 第12 議案第18号 八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第14 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第15 議案第21号 八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について
- 第16 議案第22号 八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について
- 第17 議案第23号 八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第18 議案第24号 八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入について
- 第19 議案第25号 平成21年度八峰町一般会計補正予算（第13号）

- 第20 議案第26号 平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
- 第21 議案第27号 平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第28号 平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 第23 議案第29号 平成21年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第24 発議第1号 予算特別委員会の設置について
- 第25 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第26 議案第30号 平成22年度八峰町一般会計予算
- 第27 議案第31号 平成22年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第28 議案第32号 平成22年度八峰町老人保健特別会計予算
- 第29 議案第33号 平成22年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第30 議案第34号 平成22年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第31 議案第35号 平成22年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第32 議案第36号 平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算
- 第33 議案第37号 平成22年度八峰町公共下水道事業特別会計予算
- 第34 議案第38号 平成22年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算
- 第35 議案第39号 平成22年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算
- 第36 議案第40号 平成22年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第37 請願第1号 米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める請願
- 第38 陳情第1号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択についての陳情
- 第39 発議第2号 非核三原則の法制化を求める意見書の提出について
- 第40 陳情第2号 最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書
- 第41 発議第3号 地域別最低賃金の引き上げと、最低賃金制度の改正を求める意見書の提出について
- 第42 陳情第3号 鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書について（陳情）

出席議員（15人）

1番 松岡清悦

2番 大山義昭

3番 石塚正一

4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	9番 福司憲友	10番 鈴木一彦
11番 柴田正高	12番 芦崎達美	13番 木藤 實
14番 見上政子	15番 須藤正人	16番 阿部栄悦

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教 育 長	千葉良一	総務課長	嶋津宣美
企画財政課長	米森昭一	福祉保健課長	佐々木 充
管財課長	伊勢 均	税務課長	小林孝一
学校教育課長	辻 正英	生涯学習課長	齊藤英市郎
産業振興課長	須藤徳雄	農業振興課長	松森尚文
建設課長	武田 武	幼児保育課長	加賀谷敏一
農業委員会事務局長	小林慶範	学校給食センター所長	木村 学
町営診療所事務局長	金平嘉孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書 記	吉元和歌子
--------	------	-----	-------

午前10時00分開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

会議が始まる前に皆様にご報告いたします。

本日午前8時、菊地薫議員より議員辞職願が当職に提出されました。当職は議会の議員辞職の決定についてを定めている地方自治法第126条の但し書の規定、「閉会中においては、議長の許可を得て辞職することができる」により許可したことをご報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しておりますので、これより平成22年3月八峰町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

去る2月16日付で諮問しておりました3月定例会の会期等についての結果を議会運営委員長より報告願います。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） おはようございます。議会運営委員長の木藤でございます。ご報告申し上げます。

当委員会では、去る2月24日、議長同席のもと全委員出席し、議会運営委員会を開き、2月16日付で議長から諮問のあった平成22年3月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から12日までの11日間とし、日程等につきましては皆さんのお手元にお配りしました日割日程表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月12日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月12日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

加藤町長より行政報告並びに予算編成方針について発言を求められておりますので、これを許します。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成22年3月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについて、その

大要をご報告申し上げます。

まず、出初め式でもお話しましたが、昨年は1年間、町内での火災がなかったことから平成13年の旧八森町以来8年ぶりに「無火災」を達成しました。

また、今年の2月1日で町内での交通死亡事故ゼロが1000日となりました。

無火災も、そして交通事故防止についても、今後も積極的な啓発活動を展開して、それぞれの記録更新に努めてまいります。

次に、新庁舎開始にあわせて拡大したワンストップサービスをより向上させるために、税金等の収納を郵便局でも利用できるように指定金融機関の秋田銀行と郵便局株式会社との協議を進めております。新年度からは納付書を統一様式として銀行・農協・郵便局のいずれでも税金などを納付できるようにしたいと思っております。

次に、八峰町タウン情報誌の制作状況について申し上げます。

この事業は、平成19年に観光に関する連携協定を結んでいるノースアジア大学観光学科の学生の新鮮な感覚と視点で、八峰町の隠れた観光資源や魅力を発掘・再発見してもらい、新しいスタイルの情報誌を作成するもので、学生5人と専任講師2人に協力いただいております。

昨年6月の打ち合わせを皮切りに、これまで学生と町担当者による5回の現地調査と3回の編集会議を重ね、作業は大詰めを迎えております。この後、校正会議を開催し、3月中旬の完成を目指しているところであります。この情報誌が八峰町の観光・産業・文化などの新しい情報発信ツールとなり、地域の活性化に繋がることを期待しているところです。

現地調査では、観光スポットにとどまらず事業所訪問や取材をお願いしたところです。

お忙しい中、ご協力いただきました関係者の皆様には厚くお礼申し上げます。

次に、新エネルギー・重点ビジョン策定事業についてであります。昨年8月25日から今年2月8日まで5回にわたり庁内委員会及び策定委員会を開催し、「木質バイオマスの活用及びBDFシステムの検討に係る調査・報告書」として取りまとめを終了し、間もなくご報告する予定としております。

当町では、平成19年度に新エネルギー導入促進の指針となる新エネルギービジョンを策定し、新庁舎への地中熱ヒートポンプ導入のように実施に移したものもあります。

また、新年度においては新エネルギーの導入と普及啓発を図るため、公共施設に太陽光発電設備とペレットストーブを設置することにしております。

今回の重点ビジョンでは、木質バイオマスのエネルギー利用と廃食油のBDF化に焦点を絞り、事業導入に必要となる資源量調査や採算性、材料の調達システム、製造システムなど多岐にわたり調査・検討したところです。

長期にわたる木材産業の低迷に加え、林業従事者の高齢化や後継者不足によって生産現場の活力が衰退するなど、林業を取り巻く厳しい環境の中で課題も多く浮かび上がったところです。事業導入や事業提案にあたってはハードルが高いものがありますが、一つ一つ課題の解決に取り組みながら重点ビジョンの推進に努めてまいりたいと思います。

ビジョン策定にあたり、貴重なご提言を賜りました秋田県立大学木材高度加工研究所長の谷田貝先生をはじめとする策定委員の皆様、並びに関係者の皆様にお礼を申し上げます。

次に、新型インフルエンザへの対応について申し上げます。

まず、インフルエンザの発生動向は全県的に昨年11月をピークとして減少してきております。町内でも2月には公共施設での集団発生の報告もなく小康状態となっておりましたが、3月に入り水沢小学校で再度発生し学級閉鎖となるなど、まだまだ安心できないものとなっております。

ワクチン接種については、2月10日から接種対象者が優先接種対象者に加え「19歳から64歳の健康成人」にも拡大されたことから、対象となられる方の世帯へ接種助成券を発送しております。1月末現在で、全町民の約21%にあたる1,829名の方が接種を受けております。

現在はワクチンの供給量が十分なことから、ワクチン接種を希望する方々は早めに接種を受けるようにしていただきたいと考えております。

次に、自殺予防対策事業について申し上げます。

今年度は、11月14日の「八峰町自殺予防フォーラム」に続いて、12月23日には「秋田なまはげの会」の協力を得ながら、自殺の原因の一つに挙げられている借金問題で悩んでいる方を対象とした「経済問題・無料相談会」を峰栄館で実施しました。

また、1月23日から2月27日まで峰浜地区の11自治会において、「心の健康づくり懇話会」を開催しております。

懇話会では、地区住民の方々が多数参加し、地域から自殺者をなくしたいとの思いが話されるなど、住民の方々からも自殺予防に関心を持っていただいたところです。

なお、残念ながら平成21年も自殺報告が記録されておりますが、減少傾向にあり、よ

り一層自殺予防に取り組み、自殺者ゼロを目指してまいります。

次に、配食サービス事業実施に伴う国庫補助金等の返還について申し上げます。

配食サービスは合併前の両町村から実施してきたものですが、事務処理の誤りにより国庫補助金等を過大請求し、今般返還が生じました。

過大請求に至った原因については、平成17年度途中の補助単価の変更や対象となる事業が平成18年度から介護保険事業へ移行するなど制度変更の際、取り扱いの変更や制度内容を十分精査しなかったことによるものであり、補助金等の返還が生じたことを深くお詫び申し上げます。

今後はこのようなことがないように、制度内容・交付要綱等を確認しながら適正な事務執行に努めてまいります。

なお、国庫補助金等の返還のため一般会計及び介護保険特別会計に予算を計上しておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、農業関係について申し上げます。

22年産米の数量配分と生産調整関係についてですが、県の22年産米生産数量目標の市町村配分は、12月定例会の行政報告で12月25日に県から配分される予定であると報告したところです。

しかし、秋田県が大潟村などへのペナルティ措置を一部残して市町村配分することに決定しましたが、農水大臣から再検討を要求され、やむなく配分格差を全量解消する配分方針に変更したことにより、市町村に生産数量目標が配分されたのは、例年より大幅に遅れ1月18日になりました。

八峰町には、前年より2.5%減、数量では165トン少ない6,540トン、面積換算で27ヘクタール少ない1,155ヘクタールが配分されました。

これを受けて2月26日、八峰町水田農業推進協議会の臨時総会が開催され、水稻作付率を前年より0.6%減の61.3%、転作率を前年より0.6%増の38.7%とし、農家に一律配分することを決定しました。

新年度に実施される米の戸別所得補償モデル事業の交付対象者は、生産数量目標を達成した販売農家となっているため、集落座談会等を開催し、この制度の周知を図ると共に数量目標達成をお願いすることにしていきます。

また、戸別所得補償制度とセットで実施される「水田利活用自給力向上事業」の戦略作物の交付単価は、全国一律です。国から交付される激変緩和措置に伴う単価と秋田県

独自の緊急支援の単価は現時点では決定していませんが、これらの単価が決定次第、広報などで農家に周知したいと存じます。

次に、水田農業推進協議会の体制について申し上げます。

新需給調整システムの実施に伴い、19年度から水田農業推進協議会の事務局を町からJA秋田やまもとに移行し、生産調整業務を行ってきたところですが、民主党を主体とする新政権が実施する戸別所得補償制度の中で農業団体の果たす役割が見えてこないため、新年度から事務局を町に戻すと農協から申し出がありました。

県内25市町村で水田協の事務局を農協で持っているのは、現在、本町と三種町、能代市、北秋田市の4市町であります。4月中に開催される水田協の通常総会で決定されますが、戸別所得補償制度などの円滑な実施が図られ、町内の農家に不利益を生じないように、町の生産調整事務の推進体制の整備を図らなければならないと考えています。

次に、雇用対策関係事業の状況について申し上げます。

長引く景気の悪化を背景に企業倒産や操業縮小などが増え、雇用環境も一段と厳しい状況にある中、本町では、県の基金を活用した「ふるさと雇用再生臨時対策基金事業」、「緊急雇用創出臨時対策基金事業」及び町単独事業の「雇用創出活動支援事業」を実施するなど積極的に雇用対策施策を展開しており、ふるさと雇用再生臨時対策基金事業では、新規雇用者数11人、緊急雇用創出臨時対策基金事業では、新規雇用者数27人、雇用創出活動支援事業では、新規雇用者数37人と大きな成果を上げております。

長期化する厳しい雇用環境の現状に鑑み、今後とも雇用対策関連事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、白神塩もろみを用いた特産品開発について申し上げます。

去る1月12日に文化交流施設ファガスにおいて、町内外の食品加工業者やマスコミ関係者等を招き、価格発表会が行なわれました。会場では、素材によって異なる使用法を示したレシピや試作品が用意され、出席者からは様々な質問が出されておりました。

また、2月25日には白神カルチャールームの協力により、食品関連事業者や一般町民を対象とした試食会を開催しました。当日は、カルチャールーム池田所長が用意したハタハタ寿司やイカ肝の塩もろみ漬けなど10種類ほどの試作品についての詳細な説明があり、新たな特産品開発に繋がる貴重な情報交換の場となりました。

八峰白神塩もろみによる加工品は、無添加・低アルコール・低塩で、素材の風味が生きており、賞味期限が長いなど無限の可能性を秘めておりますので、塩もろみが多く

皆様に活用され、白神ブランドの輪が広がるよう、今後とも支援してまいりたいと考えております。

次に、ポンポコ山公園整備事業ですが、3カ年計画の初年度として、現在、観光振興基金を財源に、他抜き殿、西海岸ハーブ園休憩所などの解体工事や池の埋立て、展望台の改修などを行っており、3月末までには一部の遊具についても設置する予定となっております。

新年度においては、ふるさと交流センターの解体、センター広場の造成、管理棟の建設、遊具などの設置を予定しており、平成23年度中の完成を目指し、計画的に事業を執行してまいる所存であります。町の観光拠点の一つとして、また、地域住民の憩いの場として多くの人々が気軽に訪れる公園にリニューアルしたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、この冬の除雪について申し上げます。

昨年12月中旬以降、断続的に寒波が訪れ路面凍結や暴風雪で交通に支障をきたした日もありましたが、道路状況に応じた効率的な除排雪に努めた結果、凍結防止剤の散布量などは増加したものの、除雪費は予算の範囲内で賄えるものと見込んでおります。

次に、埜地区農業集落排水事業について申し上げます。

今年度、横内地内に建設中の排水処理施設はほぼ完成し、現在、機械電気設備などの試験調整を行っております。今後のスケジュールでは、町の完成検査と県の補助金検査を3月中旬に実施し、施設の供用開始を3月30日に設定して準備を進めております。

本事業は、大信田地区の一部の管路布設と処理場の場内整備工事を残すのみとなり、計画より1年早く平成22年度内には事業が完了いたします。

次に、平成21年度八峰町スポーツ文化栄誉賞の授与について申し上げます。

去る2月27日、八峰町文化ホールにおいて、平成21年度八峰町スポーツ文化栄誉賞の授与式を開催しました。

残念ながら昨年度に続き今年度も町長賞の該当者はありませんでしたが、「教育委員会賞」はスポーツ部門が3名、文化部門が13名、町長特別賞が文化部門で2名、教育委員会特別賞がスポーツ部門で2名、そして、小中学生奨励賞が文化部門で12名の合計32名の方が受賞されました。

八峰町の名声を県内外に轟かせてくださいました受賞者の皆様には、そのご活躍に賛辞を送ると共に、心からお祝いと感謝を申し上げ、今後のさらなるご活躍を期待するも

のであります。

次に、「あきた白神体験センター」の利用状況について申し上げます。

2月末現在の宿泊者数は4,116人、日帰り利用者数は6,042人、総利用者数1万158人で、前年同時期と比較しますと宿泊者数は1,157人の減、日帰り利用者数は860人の増となっております。宿泊者数の減少理由としては、新型インフルエンザ流行により、首都圏での感染が始まった6月と秋田県で猛威をふるい始めた9月中旬以降にキャンセルが相次いだことが要因であります。

また、冬期利用者数は昨年と比べて減少傾向にありますが、独自事業である「白神こだま酵母のパンづくりとワインを楽しむ」や「漁師料理を味わう」などのモニターツアーは、いずれも好評で、今後とも冬期間の活性化事業に努めてまいります。

また、日帰り利用についても「放課後子どもチャレンジ教室」や「ユニカール交流会」、「冬の里山トレッキング」、「秋田大学出張キャンパス」など各種団体・機関が主催する広域的なイベント会場として利用促進を図っているほか、1月に実施した「八峰町児童・生徒宿泊交流事業」は、中1ギャップ解消を目的に、中学入学を目前に控えた小学校6年生と中学1年生との宿泊交流を実施したもので、マスコミや県内外で注目された事業でもあり、今後とも学校と連携した特色ある事業の展開に努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第10号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方公務員法の一部改正により、時間外勤務代休時間の新設及びその他所要の規定を改正するものであります。

議案第11号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、町職員の月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合等関係する条例の規定を改正するものであります。

議案第12号、八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定については、奨学資金の計画的な運用を行うために改正するものであります。

議案第13号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、国民健康保険税の納付に際して、ゆうちょ銀行でも納付できるようにするため様式を変更するものであります。

議案第14号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定については、今月中に完成予定の内荒巻コミュニティセンターを町の施設として追加するものであり

ます。

議案第15号、八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定については、町の農業施設である外林地区ガラス温室の管理棟を廃止し、同地区の自治会集会所として活用させるため用途変更するためのものであります。

議案第16号、八峰町漁村コミュニティ市場条例の一部を改正する条例制定については、これまで指定管理者に関する規定等がなかったことから、これを追加して条例を改正するものであります。

議案第17号、八峰町商工会館条例を廃止する条例制定については、白神八峰商工会の事務所統合により使用しなくなった八峰町商工会館を廃止するものであります。

議案第18号、八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定については、町営住宅かもめ団地7号棟解体のため改正するものであります。

議案第19号、公の施設の指定管理者の指定については、新たに八峰町コミュニティセンターとして整備した内荒巻コミュニティセンターを、指定管理者制度に基づき同内荒巻自治会を指定管理者として指定するものであります。

議案第20号、公の施設の指定管理者の指定については、八峰町漁村コミュニティ市場の指定管理者として、はちもり観光市組合を指定するものであります。

議案第21号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入については、地方財政法第6条の規定による一般会計からの繰り入れにかかるものであります。

議案第22号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入について及び議案第23号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入について、議案第24号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についても同様であります。

議案第25号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第13号）」は、既定額に1億4,407万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億3,685万7,000円とするものです。

主なものとしては、財政調整基金や地域福祉基金への積み立て、それ以外は各事業の精算などとなっております。

議案第26号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、既定額に5,425万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を11億2,201万3,000円とするものです。

主なものとしては、一般被保険者高額療養費と国庫負担金等の精算によるものであります。

議案第27号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、既定額に2,806万円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,759万3,000円とするものです。

主なものとしては、居宅介護サービス給付費の追加と配食サービス事業に伴う国庫支出金等の返還によるものであります。

議案第28号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、既定額より690万円を減額して、歳入歳出予算の総額を4億2,576万1,000円とするものです。

主なものとしては、事業の実績によるものです。

議案第29号、平成21年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、既定額より3,100万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,638万9,000円とするものです。

主なものとしては、歯科診療報酬収入の減額となっております。

議案第30号、平成22年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算となります。

議案第31号、平成22年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算から議案第40号、平成22年度八峰町営診療所特別会計予算までは、各特別会計予算の当初予算となります。

議案第41号、八峰町沢目財産区管理委員の選任同意については、沢目財産区管理委員の木藤正一氏が辞任したため、後任に田中地区から推薦のあった木藤實氏を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

議案第42号から議案第44号、「人権擁護委員候補者の推薦については、八峰町の人権擁護委員のうち今年6月末の任期の3名の方について、1名の方の継続、新たな2名の方の同意を求めるものであります。

以上、3月議会定例会でご審議いただく議案は合計35議案であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

続きまして、平成22年度の予算編成の基本方針と、その主な施策について私の所信を申し上げます。

サブプライム住宅ローン問題に端を発した金融市場の混乱は、グローバル化した国際経済に急速に波及し、百年に一度と言われる世界同時不況を招き、多くの失業者を出すに至っております。

日本経済の動向を見ると、景気は緩やかな回復傾向にあると言われるものの、失業率は高い水準で推移しているほか、国民の景気実感に近い名目成長率も減少傾向にあり、

予断を許さない状況にあります。

先行きについても、さらなる雇用環境の悪化やデフレ・スパイラルによる経済の縮小など景気回復への懸念材料がある中で、国民の多くは日々の生活や将来に不安を抱いております。

このようなことから、政府は景気の持ち直しの動きを確かなものとするため、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を着実に実施することとし、これに伴う平成21年度第2次補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することにより、民需は底堅く推移し、自律的な成長軌道に向けて、景気は穏やかに回復していくとしております。

一方、平成22年度の地方財政は、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係費の自然増や公債費の増加などにより、地方の財源不足は過去最大規模になると見込まれております。

そのため、地方が産業振興や雇用創出、地域活力の回復など地域のニーズに適切に対応できるよう、地方交付税は前年度比で1兆1,000億円増の16兆9,000億円と大幅な増額となっております。

しかしながら、国税収入が大きく落ち込んでいる中で措置したことや継続的なものでないことを考えた場合、今後の動向には十分留意する必要があります。

このような中、本町の平成22年度予算編成にあたっては、地方財政を取り巻く厳しい状況の中であって、収支の均衡を保持し、健全財政の推進に努めると共に、「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のため、町民の意見・要望などを踏まえ、行政改革大綱の着実な推進のもと、町域の均衡ある発展と町民福祉の向上を図ることを基本方針としながら、引き続き経常経費の3%カットを目標に、将来にわたって持続可能な行財政基盤の確立に努める一方、施策面においては、農林水産業などの産業振興や町民生活向上の諸課題に引き続き対処すると共に、雇用対策、少子化・子育て対策、観光振興、環境対策など国・県の施策に連動しながら、時機に即した予算編成に努めたところです。

また、歳入においては、景気の低迷により町税は減少するものの、地方交付税並びに臨時財政特例債の大きな伸びが見込まれることから、昨年度に引き続き財政調整基金を取り崩すことなく予算編成することができたところです。

なお、4月には首長選挙を控えておりますので、相応の財源を留保したところです。

その結果、一般会計の総額は前年度に比較して2.9%減の53億6,900万円となっております。

それでは、項目ごとに主要施策について順次ご説明いたします。

新年度は八峰町にとって庁舎建設が終了し、町ができて5年目の年にあたることから、町民の一体感をさらに助長させるために「町民憲章」を設けたいと思います。

町と町民による協働社会を構築するための町民憲章策定委員会を設置して、新しいまちづくりに向けた町民憲章の取りまとめを行います。

次に、県から事務委譲を受けてパスポートの申請受付・交付業務を町が行うため、今年の秋から実施できるよう準備を進めます。

また、新年度は4月の町長・町議会議員選挙に続き、7月には参議院議員通常選挙があり、所要の予算を計上いたしました。

次に、地上デジタル放送への対応について申し上げます。

来年7月24日からの地上デジタル放送完全移行に向けた対応が急がれているところがあります。

現在、町内にはアナログ放送からデジタル放送に移行した場合に支障が出る「新たな難視聴地域」となる小入川地区と大岱地区の2カ所があります。

小入川地区については、21年度の国庫補助事業と公共投資臨時交付金を活用して実施することにしておりますが、大岱地区については、新年度において別の国庫補助事業を活用して難視聴解消事業を実施することとし、所要の予算を計上したところです。両地区とも平成22年度内の完成・供用を目指しており、来年7月のデジタル化完全移行に十分間に合うほか、町内全域でデジタル放送が受信可能となります。

次に、省エネルギー・新エネルギーの推進施策について申し上げます。

ご承知のとおり、当町では平成19年度から3年継続して省エネ・新エネビジョンを策定してまいりました。その中で、町が先導的役割を担って推進・普及を図って行くこととしております。

このことを受けて、新年度では「おらほの館」に太陽光発電設備を、そして、おらほの館とあきた白神駅にペレットストーブをそれぞれ1台導入し、PR効果を高めながら省エネ・新エネの推進を図ることとしました。

なお、太陽光発電設備導入事業については、地球温暖化の防止など地域の取り組みを支援する「秋田県地域グリーンニューディール基金」から補助を受けて実施するもので

あります。

次に、定住促進対策について申し上げます。

地域活力の維持・増進には定住人口の確保が重要な要素の一つではありますが、出生数の急激な減少や若者の町外流出などいろいろな原因が絡んだ中で、当町のみならず過疎地域においては依然として人口減少が続いております。

定住促進対策については、これまでも「定住促進懇談会の開催」や「空き家を活用した定住者確保」、「八峰町の魅力アピールや定住施策のPRを行うふるさと回帰フェアへの参加」などを実施してきたところですが、新年度においては、これら従来の一環に加えて、今年1月から施行した「定住奨励金等の交付制度」や秋田県少子化対策包括交付金を利用した「田舎暮らしお試し事業」を加えて、定住促進に取り組んでまいります。

次に、ジオパーク認定に向けた取り組みについて申し上げます。

ジオパークとは、地球や大地を意味する「ジオ」と公園の「パーク」を合わせた言葉ですが、貴重な地質や地形がある地域を自然公園として観光や地域づくりに生かそうと、ユネスコも支援に乗り出している世界的な活動です。ジオパークの認定には「日本ジオパーク」と「世界ジオパーク」の2つの認定制度があり、近年、注目が高まってきております。

八森・岩館海岸は狭い地域に貴重な地質資源や白神山地から連なる豊かな生態系が残されていることから、これらの恵まれた資源をそのままの姿で維持保全し、ジオパークサイトとして教育や体験を通じた交流事業や観光など地域活性化に活用しようとする地域の機運が高まっております。

また、これを支援しようとする大学や研究者の働きかけもあることから、関係者の皆さんと連携して協議会を立ち上げ、まずは日本ジオパークの認定を目指した検討をしていきたいと考え、所要の予算を計上したところです。

次に、子育て支援について申し上げます。

これまで誕生から満1歳に達するまで、乳児に対し毎月5,000円の乳児養育支援金を支給しておりますが、昨年度、県の補助廃止後も保護者の経済的支援策として町独自の事業として実施してまいりました。

依然として続く雇用情勢の悪化、地域経済の低迷に鑑み、本年度も継続して支給してまいります。

また、少子化に伴う園児数の減少に伴う懸案の子ども園の統合等については、新年度早々に保育サービスの受益者である保護者や地域の関係者、学識経験者らからなる検討委員会を立ち上げ、地域の声を十分にお聞きしながら具体的な統合等の原案を策定したいと考えております。

次に、福祉関係について申し上げます。

最初に災害時要援護者避難支援計画についてですが、65歳以上の一人暮らし高齢者や75歳以上の方のみで構成される世帯などのうち、地震等発生時に自力で避難することが困難で何らかの支援を必要とする方について、災害時の安否確認や避難支援が円滑に行われるよう「要援護者個別計画」の作成に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉についてですが、一人暮らし老人や高齢者世帯については、配食サービス、外出支援サービス、一人暮らし老人見守り事業などを引き続き実施してまいります。

また、敬老式についても、本年度と同様に実施してまいります。

次に、福祉医療についてですが、昨年8月から実施しました乳幼児医療費の無料化については、平成22年度も引き続き継続してまいります。

次に、児童福祉についてですが、放課後児童クラブについては、今年度同様4カ所で実施すると共に、小学校及び中学校入学時の児童生徒に対しての育児助成金支給事業についても引き続き実施してまいります。

また、4月から「子ども手当制度」が開始となりますが、今年度は現在の児童手当を組み入れたものとなるため、事務執行にあたっては適切に対応してまいります。

次に、保健衛生関係について申し上げます。

最初に健康増進事業についてですが、健康相談、健康診査、訪問指導などを引き続き実施すると共に、食育推進計画の策定や健康はっぼうフェアを実施し事業を充実させてまいります。

また、各種がん検診や肝炎検診などの受診率向上のため、啓蒙活動や未受診者対策に努めるほか、子宮頸がんにつきましては、予防に有効なワクチン接種の啓発活動に取り組むと共に助成措置についても検討してまいります。

次に、株式会社かんぽ生命保険、日本放送協会及び全国ラジオ体操連盟の三者主催による夏期巡回ラジオ体操が、8月12日に本町で開催されることに決定となりました。

ご承知のとおり、ラジオ体操の様子はNHKラジオ第1放送で全国に公開生中継され

ているもので、全国の多くの開催希望地の中から本町も選考されたものです。

町としても、この夏期巡回ラジオ体操開催を契機に、さらに健康づくりの気運を高め住民の健康づくりを推進してまいります。

次に、乳幼児を対象とした子育て支援についてですが、赤ちゃんの誕生に合わせて支給しています赤ちゃん誕生祝金事業については、平成22年度も引き続き実施してまいります。

また、乳幼児への感染予防対策として、任意接種となっている「おたふくかぜ、水痘、インフルエンザ菌b型」の各ワクチン接種に対して、各接種料金の半額、1接種あたり5,000円を上限として助成してまいります。

次に、妊婦健康診査についてですが、今年度から無料で受診できる回数を国で示した基準の14回に増やしておりますが、平成22年度も継続して実施してまいります。

次に、自殺予防対策についてですが、日常の保健活動や自殺予防講演会などのほか、経済苦・生活苦相談会や研修会を通じて自殺予防に取り組めます。

また、陽だまりの会による交流サロンの開催など町内福祉関係団体とも連携し、自殺者ゼロを目指してまいります。

次に、家庭系ごみの収集運搬についてですが、全町ごみステーション化や収集運搬回数統一も2年目に入り、町民の皆様のご協力により混乱もなく順調に行われております。

平成22年度からは、鋭利なもの以外の在宅医療廃棄物も燃えるごみとして収集運搬してまいります。

今後とも、一層のごみ減量化や資源ごみの分別化を推進すると共に、ごみの不法投棄防止のための啓蒙活動やごみ捨て禁止看板の設置などにより、町内の環境衛生向上に努めてまいります。

また、家庭用廃食油の回収については、今年度新たに4カ所回収小屋を設置しており、平成22年度も引き続き取り組んでまいります。

次に、地籍調査事業について申し上げます。

平成22年度の地籍調査事業は、八森地区にあっては八森字林の沢と釜の上の各一部で、面積にして15ヘクタール、筆数が572筆となっております。

峰浜地区については、田中字後野、田上、狐崎、上台の各全部で27ヘクタール、634筆となっております、この両地区の箇所調査測量を予定しております。

また、平成21年度に実施した継続地区については、地積の測定及び取りまとめを行い、認証申請を予定しております。

なお、平成20年度に実施した地籍調査事業の八森地区と峰浜地区については、本年1月22日に国土交通省への認証申請を行い、その承認を得て秋田地方法務局能代支局に登録申請を行うこととしております。

登記の完了するのが5月末日頃と予定しておりますが、完了した際には広報などに掲載して関係者に周知を図ります。

次に、労働関係について申し上げます。

最近の雇用情勢は、経済失速状況を反映して企業倒産などによる離職者が増加する一方、企業の新規求人数が減少するなど極めて厳しい状況が続いております。

このことから、平成21年度から県基金事業として緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生事業を実施し成果を上げておりますが、新年度においても引き続き実施してまいります。

また、町単独の雇用対策として平成21年6月から実施している八峰町雇用創出活動支援事業についても大変好評であることから、新年度においても引き続き実施してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

民主党主導の新政権が掲げた農政の大転換で、水田農業は大きく変わります。食料自給率の向上と農業・地域の再生に向けて「戸別所得補償制度」がスタートします。

平成22年度は、23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて事業の効果や円滑な事業運営を検証するために、「戸別所得補償モデル対策」が実施されます。

このモデル対策は「米戸別所得補償モデル事業」と「水田利活用自給力向上事業」の2つの事業がセットで実施されます。

「米戸別所得補償モデル事業」は、水田農業の経営安定を図るために恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんするものです。「水田利活用自給力向上事業」は、自給力向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、シンプルでわかりやすい助成体系のもとに生産拡大を促すものです。この2つの事業が円滑に実施され、農家の所得向上に繋がるよう集落座談会等を開催し農家への周知を図ってまいります。

また、「農産物の生産振興」、「生産基盤の整備・充実」、「担い手の育成・支援」、「経営改善や経営安定の支援」を柱としながら、各種の施策を実施してまいります。

最初に、農産物の生産振興について申し上げます。

まず、補助事業ですが、県単「“今こそチャレンジ”農業夢プラン応援事業」で担い手である組織経営体と個別経営体の機械・施設等の導入を支援し、振興作物の生産拡大を図ります。

また、市場に出荷した農産物の価格が著しく下落した場合に価格補償する「園芸作物価格補償事業」、中山間地域の農地保全活動や営農活動を支援する「中山間地域等直接支払交付金事業」も、前年度に引き続き実施いたします。

次に、カドミウム対策として適正な水管理を呼びかけてきましたが、残念ながら町内で基準値以上のカドミウム含有米が検出されました。前年度に引き続き土壌調査を行うと共に、新年度から4年間、県の指導で「カドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業」を実施します。この事業は土壌カドミウムを吸収する水稻品種の実証試験を行い、土壌浄化技術の実用化を図るものです。

町単独事業では、21年度から取り組んでいる「菜の花プロジェクト事業」関連予算を計上しております。新年度も3.9ヘクタールの展示圃で、ナタネの栽培試験や菜種油の製造委託、販売を計画しています。

また、沢目地区の果樹は、数年前から鳥、特にカラスの被害が増えて収穫量が減少しているため、新年度もカラスの駆除を行うほか、町単独の新規事業で防鳥網の購入費の半額を果樹組合に助成することにしました。

次に、生産基盤の整備・充実について申し上げます。

生産基盤整備の主なものとしては、継続事業の「県営防災ダム事業」、「農地・水環境保全向上対策事業」、「町単独農業農村整備事業」と「県営農業農村整備事業」を実施するため、所要の予算を計上しております。

平成21年度から始めた「町単独農業農村整備事業」は、事業規模や事業費が小さく採択基準を満たさないため、国・県の補助対象とならない農地や農業用施設の整備事業を農業者が自ら行う場合に町が補助金を交付して支援しようとするものです。昨年の農地・農業用施設の災害復旧事業にも大いに活用されました。事業採択要件を40万円以上としていましたが、22年度から災害復旧事業に限り10万円以上に改め、より小規模な災害復旧事業に活用してもらうことにしました。

次に、県営農業農村整備事業は、大沢土地改良区の約110ヘクタールのほ場整備に係る事業であります。平成24年度の県営ほ場整備事業・新規採択希望地区として秋田県に申

請しておりますが、ほ場整備事業の実施に先立ち、21年度から23年度までの3カ年にわたり調査・計画事業が実施されます。新年度は地形図作成委託料などを予算計上しています。

次に、猿の被害防止対策について申し上げます。

猿の活動範囲は全町に拡大し農作物の被害は増加しており、新年度も檻による捕獲や銃器による捕殺、電気柵の設置、猿の追い上げなどの予算を一般会計と猿害対策地域協議会会計に計上しました。

また、新年度も「秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業」を活用して作業員を雇用し、電気柵まわりの草刈作業等をしてもらう予算も計上したところです。

新年度も、これらの事業を活用しながら被害農家や関係団体との連携を強化して、被害の防止と軽減に努めてまいります。

次に、担い手の育成・支援について申し上げます。

農業生産や農業振興の要である担い手の育成・支援については、関係機関と連携しながら金融支援や経営相談、技術指導など担い手のトータル的なサポート活動を行うと共に、担い手の掘り起こしを狙いとする町単独事業の「担い手育成応援事業」を活用して行ってまいります。

次に、林業振興について申し上げます。

森林管理の担い手である林業は、近年の木材価格の低迷などにより収益性の低下が進み、森林所有者の林業への投資意欲が著しく減退してきており、健全な森林の維持が難しい状況となっております。地球温暖化防止など森林の多面的な機能を維持するためにも、森林環境整備事業などによる間伐の保育事業や森林整備地域活動支援交付金による計画的な森林管理業務を支援してまいります。

また、松くい虫対策については、引き続き補助事業などにより実施してまいります。

林道等の整備については、県営による林道米代線、峰浜線の整備促進に努めます。

次に、水産業の振興について申し上げます。

つくり育てる漁業の一環として実施しております種苗放流事業については、新年度も引き続きヒラメ、アワビ及びアユの放流を行い資源の増殖に努めます。

また、近年の磯焼けの拡大に対処するため、藻場を守り漁業資源の回復と漁業の活性化に資するため、新年度から5カ年計画で環境・生態系保全活動支援事業を実施してまいります。

漁港建設事業については、漁業関係者との調整を図りながら八森漁港及び岩館漁港の整備を促進し、船舶の安全係留と共に水産業の活性化を図ってまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

中小企業の経営安定と商工業の振興に欠くことのできない融資斡旋制度の通称「まるブナ」については、引き続き秋田県信用保証協会、商工会及び金融機関とタイアップして利子補給及び信用保証補給を行い、町内企業を支援してまいります。

また、住民の消費意欲の回復と地域商業の活性化を図るため、第3弾プレミアム商品券発行事業を実施します。

首都圏を中心に開催される物産展や商談会に積極的に参加し、町特産品等の販路の拡大による産業の振興に努めます。

次に、観光振興について申し上げます。

本年12月に東北新幹線が新青森駅まで全線開業となり、これを契機に北東北には多くの観光客が訪れることが予想されております。本町においても五能線の利用者が増えるなどのいわゆるシャワー効果が期待できることから、青森県内の自治体、観光関係団体、観光事業者等が一丸となって実施する「青森デスティネーションキャンペーン」に参画し、開業効果の持続・拡大による本町への入込客数の増加に努めます。

また、青森県深浦町、鱒ヶ沢町と連携し、イベントや観光情報の発信を広域的に取り組みます。

平成21年度から着手している八峰町観光振興計画の策定については、引き続き観光資源の発掘・分析、モニターツアーなどを実施し、観光アクションプランを作成します。

ポンポコ山公園整備事業については、ふるさと交流センターの解体、センター広場の造成、管理棟の建設、遊具などの設置を行い、多くの人々が気軽に訪れる公園づくりを目指してまいります。

次に、町道関係について申し上げます。

町道の維持管理については、建設課直営班及び業者委託などにより舗装補修、側溝管理、道路安全施設の点検整備及び除草作業などを適宜に行い、良好な通行と交通安全の確保を図ってまいります。

また、新設改良事業では、町道大沢大信田線の改良舗装工事を継続すると共に、町道岩館海岸線においては、崖地法面の崩落防止工事を行います。

町道大沢大信田線の埧地区のバイパス路線と町道峰浜中央線については、新年度に路

線測量と実施設計業務を行い、その後、年次計画で新設改良工事を進めてまいります。

次に、町道の除雪について申し上げます。

除雪機械の充実のため小型ロータリー除雪車1台を更新しますが、国道・県道の除雪関係機関との連絡調整を密にしながら町内の除排雪作業にあたり、冬期交通の確保を図ってまいります。

次に、町営住宅関係については埜地区農業集落排水施設が供用開始となりますので、埜川団地13棟の下水道接続工事を「公営住宅ストック総合改善事業」で実施いたします。

次に、急傾斜地崩壊対策事業について申し上げます。

県では、引き続き門の沢地区、横間地区及び岩館地区で県単の急傾斜地崩壊対策事業を計画しておりますので、当該事業の負担金を計上しております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

最初に学校関連予算の概要について申し上げます。

本町の小・中学生は、平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査において、3カ年連続で全国・全県平均を上回る成績であり、さらに先に発表された全国体力・運動能力調査においても、また同様に全国・全県平均を上回るという調査結果が出ております。

今後さらに向上させるべく必要な予算措置を講じたところであります。

具体的には、子供たちの国際交流や国際理解を深めるために実施しております国際教養大学との連携事業を引き続き実施し、小学校が平成23年度から、中学校が平成24年度から完全実施されます新学習指導要領に基づく英語学習に対応すると共に、交流を通して異文化の理解を深めていくこととしております。

また、発達障害等の児童生徒に一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善克服するため適切な指導及び必要な支援を行うこととして、昨年に引き続き特別支援教育支援員を配置し、より良い学校教育環境づくりを図っていくこととしております。

さらに、中学校に入学後、その環境の変化から問題行動や不登校が発生しやすくなる「中1ギャップ」を防ぐことを目的に、昨年に引き続き秋田大学医学部の協力をいただき、小学6年生と中学1年生との宿泊交流事業を実施し、あわせて勉強や部活動など先輩に聞き、不安を解消していくと共に、中学校の教諭が小学校で授業をするなど小中連携事業に積極的に取り組んでいくこととしております。

また、平成21年度で児童・生徒の通学に関する検討委員会が出されました基本方針に基づき、冬期通学に関して、小学生は2キロメートル以上、中学生は3キロメートル以上についてバス運行するための所要予算も計上し、通学時の安全・安心に努めていくこととしております。

次に、生涯学習関連について申し上げます。

平成19年度策定の「第1次社会教育中期計画」に基づき、過去3年間の実績を踏まえながら22年度の重点目標に添って社会教育・生涯学習、生涯スポーツの推進に努めてまいります。

放課後子ども教室は、昨年度からあきた白神体験センターにおいて冬期間開設いたしました。今年度も放課後における児童の居場所づくりや体験活動をサポートすることとし、所要の予算を計上いたしております。

家庭教育の振興については、小・中学校や子ども園で実施する家庭教育講座や講演会などへの情報提供や学習支援を継続して実施してまいります。

読書活動の推進については、21年度にファガスと峰栄館のロビーを一部改修し、町民が気軽に利用しやすい環境整備を実施いたしました。今年度もボランティアサークルと連携し、図書の実質や環境づくりに努めてまいります。

文化財の保存・利活用については、江戸時代の紀行作家菅江真澄が訪れた町内の著名なポイントに説明板を設置することとし、歴史や文化や観光面での道標として役立てていただくよう所要の予算を計上いたしました。

次に、「あきた白神体験センター」について申し上げます。

新年度の予約状況は、日帰り・宿泊合わせて2月末時点で55団体、2,136人となっておりますが、さらなる利用者の拡大、リピーターの獲得のため一層の努力を行ってまいります。

また、センター利用拡大のため、各種研修や会議席上でのパンフレット配布や新聞・フリーペーパーでのイベント情報の周知を行うなど、積極的な営業活動にも努めてまいります。

運営面につきましても、ハタハタ館や町内施設との連携、八峰町白神ガイドの会、八峰町グリーン・ツーリズム協議会との協働などにより、様々な経済効果や創出効果を生み出しているものと認識しております。

新年度も管理経費の一層の節減に努め、積極的な運営を図るよう、前年度の実績を勘

案し所要の予算を計上いたしましたので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、学校給食について申し上げます。

給食費については、直接経費として賄材料費部分を保護者等関係者からご負担いただいているところであります。学校給食の主食であります精米・パンなどの食材価格の値上がりが予想され、本来であれば価格の上昇分を転嫁したいところではありますが、厳しい経済・雇用情勢の中で、給食費値上げの時期ではないと判断いたしております。

今後の食材価格の動向を注視すると共に、同じ状況にあります近隣市町の動向も踏まえながら、給食費の改定についてどの程度が適当なのか、いま少し検討したいと考えております。

今年度についても、従前以上にコストの軽減を図るため、献立の工夫や単価の高い加工済み食品をできる限り手作り食品に切り替え、安心・安全な給食の提供に努めることはもちろんのこと、給食費については経済支援や子育て支援の一環として必要な支援を行い、給食費を値上げしない方向で運営してまいります。

また、地産地消の一環として取り組んでいる学校給食への地場産物の活用については、昨年来から実施しており、秋田県漁協北部総括支所・漁協女性部「ひより会」からの地元水産物と峰浜産直会「おらほの館」から地場産野菜の供給を受けております。

今年度も安全で安心な地元食材の確保に努めてまいります。

学校側からの要望でもありました給食用食器のカレー皿については、新たに購入する費用として所要の予算を計上いたしましたので、何とぞご決定賜りますようお願い申し上げます。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

はじめに、八峰町国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

国民健康保険については、加入世帯数や被保険者数に大きな変化はない中、医療費については毎年伸びている状況となっております。

今後とも特定健康診査やがん検診等の受診率向上に努め、病気の早期発見・早期治療などによる適切な医療を受けていただくよう啓発しながら、医療費の抑制に努めてまいります。

歳入歳出予算額は、平成21年度より5,275万8,000万円多い11億1,159万9,000円となっております。

次に、八峰町老人保健特別会計について申し上げます。

老人保健については、後期高齢者医療制度へ変更となったことに伴う清算期間の最終年度となります。

歳入歳出予算額は、平成21年度より285万2,000円少ない16万5,000円となっております。

次に、八峰町介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

介護保険につきましては、人口減少が進み高齢化率がますます高くなっていく状況ですが、介護サービスや介護予防サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

歳入歳出予算額は、平成21年度より3,708万4,000円多い8億7,665万円となっております。

次に、八峰町後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療につきましては、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのものですが、平成22年度は保険料の改定の年となりますので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

歳入歳出予算額は、平成21年度より212万1,000円少ない8,464万円となっております。

次に、八峰町沢目財産区特別会計について申し上げます。

以前から懸案でありました、森林農地整備センターと分収造林契約している水沢山2番1をはじめとする10件の契約地において、白神森林組合との三者契約が、先の沢目財産区管理会で承認されました。

そのため、昨年まで計上していた森林農地整備センターからの森林整備のための水源林整備受託事業収入はなくなることとなります。

新年度の予算については、既存の土地貸付収入と立木売却収入が大きな財源となっております。

歳入歳出総額は、平成21年度より288万9,000円少ない262万9,000円であります。

次に、八峰町簡易水道事業特別会計について申し上げます。

住民生活に不可欠な水道水を安全かつ安定的に届けるため、定期的な水質管理と施設の維持管理に努めてまいりますが、施設の老朽化から施設改修が必要となっており、峰浜地区簡易水道では下水道管路の布設工事と同時に大信田地区の石綿管布設替工事を実施いたします。

また、八森地区簡易水道については、平成28年度を最終年度とする簡易水道統合整備事業計画に基づき改修事業を進めてまいりますが、新年度は観海地区で真瀬川を水源と

する導水管及び配水管等の布設工事などを実施いたします。

これらの事業を展開するために、歳入歳出総額を、平成21年度より7,637万9,000円多い4億1,538万円となっております。

次に、八峰町公共下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道は、快適な生活環境や公共用水域の水質保全など生活及び自然環境の保全に大きな役割を担っており、今後とも加入促進に努めてまいります。施設管理では、八森及び沢目浄化センターの増設事業等が平成21年度で終了しましたので、今後は浄化センターの機械設備等のメンテナンスを計画的に実施してまいります。

歳入歳出総額は、平成21年度より5,014万5,000円減額の3億8,103万2,000円となっております。

次に、八峰町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

新年度に実施する大信田地区の管渠布設工事により、埜地区農業集落排水計画区域の全部が下水道への接続が可能となりますので、助成制度や融資斡旋制度などの周知を図り、早期に接続するよう働きかけてまいります。

歳入歳出総額は、平成21年度より2億5,944万9,000円少ない1億6,597万円となっております。

次に、八峰町漁業集落排水事業特別会計について申し上げます

本会計は事業が終了し、維持管理経費を中心に計上しております。

歳入歳出総額は、平成21年度より460万7,000円多い4,290万9,000円であります。

次に、町営診療所特別会計について申し上げます。

昨年の診療報酬改定により診療所における診療報酬収入が引き下げられることとなりましたが、地域医療の拠点として医療サービスの充実に努めてまいります。

なお、歯科診療が現在休止中であることから、歳入歳出総額は、平成21年度より2,783万1,000円少ない7,711万9,000円となっております。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行にあたっては職員共々、年々厳しさを増す財政事情を十分認識し、町民の生活基盤や福祉向上、産業振興、さらには地域の活性化に効果的に作用するよう、なお一層努力をしてまいります。

議員並びに町民各位の特段のご協力をお願い申し上げ、平成22年度予算編成方針の説明といたします。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。11時15分に再開したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

午前11時10分 休 憩

.....

午前11時18分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第4、議案第10号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） おはようございます。

それでは、議案第10号、八峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを提案いたします。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。地方公務員法の一部改正により、時間外勤務代休時間という制度が新設されました。それに関する所要事項の規定を改正するものであります。

ページ、裏の方をご覧ください。改正の内容について説明いたします。

最初に、第6条第1項中、これは休憩時間を定めているところですが、昨年の11月に皆さんにお諮りのとおり、今までは8時間労働でしたけれども新年度より7時間45分、15分短縮になります。その分、休憩時間がお昼1時間ということになります。それが、この第6条第1項でございます。

それから次の第8条の4ですけど、これが新しく加わる部分でございます。時間外代休時間ということで新たに加わっております。内容については先日の説明のとおりですが、第4条の4ですね、ここに書いてあるとおり、当該時間外勤務手当の一部の支給にかわる措置の対象とすべき時間、これを時間外勤務代休時間ということで、規則で定める期間内に、これは2カ月内ということになるようでございます。それで割り振られた勤務時間の全部又は一部を規定することができる。こういうことになりました。

それから2項の方です。この中でも正規の勤務時間において勤務することということで、これで代休時間ということで決まりますと、普通の勤務時間内でも行使ができますよと、こういうことになりました。

続いて第10条の関係です。これは休日の代休ということで、これがこれに変わるということですが。

それから附則の方をご覧ください。施行期日ですけれども、春の4月1日から。それから文章中に八峰町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する充実、これは、この条例の条文が附則の2に書いている関係条文の方に影響を与えまして、その部分も直るという内容でございます。

なお、次の議案とからみがありますので、詳しくは具体例を次の議案の中でご説明したいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 代休制ということで関連して聞きたいんですけど、次のところにひっかかるかちょっとあれですけども、現在まず1人平均の残業時間というのは月どのくらいで、最高限度額がどういうふうな、どのくらいの残業時間になってますでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 具体的にですね1人あたり幾らということを出したことはないんですけども、例えば20年度の時間外トータルですと、全職員で時間外勤務手当が2,780万円と聞いております。これは職員数が140名ちょっとでしたけども、うち管理職がおりますんで具体的に出しておりませんが、それから先日配付しました新年度の予算書の中にも書いてるとおり、末尾の方にですね人件費関係書いてます。これでも予算的には2,700万円ちょっとということで、大体その辺かなと思っています。

それから限度額についてはございません。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 勤務を命じられない場合ですね、職員に選択する権利というのはあるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 今の質問ですけれども、この後も詳しく説明しますが、選択は可能となります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 60時間以上の残業時間というのはかなりの特別な事情にあたるのかどうかあれですけれども、なるだけ町としては今過労死とかいろいろ言われてますので、なるべく代休制、休みを取るとか、そういうふうな勧めとか、これに対する考え方とかありましたらお知らせください。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 先般の全協でも説明しましたとおり、国の法律の改正というのは今議員がおっしゃられたとおり過労死とかですね、こういうのが最近増えてきています。それを抑制するために今回60時間以上のハードな勤務をされている職員については、それを超える部分について代休で取ってもらおうと、こういうふうな制度ですので、町独自というわけではございませんが、国全体がそういう動きになっていますので、それに合わせております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第11号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第11号についてご提案いたします。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。県職員の給与に関する秋田県人事委員会の意見に鑑み、町職員の月60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合等、関係する条例の規定を改正するものであります。

次のページをご覧ください。簡単にご説明いたします。その後に配付しております資料で具体的にご説明したいと思います。

改正点ですけれども、最初に第10条3項を次のように改めるということで、ここは今度新しくなりますと6号になるわけですが、これは従来からあります休みの日にですね仕事をされて、それに対して代休を取ると、代休を取ったら残りとして100分の25、これを支給できるという、こうなっております。これはこのままいきます。ただ6項にですね、これが落ちるということで、そう解釈してください。

それから次の2項ということを書いてますけれども、これは再任用短時間勤務職員ということで、これも2年ほど前からなりました。本町の場合は例がありませんけれども、この方々の場合については、今回8時間勤務から7時間45分になるわけですがけれども、契約といいますか、短時間勤務ということで契約しますので、それ以上やっても7時45分以内であれば、これは上増し賃金はできませんよということになります。

それから次の3項です。これは60時間以上超えた場合ですね、これについて超えた部分、これについて普通であれば100分の150、これを支給しますと、こういうことです。全部でなくて超えた部分についてということですね。

それから次の4項ですが、これは時間外勤務代休時間ということで指定された場合は、その分については今度は手当としてはその部分はできません、こういうことです。

それから最後の5項の方ですけれども、これも再任用職員の方ですので、これも同じ適用になります。

それから右手の方、関係する条例の関係で、八峰町職員の育児休業等に関する条例、これに関係するところがありましたんで、単純に中ほどにですね第10条第3項、これがちょっと数字上変わるということでございます。

それで、お手元に渡した簡単な資料をご覧ください。先ほどの議案第10号と含めて説明いたします。

表題の方が「1月60時間を超える時間外勤務手当に関する事項」ということで総務課から出しております。制度の概要は全協で説明のとおり、1つ目が支給割合の引き上げでございます。2つ目が、1月60時間を超えた時間外勤務時間に対する代休制度の新設

ということで、内容は、1つ目の支給割合がですね、今までは平日であったら125、100分の125、こういうふうなことになっていました。それが60時間以上超えた部分については今度は改正されて150、こうなるわけで、60時間までは125、60時間以上超えた部分について150、こうなりますよという制度でございます。

それから②番に書きましたけれども、国と、県の制度の名称がちょっと変わります。それから月60時間を超えた場合、超えた時間外勤務時間に応じて代休を指定できるという制度です。それから代休を超えた時間に改正された支給率の差額分を乗じて得た時間、これを代休時間として与えることができるということです。

下の方、中ほどから例書きましたけれども、例えば1月に時間外をやった方が76時間の方がいらっしやったと、こういう例をとってちょっと説明いたします。76時間のうちの60時間まではということで、これは従来どおり時間外として100分の125ということで計算されます。それから76時間のうち60時間以上超える時間は16時間ですので、これもこのまま2番になると。次の支給率の改正では、この16時間について今度支給率が100分の125から100分の150になるということで、要は100分の25、これが増えるということになるわけです。具体的に時間外計算ですけども、この方がですね4時間、代休を、この代休といいますか4時間代休というか、16時間がですね代休時間を取るとすればという計算がこの上の方に丸印書いてましたけれども、時間外勤務時間の計算で出てきます。超過時間が16時間ありましたので、支給割合の差の100分の25で掛けてですね4時間、これがこの方の取れる代休時間ということになります。ということで、代休を取る場合は4時間取れると、こういうことです。だから計算上でいきますと、この方が代休を取る場合は丸々76時間の100分の125の時間外もらったほかに4時間の代休が取れる、こういうふうな仕組みであります。

ただし、代休が必要ないと、都合があつてですね取れないという場合は、60時間までの時間外については100分の125、それから超えた16時間については計算上は100分の150として足した分をお支払いすると。

但し書がありまして、2カ月以内に取得しない場合は差額分の100分の25を払うと、こういうふうな計算になるようですので、全て76時間が代休ということではありませんでご承知おきください。

それから、参考までに昨年ですね、どのぐらいあったのかとちょっと調べましたけども、昨年の夏に災害等がありましたけども、その分、それから選挙、この分を含めて本

町では60時間を超える勤務時間をした職員は5名しかおりません。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これから議案第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第12号、八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。辻学校教育課長。

○学校教育課長（辻 正英君） 議案第12号、八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

提案理由は、奨学基金の計画的な運用を行うため改正するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例であります。

2月24日の全員協議会でも資料を配付し、ご説明しているとおおり、ここ数年においては奨学金貸与者数が年々増加傾向にあります。今後も非常に厳しい経済状況の中においては奨学生の希望者が増加するものと思われまます。条例の目的を尊重し、有意義かつ効率的な基金の運用を行うため積立額を増額する必要があると判断し、条例の一部改正をするものであります。

改正の内容は、第3条の積立額の条文であり、条文中の基金の積立額を「1億3,000万円以内」を「1億6,000万円以内」に改めるものであります。

また、基金の増額については、平成22年度より3年間、毎年1,000万円を積み立ててい

くものとしております。

附則として、施行時期は22年4月1日としております。

以上、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この増額については大変今の時節に合って結構だと思っております。ただ、全協で説明あった今後の考え方について少し確認をしておきたいと思いません。

まず、奨学金制度ということで私が12月議会で一般質問したときに、教育長の方から高校生の授業料の無償化ということで今後見直されるかもしれないというふうな言葉を初めてそのときに聞いたんですけれども、条例の中には高校生もしっかり含まれてますので、簡単にその場で条例を変えるようなそういう発言というのはいかがなものかということで、再度、教育長の考えをお聞きしたいと思えます。

それから全協の中で学業成績評定でおおむね3.5以上ということの、「おおむね」を取り払うということで、これがどういうふうな文章でどのように出されているのか、ちょっといろいろ調べましたらそういう文章がありませんので、当てはまるとしたら条例の委任というところの第11条に「この条例を定める者を除くほか、この条例の施行に関して必要な事項は町長が別に定める」とあります。この「町長が別に定める」中にこの学業成績評定が入ると思いますので、町長の方から、この3.5という、「おおむね」を取り払ったこの3.5というのが条例の中にも高校生も含まれてますので、3.5が高校生にも含まれる可能性があります。これについてちょっと町長の考え方をお聞きしたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番さんの発言の中で、最初の高校生の授業料の無償化についての発言について教育長の発言がどうのということでの答弁を求めるところですが、この議案には当たらないんじゃないかと思えます。もう一回、その質問の要旨をお話してください。

○14番（見上政子君） それじゃあですね、条例の中に高校生の奨学金制度、これも学校教育法による高等学校ということで条例に認めてます。これを引き続き条例を認めて行っていくつもりかどうか、再度確認したいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） いいですか、わかりますか。高校生の授業料無償化とこの条例との関係を聞いてるわけです。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 見上議員のご質問にお答えします。

今回の条例につきましては、財政の有効的な健全化を図るために1億3,000万円から1億6,000万円に、年度1年に1,000万円ずつ積み立てをしていくと、そういう条例であります。12月の議会で私が答弁したのは、流動的なことでありまして今後検討していかなければならないということで、この条例とはまた関係ないと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前11時41分 休 憩

.....
午前11時42分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上議員の質問にお答えしますが、いずれ選考にあたっての基準というのが、これは教育委員会で内部的に検討した結果のものがありますので、具体的な内容については教育委員会の方から答弁をさせたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） 辻学校教育課長。

○学校教育課長（辻 正英君） 私の方から選考基準の内容につきまして、先の全員協議会の方でも口頭で説明させていただいております。それを再度繰り返すこととなりますけれども、第1点としては、まず条例上では身体強健とか品行方正であって学業成績が優良である者ということが条例上では条文化されております。これを具体的にじゃあどのようなものにして判断していくのかということになりますと、学業成績の5段階評価というものをまず適用していきたいなということで考えておりました、この5段階評価についての評価点、これを3.5以上というふうに考えたもので、先の全協でも説明させていただいております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この3.5というのは全協でも説明ありましたが、各学校のそれぞれの学校の評価で3.5ということで決められているということですが、この3.5を高校生の場合は3.5というふうにして、何か文章が何かあるのかどうか分からないんです

けれども、高校生に限り3.5ということで考えることはできないでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 辻学校教育課長。

○学校教育課長（辻 正英君） 現在は正式な文書というのではなくて、一応22年度に向けてまして、まず基準の要綱等の作成というものを決定していきたいと考えております。ですから、現在の段階ではまず考え方をまずまとめたもので、まず今考えております。

あとそれから、3.5以上、高校の奨学金ということですか。中学生も3.5ということですか。例えば奨学金の申請するに高校に入学したときの中学生からの申請ですね、この場合の評価点が3.5、そして高校から大学に行くときの申請の場合の3.5、これは、まず高校から大学に行く場合は3.5というものをまず取り決めの考え方として持っていきたいなと思っております。ただ、中学生から高校の入学した段階での評価点につきましては、これは各中学校の方と高校の方の評価がちょっと違いますので、その点は今後流動的に考えていかなければならないんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 本条例案には賛成いたしますけども、この条例を改正しないと奨学金の貸付基金が不足する恐れが生じますので賛成はいたしますが、それこそこの前の、ここの提案理由にですね奨学金の計画的な運用を行うために改正する、こうあるんですけども、先日の全協の説明でですね、この3,000万円を積み増すことによって今後仮に10人に貸付すると過程して5、6年はもつと、こういう説明でありました。今後の経済状況にもよるといってお話でありましたけども、それこそ昨年で新規で13名に貸付してるんですよ。それで、この10人で試算したようなんですが、それで5、6年と、こういう説明であったんですが、ここの中にですね、この奨学金の貸付者数については年々増加傾向にあると。今後の経済状況を背景にですね奨学生の希望者が増加するものと、こう思われると、こう説明資料にあるわけですよ。先ほどの課長の提案理由の中でもそのようなことをおっしゃってございましたけども。10名というのはですね、ちょっと少なく推計したんじゃないかなという、こういう気がします。昨年でも13名、今後の経済状況を勘案すると、それこそ13名より増えるんじゃないかなと、こういう気がいたします。そうするとですね5、6年が2、3年になるのか3、4年になるのか、人数が増えることによってですね。そうするとまた3年後か5年後かわかりませんが、またこの改正をしなきゃならないということになるわけですよ。ですから全協のときに私が申しましたようにですね、この奨学金の貸付条例、奨学金をですね一般会計でやっ

ぱり行うように、そういうことも検討する必要があるのではないかなど、このように思いますので、そのことについて今後検討する余地があるのかどうか、それだけお答えいただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。辻学校教育課長。

○学校教育課長（辻 正英君） 奨学基金につきまして、まず現在、基金の活用ということでやっています。これをまず一般会計の方での活用という、組み替えが今後考えられるのかどうかということのご質問でありますけども、まず今後においては、まず現段階では全協でご説明したとおり、まず当分の間は基金としてのまず活用を考えておくことから、まず今回増額という形で提案させていただきますということでご説明させていただいております。ですから、まず当分の間は基金の活用ということで運用を実施していきたいと思います。ただ、今後におきまして経済情勢とかそういう社会情勢の変化とかです、あと、他町村の運用の方法とかこういう変更が見られた場合は、その際は私の方でも再度検討していかなければならないことであるなということも考えております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第13号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） それでは、議案第13号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年 3 月 2 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でございますが、国民健康保険税納付に際し、ゆうちょ銀行でも納付できるようにするため、様式を全面変更するものであります。

次のページをご覧ください。

八峰町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

様式は別記様式となっておりますので、次ページ以降にその様式を載せております。

そして、この条例は平成22年 4 月 1 日から施行します。

それで、平成22年度分の納税通知書、あるいは納付書からこの様式となっていきます。全協でもご説明しましたが、ほかの町税の様式も同様に變更して、22年度から新たな様式となります。それで現金納付される方、これまで銀行とか農協まで出かける必要のあった方は近くの郵便局で納付できるようになりますので、利便性が大いに向上するものと考えております。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第14号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第14号、八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。

八峰町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。八峰町が設置しているコミュニティセンターに新たに内荒巻コミュニティセンターを追加するため、条例を改正するものであります。

次のページをご覧ください。

現在、町のコミュニティセンターとしては上段のとおり7カ所ありますが、今月中に内荒巻コミュニティセンターが完成します。それを加えて8つとするものであります。

ということで、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたしますので、ご協力をお願いいたします。

午前11時56分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第9、議案第15号、八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。松森農業振興課長。

○農業振興課長（松森尚文君） 議案第15号、八峰町農業施設条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町農業施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由は、外林のガラス温室の管理棟を廃止するために改正するものであります。

次のページで詳しく説明いたします。

八峰町農業施設条例の一部を次のように改正します。

第2条、これは八峰町の農業施設の位置等を記しているものでございますが、その中の表の外林地区の管理棟1棟、これを削除して下の表のとおり改めるものであります。

なお、この管理棟は地域活性化・きめ細やかな臨時交付金を活用して改修工事を行い、外林地区の集会施設に利用する予定であります。

そして附則として、この条例は平成22年4月1日から施行します。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第16号、八峰町漁村コミュニティ市場条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第16号、八峰町漁村コミュニティ市場条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町漁村コミュニティ市場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

平成22年 3 月 2 日 提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由であります。指定管理者に関する規定等を追加するため、条例を改正するものでございます。

先日の全員協議会の際にもご説明いたしましたけれども、漁村コミュニティ市場の指定管理者をはちもり観光市組合にお願いするということの協議が整いましたので、本条例の一部を改正して、その指定管理者関連の条文を追加するために全体的に条文の整備を行うということでございます。

次のページ、お開き願います。

八峰町漁村コミュニティ市場条例の一部を改正する条例。

八峰町漁村コミュニティ市場条例の一部を次のように改正するというもので3つほどございます。

第9条を第21条とする。これは委任に関する規定を9条から21条にするというものでございます。それから第3条から第8条までを削ると。そして第2条の次に次の18条を加えるということで、使用の許可という第3条から次のページの一番下の利用料金の不返還、第20条というところまでを追加するというものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するというようにしております。

よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この第16条の市場は引き続き7日間以上使用することができないとありますが、7日間以上と定めている理由は何なんでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

施設のこういった条例の中で、第6条関係、市場であつたりコミュニティセンターであつたり7日以上使用することができないという条文、これが入っているようでございます。多分いろんな方々に使っていただきたいということで、この1週間以上というのが出てくると思いますが、市場の場合はなかなかそういうふうにならないと思いますので、この場合は、ただし町長が特に認める場合というのが適用になるんじゃないかなと思っておりますし、第15条の方に指定管理者の業務というのがありまして、そち

らの方の2項のところに「町長」というところを「指定管理者」に変えるというふうになっていますので、指定管理者になりますと今度は使用等については指定管理者で決めるということになります。いずれ、この条文というのがいろんな施設の条例の中に出てきます。ということであります。

○議長（阿部栄悦君） 11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今までであれば、それこそまず今課長が言ったようにいろんな人に利用していただきたいということで、同じ人が7日間以上使用するという、そういう意味でこの条文になったんだらうと思うんですが、今度は指定管理に運営等を団体に委ねるわけですので、この7日間以上使用することができないというのを削除してもいいような感じするんですけどね。いかがなものでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） ご質問はよくわかっております。この条文について今回あたらないのではないかという考え方だと思いますけども、いずれこの条文というのが全体的なものということで載せておりまして、運用の中で「ただし」というところでやっていきたいということをございますので、もしこの指定管理者がない場合にはまた町の方で管理するということになりますのでということで、この条文はずっとついていると。ほかの条例にもついておりますので、その形で今回つけたということをございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今までこの建物、観光市組合が利用して町にとっても地域にとっても大変いい関係できたと思うわけですが、今回、指定管理ということで今までと同じような使い方のおそらくできるのだらうなと思うわけですが、大きく指定管理になったために変わった点、日々のこともそうなんですが、今までも小破修理から改修、それから観光市組合で手をかけた場合、所有権の問題とかといろいろあったわけですが、今後少し長い目で観光市組合と町との関係、大きく変わったことを何点かお知らせください。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） これについて大きく変わるというのはほとんどございません。これまでどおり、あの施設については町の施設になりますので、大きく改修する場合には町の方で行うと。小さな改修であったりその他のものについては組合の方で行うと。

何が違うかといいますと、これまで毎月毎月使用料という形で組合の方から町の方の会計の方に払っていただいた、それが大体年間210万円ほどになります。そして、こちらの方では光熱水費等を町の予算から払っていたと、それが220万円ちょっとになると思いますけれども、それについて今度は全て組合の方で町の方に払わないで自分たちの会計の中でやっていくということになりますと、そういう事務的なものも軽減されるだろうというものがございますので、それぐらいであって、あとはほとんど変わらないということになります。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 本来、この市場というのは何店舗入るのを計画して、それで今現在何店舗入っているのか。それで、そのスペース的には同じスペースを、ひと升何ぼとかって、そういうふうな計算でやってきたのか。ちょっと今の入ってる割合率をちょっと教えてもらいたいんですが。

○議長（阿部栄悦君） 須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 申しわけございません。割合率というのはまだ私把握しておりません。いずれ条例の中に1時間当たり2,625円ですか、ございまして、1日8時間ということ、それを年間、土・日ですのでその分を使用料としていただいているということでございます。それから店舗についてもまたなくなるということも、あるいはまた入ってくるというものもあるでしょうし、ちょっと私今そういう詳しい詳細なデータは持っておりませんので、後で報告したいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第17号、八峰町商工会館条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第17号、八峰町商工会館条例を廃止する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町商工会館条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でありますけども、白神八峰商工会の事務所統合によりまして、本施設を商工会館として使用しなくなったということで廃止しようとするものでございます。

次のページをご覧ください。

八峰町商工会条例を廃止する条例。

八峰町商工会館条例は、廃止する。

附則として、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

皆様に資料として産業振興課資料、3枚ものについてお渡ししておりますので、そちらの方をご覧くださいと思います。

峰浜商工会館と書いております。八森商工会館の方は、あれは商工会の方の財産でございますので町の条例にはございません。ですから、八峰町の条例にあるのは例の峰浜商工会館の部分だけでございます。

それで事務のスケジュールのところの一番最初、次のページをご覧くださいとわかるとおり、11月30日付で白神八峰商工会八森本所と峰浜支所との統合に伴う指定管理者取り消しの申し出というものがございました。統合するので峰浜商工会の方を使わなくなるということで指定管理者を解除してほしいと、取り下げですね、その申し出がございました。町としてはそれを受理して、12月25日に取り消しの決定をしております。

それから3ページ目にありますとおり、12月16日、峰浜土地改良区から商工会館の方の空き家になるというか空き室になるという情報が入ったということから、そこを使いたいというような申し出というか要望書が上がっております。借り受けの期間は22年4月1日から3年と、特段の理由がない場合には存続していくというような要望書が来ております。

1枚目に戻っていただくと、商工会の方からその取り下げがございましたので、本日

まずこの条例の方で商工会館の条例を廃止するというものを上程しております。それが通りますと、その後すぐに峰浜商工会館の今行政財産となっておりますので用途を廃止すると、これは事務上の手続きでございますが行いまして、行政財産から普通財産の方に持っていくと。そうすれば今度は管財課の方の担当になりますけれども、峰浜土地改良区との協議というのはまた並行して行っていくということになります。そういうこととでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第18号、八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第18号、八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。町営住宅かもめ団地7号、この町営住宅解体のために今回、町営住宅の数を改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

八峰町営住宅設置条例の一部を改正する条例。

八峰町営住宅設置条例の一部を次のように改正いたします。

別表中でございます。この中のかもめ団地木造平屋部分、現在まで6棟となっておりますが、7号棟改定によりこれを5戸に改めるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第18号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。
日程第13、議案第19号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。
当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 議案第19号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、次のとおり内荒巻コミュニティセンターの指定管理者として指定する。

1つ目が指定管理者となる団体の所在地及び名称であります。八峰町峰浜内荒巻字家ノ上41番地、内荒巻自治会長本多弘美。

2つ目の指定期間、平成22年4月1日より平成26年3月31日まで。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由を説明いたします。内荒巻コミュニティセンターの指定管理者を指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

先ほどのコミュニティセンターの設置の中にも加えましたけれども、今月中に完成するとコミュニティセンターの指定管理を行うわけですが、2番の指定期間のところが4年間と不規則になってるんですけども、昨年、町が管理するといいますか、町の所有する公の施設について一斉に更新をやっております。昨年、5年間でやりましたんで、最後の方の、1年間が経過しましたので、それで今回の指定期間を4年間として26年3月31日に合わせましたので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第20号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第20号、公の施設の指定管理者の指定について、ご説明をいたします。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町漁村コミュニティ市場の指定管理者として指定する。

1つ目として、指定管理者となる団体の所在地及び名称であります。八峰町八森字横間156番地内、はちもり観光市組合、組合長田村忠悦。

指定の期間でございますが、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで5年間としております。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。八峰町漁村コミュニティ市場の指定管理者を指定するため、

地方自治法第244条の2第6項規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これについては先ほどの議案第16号の際にご説明したとおりでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第21号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第21号、八峰町営簡易水道事業特別会計への繰入について。

八峰町営簡易水道事業推進のため、平成22年度八峰町一般会計から6,000万円以内を繰り入れる。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。地方財政法第6条の規定によりまして、公営企業等に他会計からの繰り入れ、これには議会の議決が必要なため、本議案を提案するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第22号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長(武田 武君) 議案第22号、八峰町公共下水道事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町特定環境保全公共下水道事業推進のため、平成22年度八峰町一般会計からの繰入金でございますが、限度額3億3,000万円以内を繰り入れるものでございます。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決が必要なためでございます。

よろしく願いいたします。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可

決されました。

日程第17、議案第23号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第23号、八峰町農業集落排水事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町農業集落排水事業推進のため、平成22年度八峰町一般会計からの繰り入れでございますが、4,000万円以内を繰り入れる。

平成22年 3 月 2 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案の理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第24号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 議案第24号、八峰町漁業集落排水事業特別会計への繰入についてをご説明いたします。

八峰町漁業集落排水事業推進のため、平成22年度八峰町一般会計からの繰入金の額で

ございますが、3,000万円以内を繰り入れるものでございます。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。地方財政法第6条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第25号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 議案第25号、平成21年度八峰町一般会計補正予算（第13号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億4,407万3,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,685万7,000円とするものであります。

平成22年3月2日提出

八峰町長 加藤和夫

説明に入る前でございますけれども、今回の補正予算につきましては21年度の一般会計の事業の実績、あるいは補助金・負担金・交付金等の決定がございました。さらに中身に入りますと、次年度への繰越金でございます、繰越がございます。事業終了に伴う、

あるいは入札の差額による不用額等が生じてございます。主なるものは、財政調整基金、あるいは地域福祉基金のですね積立金が主なものでございます。

それでは、歳入の12ページからご説明申し上げます。

2、歳入、6款1項1目地方消費税交付金、補正額796万円。区分の1の地方消費税交付金796万円。決算額が確定されました。

9款1項1目地方特別交付金、補正額438万1,000円。地方特例交付金438万1,000円。決算額が確定されました。

13ページ、10款1項1目地方交付税、補正額1億5,453万2,000円。節の区分の1の地方交付税1億5,453万2,000円。地方交付税の額が決定になりました。地方交付税の実績によりましては、今回の補正を含めまして累計で31億1,074万9,000円となっております。

なお、特別交付税、特交につきましては、3月にこの後交付される見込みになってございます。

12款1項1目災害復旧費分担金、補正額119万4,000円の減額です。節の1の農業施設災害復旧費分担金119万4,000円の減額ですが、これは補助事業の額が決定になったものとですね、国庫補助金のかさ上げのために分担金が減額になったものであります。

14ページ、12款2項1目民生費負担金、補正額188万4,000円。1社会福祉費負担金64万8,000円。老人福祉施設入所者の負担金ですが、これは実績の見込みでございます。2の児童福祉費負担金123万6,000円、1の放課後児童クラブ費の負担金48万6,000円、3の一時保育利用者負担金75万円の増でございますが、これは利用者の増に伴うものでございます。

13款1項6目土木使用料277万2,000円減額。1の住宅使用料277万円の減額ですが、町営住宅の使用料の減額でございますが、主なるものは入居者の撤退ですね、それから同居者の移動、あるいは失業に伴う減免、あるいは低所得者と、こういうもののために減額になってございます。

15ページの13款2項2目衛生手数料194万4,000円の減額。1の衛生手数料194万4,000円の減額。5の家庭系の一般廃棄物の処理手数料ですが、これは実績の見込みによるものでございます。

14款1項1目民生費国庫負担金271万円の減額ですが、区分の1社会福祉費負担金95万5,000円減額、国民健康保険基金安定負担金、あるいは自立支援給付費負担金、あるいは

は自立支援給付費負担金（過年度分）、これらにつきましては負担金の額の決定によるものであります。区分の2の児童福祉費負担金175万5,000円の減額。これは実績による減額でございます。

16ページ、14款2項2目民生費国庫補助金、補正額355万3,000円。1の社会福祉費補助金30万9,000円。地域生活支援事業費等補助金ですが、実績によるものであります。2の児童福祉費補助金324万4,000円。子ども手当の準備事業費の補助金、これは次年度への繰越でございます、新規に増えたものでございます。3目農林水産業費国庫補助金16万3,000円の減額。農業費補助金16万3,000円の減額。事業費の減によるものであります。4土木費国庫補助金、補正額はありません。これにつきましては説明の区分のところに書いてございますけれども、地域活力基盤創造交付金、これにつきましては町道大沢、それから大信田線の改良工事に伴う繰越の分でございます。7目災害復旧費国庫補助金385万9,000円の減額です。区分の1の農林水産施設災害復旧費補助金78万5,000円。1の林業施設災害復旧費補助金2,812万9,000円の減額。それから一つ飛んでですね21の林業施設災害復旧費補助金、これは繰越でございます。林業災害ですね事業の精査によって減額となっております。21の災害復旧費につきましては、次年度への繰越でございます。それから2の農地農業用の施設災害復旧費の補助金151万1,000円は、補助率の増によるものでございます。2の公共土木施設災害復旧費補助金307万4,000円の減額。これは公共土木施設災害復旧費の補助金の減額でございますが、補助の基本額の変更によるものでございます。見込みでございます。

17ページ、15款1項1目民生費県負担金103万1,000円の減額です。1の社会福祉費負担金53万1,000円。国保の安定負担金、基盤安定の負担金の減額でございます。負担金の額が決定されたことによるものでございます。次の保育所運営費負担金、これも同様でございます。

15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金37万4,000円の減額ですが、これは社会福祉補助金23万6,000円、児童福祉費補助金13万8,000円。これは7の自立障害関係の部分は実績の減額でございます。放課後児童健全育成費事業費の減、すこやか子育て支援事業費補助金、いずれも事業の確定見込みによる減額でございます。5目農林水産業費県補助金343万2,000円の減額。農業費補助金315万3,000円の減。2の林業費補助金27万9,000円の減額。いずれ事業費の減額、あるいは実績でございます。

18ページ、8消防費県補助金40万円の補正でございます。1消防費補助金40万円。1

の秋田県の防災情報通信整備事業費の交付金が828万5,000円減額しまして、21の交付金の繰越として次年度に繰り越されるものでございます。

16款財産収入2項1目不動産売払収入300万円の減でございます。2のその他不動産売払収入300万円の減でございます。一般分収林の収入ですが、実績がありませんでした。2目物品売払収入50万円の減額。物品売払収入50万円の減額、これは生産物等の売払収入ですが、菜種油の売上げの見込み減でございます。

19ページ、20款2項1目町預金利子94万円の減額。区分の1の町預金利子94万円の減額ですが、実績の見込みでございます。

20款4項3目雑入121万8,000円の減額ですが、これは雑入の48の重点ビジョン策定の事業費、学校給食の関係、福祉医療高額療養費戻入金、消火栓移転補償費、いずれも事業費の減、あるいは実績でございます。

20ページ、21款1項2目衛生費170万円の減額。診療施設整備事業170万円の減額。患者移送バスの更新事業ですが、これは実績でございます。過疎対策事業債。4目土木費、補正額はあります。町道整備事業債でございます。8の町道大沢大信田線の改良事業債、これは過疎事業債470万円を減額しまして、次年度の繰越予算の処理のためにですね次年度へ繰り越されるものでございます。5目消防費110万円減額。1消防施設整備事業債110万円の減額。広域組合の消防施設整備事業負担金でございますが、これは高規格の救急車を1台購入したものでございまして、それが確定されまして減額になりました。6目災害復旧費事業債270万円の減額。1公共土木施設災害復旧債150万円。事業費の減に伴って減額でございます。2の農林水産業施設災害復旧債120万円の減額。いずれも事業費の減と、それから1,420万円につきましては次年度に繰り越す予定でございます。

次に、21ページ、3、歳出、1款1項1目議会費、補正額39万5,000円。18備品購入費、演台等議場用備品、靴棚でございますが、これは議会用の演台、あるいは事務局長の片袖の机、あるいは壇上のマイク等の購入費でございます。

2款1項1目、補正額1,122万4,000円の減額です。7の賃金の35万円につきましては、用務員の35万円につきましては、これは林務関係の苦情のために対応する人件費ということで、総務費の方から減額になってございます。以下、給与、旅費、11需用費、不用額。

22ページ、12役務費からですね13委託料、14使用料及び賃借料、18備品購入費、19負担金補助及び交付金まで、いずれも不用額、実績に伴う不用額でございます。2目の文

書広報費50万円。これも不用額です。7の賃金、不用額です。15工事請負費、これは46万9,000円の減額でございますが、これは工事の請負の差額に伴って減額でございます。

23ページ、7の企画費、補正額1,840万6,000円の減額です。いずれも11の需用費、13委託料、あるいは15工事請負費、19負担金補助及び交付金、いずれも不用額ですが、19負担金補助及び交付金の1,545万6,000円につきましては、広域の負担金が確定されて、それに伴う減額でございます。

24ページ、自治振興費、10目自治振興費40万円の減額。12の役務費ですが、手数料のこれはシルバーの運転手の実績でございます、見込みの不用額でございます。

2款2項2目賦課徴収費58万3,000円の補正額。11需用費の58万3,000円の印刷製本費につきましては、税の納税通知書及び窓つきの封筒等々の印刷でございます。

25ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費213万8,000円の減額。12役務費から18の備品購入費まで、いずれも不用額の実績見込みでございます。

26ページ、2款4項4目農業委員会委員一般選挙費282万6,000円の減額。1の報酬費から12の役務費まで、いずれも今年度ですね農業委員の選挙がなかったためにいずれも不用額です。

3款1項2目老人福祉費10万円。20の扶助費10万円。実績に伴う不用額でございます。いずれも13の委託料23万6,000円、20の扶助費200万円、28の繰出金349万9,000円、いずれも実績に伴う減額でございます。6目の介護保険費の528万6,000円の補正でございますが、13の委託料につきましてはですね介護保険のシステムの改修の委託料でございます。これは納付書の様式が変わりましてですね、このシステムが終了しまして4月から郵便局でも納付が可能になるということで、これは介護、あるいは後期高齢者とも同じでございますが、これに伴う委託料でございます。28繰出金514万2,000円。介護保険特別会計繰出金514万2,000円であります。これは先の全協でも皆さんにご説明申し上げてございますが、配食サービスですね補助対象事業者の算出に誤りがございまして、それに伴う返還等でございます、に要するものでございます。18後期高齢者医療費1,265万4,000円の減額。12役務費10万円、13委託料12万6,000円、負担金補助及び交付金1,268万円、いずれも実績によるものでございます。

28ページ、3款2項1目165万5,000円の減額補正です。7の賃金160万円の日々雇用者の減額でございますが、これは放課後児童クラブですね、開設の日数の変更に伴っての雇用者の減額でございます。13委託料184万5,000円の補正でございますが、保育所の運

営費の委託料につきましての140万円は実績の減額でございます。34の子ども手当の支給システムの導入委託料につきましては、新規に出ましたので、これは次年度の繰越分でございます。19負担金補助及び交付金140万円。これは、すこやか子育て支援事業費の助成費でございますが、実績に伴うものであります。扶助費、不用額でございます。

29ページ、2目の子ども園費20万円減額。いずれも7の賃金、9旅費、11不用額。

4款1項1目保健衛生費、8の報償費100万円。誕生祝金、実績見込みの減額です。

30ページ、予備費190万円の減額。実績見込みでございます。6の診療諸費635万7,000円の減額。18備品購入費177万5,000円。実績に伴う減額であります。28の繰出金458万2,000円の町営診療所特別会計繰出金の458万2,000円につきましては、繰越金で対応のために減額するものでございます。

4款2項1目清掃費、補正額はございません。財源内訳の補正でございます。

31ページ、6款1項1目農業委員会費、旅費については不用額でございます。農業振興費595万9,000円の減額。いずれも19負担金補助及び交付金、あるいは7の賃金、12の役務費、13の委託料、いずれも実績に伴う不用額でございます。

32ページ、猿害対策費110万円の減額ですが、報償費の80万円、実績に伴う減額でございます。11の需用費の30万円につきましては、花火弾の購入の減に伴うものであります。11農業施設費167万円の減額ですが、13委託料68万5,000円、15工事請負費の98万5,000円、入札差額に伴う減額であります。

6款2項2目林業振興費、補正額486万3,000円の減額。12役務費、13委託料、14使用料及び賃借料、19負担金補助及び交付金、いずれも事業の実績に伴う不用額でございます。3林道施設整備費691万8,000円の減額。12役務費、13委託料、14使用料及び賃借料、工事請負費、いずれも不用額です。

34ページ、6款3項2目、補正額299万3,000円の減額。中間育成施設上屋建築工事、これも請負差額に伴う不用額であります。

8款2項1目道路維持費179万5,000円の減額。いずれも不用額でございます。

35ページ、道路新設改良費612万7,000円の減額。これにつきましては、11の需用費につきましては……その前にですね、これは町道大沢大信田線の改良工事に関連するものでございます。消耗品、燃料費につきましては次年度繰越、役務費につきましても繰越でございます。13の委託料につきましては、町道の観小線の設計委託料、あるいは岩館線の海岸線の業務委託の減額でございます。14使用料及び賃借料、いずれも次年度へ繰

り越しでございます。15工事請負費の448万6,000円につきましては……。

○議長（阿部栄悦君） 事務局長、50万円以上のでいい。

○副町長（佐々木正憲君） 間もなく終わります。

工事請負費につきましてはですね、町道の大沢大信田線につきましては繰越でございます。以下、実績による不用額です。

36ページ、橋梁維持費、いずれも実績による不用額でございます。

8款4項1目下水道費690万円の減額でございます。これも繰出金、特別会計予算が減額になったために繰出金も減額ということです。

8款5項1目住宅管理費、住宅使用料の財源の内訳の補正であります。

9款1項2目消防費、非常備消防費、いずれも実績による減額であります。

38ページ、4の災害対策費、補正額40万円。15工事請負費、全国瞬時警報システムでございますが、これは事業費が若干増になってございますが、次年度への繰越明許でございます。5防災無線施設費54万円。不用額でございます。

以下、10款のところですね教育費のところ若干ございますので、私の方から引き続いて説明させていただきます。

10款4項5目峰浜文化交流施設管理費、補正額が51万円。需用費、委託料、いずれも実績による不用額であります。

40ページ、10款5項2目学校給食共同調理場運営費145万4,000円の減額。需用費、備品購入費、いずれも実績に伴う減額であります。

11款1項1目農地農業用施設災害復旧費、これは財源内訳の補正であります。

41ページ、2林業施設災害復旧費、補正額637万8,000円の減額であります。3の職員手当から15の工事請負費まで、いずれも次年度の繰越明許でございます。

42ページ、11款2項1目公共土木施設災害復旧費956万1,000円の減額。工事請負費956万1,000円。いずれも実績見込みによる減額であります。

43ページの13款1項2目造林費、委託料、実績による減額でございます。

44ページ、13款2項1目国庫支出金返納金61万2,000円。23償還金利子及び割引料でございますが、これは介護保険の分でございますして、平成17年度分のですね介護予防の地域の支え合いの事業費の返還金、国庫への負担金であります。

13款3項1目財政調整基金、補正額1億6,081万2,000円。25積立金1億6,081万2,000円。一般分。これは財政調整基金として財源の剰余分の積み立てをするものであります。

45ページの4目の地域福祉基金費1億248万4,000円。25の積立金、償還元金分でございます。これは先の全協でも皆さんにご説明申し上げておりますが、旧八森町で地域福祉基金のですね繰り替え運用によって借り入れたものでございまして、その未償還分を今回一括して返済しようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。2時10分より再開いたしますので、ご協力ください。

午後 2時01分 休 憩

.....

午後 2時12分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

これより議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 何点かあるんですけども、まず初めに14ページの町営住宅使用料が減になってるということで説明がありましたけれども、入居者の撤退とか減免とかいろいろあるそうですが、この住宅の免除はあれですけども、所得、家族の所得が合わせて家賃が決まることになりましたよね。ある一定額になった場合に、何というんですか、ちょっと今は持ってないのでわからないんですが、近くの家賃に相当する金額4万8,000円が基準になるようですけども、この4万8,000円の、町内で例えば4万8,000円の家賃とすればかなり立派な住宅になるんでないかなと思うんですが、能代は当てはめなくて町内で家賃を4万8,000円と決めた場合、かなりの住宅になるんでないかと思うんですが、それが妥当なものなのかどうなのかということをちょっと聞きたいと思います。

それから17ページの松くい虫のところですけども、松くい虫のところ補助が減額になってるんですが、現在、松くい虫、いろんなところで伐採されてますけれども、これが培養に行ったり農林加工処理施設の方に直接行ってるみたいですが、6月ころまでこれを完全にやっつけてしまわないとマダラカミキリの幼虫が孵化してしまうということで、これに対してどのような今後、まだ第2弾、第3弾が始まるのか、これが突然こういう温暖化でぐっと気象が、天候が急激に暑くなったりする場合に、やはりこれ早く処理しないと、培養まで運んでいったり加工処理施設まで運んでいく間に完全に枝まで処理しないとこぼれてしまうということもあります。この計画についてちょっと聞きたいと思います。

その2点についてお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 町営住宅家賃の関係についてご説明いたします。

議員ご質問のものは近傍家賃という形になります。それです、所得基準、それから町営住宅の面積要件、これからいきますと1戸建てというまでにはいきませんが、アパートでも相当な何といいますか、いい形での広さ、割合にしますと、になります。現在のところ、この一定家賃といいますか、そういう形の国からの指針、それから近傍のアパート、それから一戸建てといいますか、そういう形のものを取りまして算定計数をかけて4万8,000円という形になります。このものについては、その年々の何といいますか家賃等の動き、これに応じた見直しをしてという形になります。

それから、さっき言った一定の所得関係なんですけれども、本人の収入から基礎的な控除、あと扶養者を引いてですね、それでゼロから…ランクがあるわけなんですけれども、それ以上になりますと軽減的な措置がないためにですね月々のものが4万8,000円近くという形のものになってしまいますので、ここにおいてかなりケースが違います。それから給与においては、給与関係が減ったという形の中で、失業も合わせてなんですけれども、そういうのを合わせますと、低所得者、失業を合わせますと130万円くらい、以前、この基準を超えてあった人も下がったという形の中で、ちょっとその年々で家賃が変動しますので、今回の予算措置上では軽減関係、同居者の移動等によりまして確定した額でもって、確定するだろうという予想の額でもって補正減としておりますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 続いて答弁を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 松くい虫の関係でございます。予算では若干の減になったということで、これは国の方の補助事業の関係であります。国の補助事業の方でやる松くい虫の関係は、春の燻蒸、それから秋の燻蒸と2回にわけてやるようでございます。それで伐倒処理する場合がありますし、燻蒸していく場合もあるということでございます。八峰町の場合、今年は国の方の補助を使った松くい虫対策と、それから例の交付金を使った2,000万円の町の単独事業、そのほかにまた培養の方で排出権取引の関係で直接町の方に入ってきて伐採しているという3系統があるようでして、かなりの松くい虫が処理されたなと思っております。虫の関係であります燻蒸処理等をしているということでございますので、それで22年度になりますと今度は町の今2,000万円でやっているこ

の単独事業というものがなくなりますので、また国の補助事業、若干の町単独事業というふうな事業になっていきます。そうすると、これまでどおり個人の住宅地に近い松については自分たちでまた伐採というふうになっていきますので、あと、わずかしか予算残ってませんけれども、何かありましたらまた産業振興課の方に電話でも連絡いただければ最後の交付金事業の方でやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 建設課長の答弁についてもう少し教えてもらいたいんですが、近傍というのは能代の範囲を含めてなんでしょうか。八森町内の、ということなんでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 武田建設課長。

○建設課長（武田 武君） 近傍のその額については、県北地区の幾らとかという形のものになっておりまして、具体的なその落合のアパートが幾らだとかそういう形のものにはなっておりませんので、示された金額に率関係を、その町村の率関係を掛けた額ということでご理解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第26号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 大変申しわけありませんけれども、説明の前にちょっと

かがみの文をちょっと訂正をお願いしたいと思います。

議案第26号のかがみにですね第1条がありますけれども、この歳入歳出予算の総額「から」という言葉が出るかと思っています。この「から」をですね、申しわけありませんけれども「に」に訂正お願いしたいと思います。

それでは、議案第26号、平成21年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,425万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,201万3,000円とするものです。

今回の第4号の補正に関しては、年度末ということで大部分が精算等に、確定見込み等による補正となっております。

それでは、事項別明細の方でご説明申し上げます。5ページをお願いします。

2の歳入、2款1項1目総務手数料です。補正額が2万9,000円の減額です。1節特定健康診査受診者手数料2万9,000円の減額。これは特定健康診査受診者の手数料でございます。

それから、3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金169万8,000円の減額ですけれども、これも精算見込みに基づくものです。同じく2目の高額療養費共同事業負担金、これも29万4,000円の追加ですけれども、これも確定見込みによるものです。

それから…。

○議長（阿部栄悦君） 少しはしょってください。

○福祉保健課長（佐々木充君） わかりました。

6ページをお願いします。3款2項1目の財政調整交付金1節の普通調整金、それから2節の特別調整交付金、これらについても確定見込みに基づく精算したものです。それから、4目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、この1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金11万6,000円、これもいわゆる精算見込みに基づくものでございます。

4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金です。1目の療養費交付金、これも1節の現年度分446万3,000円ですけれども、これも退職医療に係る交付金なんですけれども、これも実績に基づくものです。

それから、6款の県支出金1項1目の高額療養費共同事業負担金、この29万4,000円の追加ですけれども、これも実績に基づく精算見込みのものです。

それから、6款2項2目財政調整交付金です。73万4,000円ですけれども、これも実績に基づく精算見込みのものとなっております。

それから、7款1項1目のですね高額医療費共同事業負担金、それから2目の保険財政共同安定化事業交付金1,054万4,000円と3,714万5,000円ですけれども、これらについても国保連からの通知に基づく精算見込みです。

9款1項1目一般会計繰入金1節の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、それから2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分、6の財政安定化支援事業繰入金ですね、これらも一般会計からの繰り入れなんですけれども、事業の精算等に伴うものです。

それから、11款1項1目一般被保険者延滞金1の一般被保険者延滞金80万円、これは実績等を考慮しながら当初予算から80万円減額するものです。

それから10ページです。

3の歳出です。1款1項1目の一般管理費11の需用費1万6,000円です。これはですね高齢受給者証、これの発行のためです。この高齢者受給者証なんですけれども、70から74歳までの負担割合が現下ではですね本来2割のものを1割に負担軽減しているわけなんですけれども、それが来年度も継続されるということで、この高齢者受給者証印刷等のための経費です。

それから2款についてはですね、いわゆる歳入の補正に伴う財源内訳の変更でございます。

それから11ページ、2款2項の1目ですね一般被保険者高額療養費、19負担金補助及び交付金160万円です。これにつきましては一般被保険者の高額療養費、当初見込みより増える見込みのため、160万円ほど補正させてもらっています。

それから12ページ、2目の退職被保険者等高額療養費、これは財源内訳の変更です。それから3の一般被保険者高額介護合算療養費、19の負担金補助及び交付金の5,000円です。これは国保と介護、それぞれに1年間の負担上限等あるわけなんですけれども、さらに国保と介護の合算によって上限を設けるという新たな制度がありました。その見込みとして、当初1万円をみてあったんですけれども、見込みでは1万4,000円ちょっとが実績として見込まれるため今回5,000円を補正させてもらったものです。

それから3款1項1後期高齢者支援分、これは財源内訳の変更でございます。

それから7款共同事業拠出金ですけれども、1目の高額医療者共同事業医療費拠出金、この部分については確定見込通知等に基づいて116万1,000円ほど減額しております。

それから14ページをお願いします。2目の保険財政安定化事業拠出金、これも確定見込みに基づく減額をしております。

それから10款1項6目の高額療養費特別支給金8万5,000円です。高額療養費特別支給金、これもですね20年4月からですね何と申しますか、国保と後期高齢者医療制度が始まった関係で、いわゆる月の上限額がちょっとこう不公平というんですか、各々に設けられたものを調整するため、この20年の4月から20年の12月の間に限って特別に支給されるものです。当初見込みより非常に実際は件数がと申しますか金額が少なくて、今回8万5,000円減額しております。

11款の予備費ですけれども、今までの歳入歳出の歳入消化部分については予備費の方に計上させてもらったと、そういう状況になっております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 5ページの総務手数料で2万9,000円の減なんですが、これほどのくらい的人数を見込んでいて、何人に見込みよりも少なかったんでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 当初予算では420名ほど見込んだわけですがけれども、ちょっと人数は出してませんけれども、現在の収入見込みと合わせると2万9,000円ほど減額してもいいということで今回補正をやっております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第27号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） これもですね申しわけありませんけれども、第1条の部分について歳入歳出予算の総額「から」となっていますけれども、この部分、「に」に直して訂正方をお願いしたいと思います。

それでは、議案第27号、平成21年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,806万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,759万3,000円とするものです。

今回の介護保険の補正に関しては、給付の関係で不足分、見込まれる分に補正したものと、配食サービスの関係で国庫等に返還する返還金等を計上させてもらっています。

5ページをお願いしたいと思います。

2の歳入、6款1項1目の利子及び配当金1節利子及び配当金3万4,000円、これは介護給付費準備基金というのがありまして、その利息が主なものです。

それから7款繰入金の1項4目その他一般会計繰入金ということで、1節事務費繰入金514万1,000円ですけれども、これは配食サービスの国庫補助金等ですね返還をするため、一般会計から繰り入れしたものです。

それから8款繰越金1項繰越金1目の繰越金、補正額が2,288万5,000円ということで、これは歳出のものに対して歳入を繰越金で充てたものです。

それから3の歳出、2款1項の居宅介護サービス給付費ですけれども、19負担金補助及び交付金2,000万円、これは居宅介護サービス給付費の負担金なんですけれども、当初見込みより給付費が多い見込みのため2,000万円補正させてもらってます。

それから2款5項の1目特定入所者介護サービス費ですけれども、400万円補正させてもらっています。これも予算よりサービス給付費がですね支出が多い見込みのため、今回400万円を補正させてもらっています。

それから次のページですけれども、4款基金の積立金1目の介護給付費準備基金積立金3万5,000円ですけれども、先ほど歳入であった介護給付費準備基金利子の分を積み立てするものです。

それから、6款1項の3目償還金23償還金利子及び割引料402万5,000円ですけれども、

これは全協でご説明した内容で国庫支出金等過年度分の返納金に充てるものです。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 8ページの国庫支出金の例の配食弁当のことなんですけれども、
こういうふうに通達があった場合、文書でしか受け取れない仕組みになっている
のでしょうか。例えば私あまりパソコンは詳しくないんですが、そういうふうなのが文書
以外にシステムに流れてくる、そういうふうな通達の仕組みになってないんですか。全
て文書通達なんですか。そこら辺を教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 今、そういう公文書的なものは各部署にいろいろ違うか
と思いますけれども、私の方にも県の方から担当者です。非常に国の文書等メールで
来るものがあります。以前ですと郵送でしたけれども、公印等がつかないもの等の取り
扱い文書等はかなりこのごろというんですかね、メール等で入っています。ただ、ここ
の平成17年、この配食サービスの間違いの発端になったのが平成17年の10月であったん
ですけれども、その当時もらった文書だとやっぱりメールじゃなくて文書で来たのかな
と。ただ、その後、説明会というんですかね、変更点とか改正点の説明会等、県の方で
やったのかというのは私はちょっとわかりません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ
とにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可
決されました。

日程第22、議案第28号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）

を議題とします。

当局の説明を求めます。武田建設課長。

- 建設課長（武田 武君） 議案第28号、平成21年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。

今度は逆で、第1条の歳入歳出予算の総額「に」となっておりますが、今度は「から」の方に訂正をお願いしたいと思います。

平成21年度八峰町の公共下水道事業特別会計予算（第6号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ690万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,576万1,000円とするものでございます。

内容については5ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入でございます。4款1項1目の一般会計繰入金ですが、今回補正減となりました分を繰入金、これを減額して一般会計に戻すものでございます。690万円です。

次に、6ページ、3、歳出でございます。1款2項1目八森処理区施設管理費でございます。400万円の減額ですが、光熱水費においては電気料、これの施設に係るものが250万円の減額。委託料については浄化センターの維持管理業務、同じくマンホールポンプの清掃業務、合わせて150万円の減額です。2目の沢目処理区についても同様でして、光熱水費においては160万円、委託費においては130万円の減額です。光熱水費に関しましては両施設とも増設工事を行っておりまして、汚泥槽増設により増えておる分、その分の電気料の増嵩を見込んだわけですけれども、実績で減額となったものと。それから委託料につきましては、入札による請負差額の減となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

- 議長（阿部栄悦君） 会議の途中でありますけれども、「から」とか「に」、これは簡単に、字そのものは大したことないんですけれども、それに足すのと引くのでは大違いなわけで、公の資料ですから今後こういうことのないようにご配慮願いたいと思います。

これより議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第29号、平成21年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町営診療所事務局長。

○町営診療所事務局長（金平嘉孝君） 議案第29号、平成21年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,100万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,638万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、先の全協で町長も説明しておりましたが、歯科診療が休止の状態にあります。当初の段階で3カ月ごとの更新でありましたので、いつか再開できるというふうな予想をしてあったわけですが、なかなか医師の確保が困難ということで今年度は休止の状態になりました。今回の補正は、主にそれがメインです。

5ページをご覧ください。

歳入の諸収入、診療収入の関係ですが、2の歯科診療報酬収入が3,106万6,000円の減額です。

その次ですが1款の診療収入、それから次のページの手数料等については存置項目の減額です。

それから3款の繰入金ですが、一般会計から458万2,000円の繰入金をみてあったわけですが、繰越金で対応できるという目処がつかまして一般会計からの繰入金を減額してございます。

8ページをご覧ください。

歳出ですが、一般管理費の需用費が72万7,000円の減、役務費が8万4,000円、それから使用料及び賃借料が2万6,000円の減額になってございます。これは歯科診療に関わる光熱水費、それから通信運搬費、テレビの受信料の関係でございます。

それから2款の医業費ですが、委託料として3,016万8,000円を減額してございます。
以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 1年間休業になった状態なんですけれども、あそこの建物はこの管轄になるのかちょっとこれに関連するかあれなんですけれども、あそこをいつも通って、サッシがびっちり閉められた状態で、あの管理とか風通しをよくするためのそういう建物維持に関してはどのようにしておられるのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 金平町営診療所事務局長。

○町営診療所事務局長（金平嘉孝君） 質問にお答えします。

管理の建物自体については、町のものになってございます。今、鈴木歯科の方に委託して管理を任せているわけですが、今、見上さんおっしゃったように閉めっぱなしではございません。歯科医師の方で鍵を持っていまして、事務的な関係で事務員がたまに窓を開けたり風通しをよくしたりということで今そういうことをやっていますので、閉めっぱなしということはありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第24、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読の前に、次のページの5の委員の定数「15名」と書いてございますが「14名」に訂正方お願いいたします。

それでは朗読いたします。

発議第1号

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成22年3月2日提出

八峰町議会議長 阿部 栄悦 様

提出者 八峰町議会議員 木 藤 實

賛成者 八峰町議会議員 丸 山 あつ子

〃 〃 福 司 憲 友

〃 〃 須 藤 正 人

提案の理由でございます。平成22年度八峰町一般会計及び各特別会計予算を集中的に審議するためでございます。

次をお開きください。

予算特別委員会の設置について

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

記

1. 名 称 予算特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によるものでございます。
3. 目 的 次の議案について審議することを目的とする。

議案第30号 平成22年度八峰町一般会計予算

議案第31号 平成22年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第32号 平成22年度八峰町老人保健特別会計予算

議案第33号 平成22年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第34号 平成22年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算

議案第35号 平成22年度八峰町沢目財産区特別会計予算

議案第36号 平成22年度八峰町簡易水道事業特別会計予算

議案第37号 平成22年度八峰町公共下水道事業特別会計予算

議案第38号 平成22年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算

議案第39号 平成22年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算

議案第40号 平成22年度八峰町営診療所特別会計予算

4. 設置の期間 平成22年3月2日から同年3月12日まででございます。

5. 委員の定数は、14名。

6. 予算審議に関する特別委員会分科会（常任委員会）所管事項でございます。

ご覧のとおり、分科会の名称、所管事項については、総務分科会、産業建設分科会、教育民生分科会、それぞれ記載のとおりであります。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会については設置することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置された予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君、4番今井一政君、5番佐藤克實君、6番丸山あつ子さん、7番門脇直樹君、9番福司憲友君、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君、以上14名を指名します。

暫時の間、休憩いたします。

午後 2時53分 休 憩

午後 2時58分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第25、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には6番丸山あつ子さん、副委員長には12番芦崎達美君が互選されました。

日程第26、議案第30号、平成22年度八峰町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号については予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号、平成22年度八峰町一般会計予算は予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

次に、日程第27、議案第31号、平成22年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第28、議案第32号、平成22年度八峰町老人保健特別会計予算、日程第29、議案第33号、平成22年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第30、議案第34号、平成22年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第31、議案第35号、平成22年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第32、議案第36号、平成22年度八峰町営簡易水道事業特別会計予算、日程第33、議案第37号、平成22年度八峰町公共下水道事業特別会計予算、日程第34、議案第38号、平成22年度八峰町農業集落排水事業特別会計予算、日程第35、議案第39号、平成22年度八峰町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第36、議案第40号、平成22年度八峰町営診療所特別会計予算を一括議題とします。

お諮りします。これらの議案は一括して予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号から議案第40号までの平成22年度の特別会計予算に関わる10議案については、一括して予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

一般会計同様、本会期中に審議を終了されるよう希望いたします。

暫時休憩します。

午後 3時03分 休 憩

午後 3時07分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第37、請願第1号、米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める請願についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、請願第1号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

今定例会最終日までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第38、陳情第1号、非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択についての陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第1号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。お諮りします。陳情第1号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

日程第39、発議第2号、非核三原則の法制化を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) 朗読します。

発議第2号

平成22年3月2日

八峰町議会議長 阿部 栄悦 様

提出者 八峰町議会議員 木 藤 實
賛成者 八峰町議会議員 丸 山 あつ子
〃 〃 福 司 憲 友
〃 〃 須 藤 正 人

非核三原則の法制化を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第1号 非核三原則の法制化を求める議会決議・意見書採択についての陳情」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためであります。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第40、陳情第2号、最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第2号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今回の陳情に対しましてはですね、中小企業はそれこそ従業員

の雇用を守るために仕事を分け合ったり、それこそ週何回か従業員を休めるなどして、従業員の雇用の確保に非常に苦心しております。とてもこの最低賃金の大幅引き上げだとか、全国一律の最低賃金制度を確立するというのは非常に困難な企業の状況だと思いますので、今回のこの賃金の大幅引き上げ、それから最低賃金の制度の確立というのはいかがかと思っておりますので、今回は私は不採択ということにいたしたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は賛成の立場からちょっと発言したいと思っておりますが、最低賃金の引き上げにあたって中小零細業者の経営支援策と生活支援策を十分に講じるということになっていきますので、ちょっと討論でなかったんですが……ということで、私はまず賛成したいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 私もこれには反対をいたします。

それはなぜかという、先ほど11番議員さんが言ったとおり、この中で少しでも上げるということは大変なことでありますし、つい先ごろ、NHKで何時間もわたってこのことを討論したのを私はずっと見ていましたらば、お金は上げなくてもいいんだと、もう今のままでもっと下げてもいいんだと、けども仕事が欲しいんだというのが切実に私の胸にきたので、これに対しては私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第2号を採決します。お諮りします。陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数であります。したがって、陳情第2号は採択とすることに決定いたしました。

日程第41、発議第3号、地域別最低賃金の引き上げと、最低賃金制度の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第3号

平成22年 3 月 2 日

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦 様

提出者 八峰町議会議員 木 藤 實

賛成者 八峰町議会議員 丸 山 あつ子

〃 〃 福 司 憲 友

〃 〃 須 藤 正 人

地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を

求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第2号 最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第42、陳情第3号、鳩山首相は、名護市長選挙で示された民意を尊重し、『公約』を守ることを要請する意見書について（陳情）を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は総務常任委員会

に付託することに決定いたしました。

本定例会最終日までに審査を終了されるよう希望いたします。

本日の日程は全部終了いたしました。

次回本会議は、3月9日火曜日午前10時より一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。ご協力ありがとうございました。

午後 3時19分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 10番 鈴 木 一 彦

同 署名議員 11番 柴 田 正 高

同 署名議員 12番 芦 崎 達 美

平成22年3月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成22年3月9日（火曜日）

議事日程第2号

平成22年3月9日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（15人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	9番 福司憲友	10番 鈴木一彦
11番 柴田正高	12番 芦崎達美	13番 木藤 實
14番 見上政子	15番 須藤正人	16番 阿部栄悦

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	佐々木正憲
教育長	千葉良一	会計課長	伊藤 進
総務課長	嶋津宣美	企画財政課長	米森昭一
福祉保健課長	佐々木 充	管財課長	伊勢 均
税務課長	小林孝一	学校教育課長	辻 正英
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	須藤徳雄
農業振興課長	松森尚文	建設課長	武田 武
幼児保育課長	加賀谷敏一	農業委員会事務局長	小林慶範
学校給食センター所長	木村 学	町営診療所事務局長	金平嘉孝

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 吉元和歌子

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

会議の前に皆様にご報告いたします。

総務常任委員長の菊地議員辞職に伴う後任について、八峰町議会委員会条例第6条の規定により、総務常任委員長に丸山あつ子さん、同副委員長に芦崎達美君をそれぞれ互選した旨、3月5日付で当職に通知があったことをご報告いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆さんの手元に配布しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番見上政子さん。

○14番（見上政子君） おはようございます。

一番始めでちょっと緊張してますけれども、よろしくおねがいします。

通告に従い、一般質問を行います。

まずはじめに、農林水産加工処理施設の耐用年数にあわせた管理計画を、についてお尋ねいたします。

農林水産加工処理施設で塩をつくり出す工程は、室内で海水を一定の温度で蒸発させています。蒸気が排気口から出るにあたり、室内の内壁、天井に湿気と塩害を与えていると思われます。通常の建物の耐用年数と比較してどのくらい持つと試算しておられますか。何年ごろから修繕費が発生してくるのでしょうか。また、平釜の耐用年数と海水タンクまでのパイプがよく詰まると言われています。海水を汲み上げるホースの破損なども生じてきます。沿岸近くに建てたデメリットも発生してきますが、設備面の修繕費は今から考えておられますでしょうか。これらの修繕費の年次計画があるのかどうか、お聞かせください。

2つ目は庁舎までの交通確保と周辺的安全対策を、についてお伺いいたします。

どうしても役場を利用しなければならないことがあります。車を運転できない交通弱者がいざ役場へ向ったときの体験談は、役場はこれでいいのかと思わせることが何点かあります。まず、岩館から8時15分発のバスを利用して用事を足しても、帰りのバスが12時33分まで無いので本当に困った、あんなに車があるのに、誰も中浜まで行く車がないのかと叫びたくなったがそれもできず外で発車寸前の車に中浜まで行かないかと聞くと反対方向だと言われ、八森駅まで歩いたら40分かかったそうです。その間ローソンまでの県道は車の量とスピードで怖くて汗びっしょりになったと言います。そこからJRで家へ帰ったと言うことです。

また、峰浜地区はバス時刻表を見ると、大久保岱から朝7時4分では早すぎて、玄関は閉じて待合室もなく、誰も利用しないでしょう。16時16分のバスを利用すると帰りは18時33分のバスになります。1時がちょうどいいのですが、やはり2時間半待たないと次のバスが来ません。まさに行きはよいよい帰りは怖いの新庁舎になってしまったと、交通弱者の声です。週に2回か3回でもいいから、せめて帰りの定期便を出して欲しい、そのための車は普通車でもマイクロバスでも空き時間が考えられるのではないのでしょうか。何か対策をお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

また、この冬のことで、車を運転する人は吹雪の時、道路の法面の境が見えにくくてとっても怖かった、凍結した道路なので庁舎入口に気が付いても急ブレーキをかけられずそのまま通り過ぎて行ってしまった、ということもあります。65歳の方はあと5年もすれば運転できない、この先どうやって役場へ行けばいいのかと不安になっています。やはり吹雪に利用した峰浜の方は、庁舎駐車場から玄関まで大変な思いをした、玄関にフードがあればという話もあります。一冬が過ぎて冬の対策を考えておりますでしょうか。町民が利用しやすい庁舎のあり方をどのように考えておられるのか、考えをお伺いいたします。

3番目は住宅リフォーム制度で支援を。地域経済の波及効果が非常に高いといわれている住宅リフォームを利用する際の助成制度が、県や周りの市、町で実施されています。12月の県議会で山内梅良議員が一般質問で、経済対策として住宅リフォーム助成制度を提案しました。その際知事は、有効の制度だと答えています。12億6千万円の予算で7,000戸のリフォームを見込んでいます。全県の各市町では以前からリフォームの助成を行っていた所は、これに上乗せしている6市町があります。三種町は第二次追加予算を組み、県に上乗せをしています。能代は50万円以上の工事の10パーセントで上限20万

円の助成をしています。藤里町は国の補助金を使って下水道工事の60万円を補助しています。これは建築に携わる業者がしごとをすることができて大変喜ばれています。助成の仕方は各市町バラバラで、20万以上から50万以上の工事に10パーセントから15パーセント、上限20万から30万円となっています。今、町内の大工さんの仕事がなく、この1年間に大工仕事以外でも2ヵ月仕事があればいい方だといわれている人もいます。利用する方も思い切ってリフォームをやってみようということで経済波及効果が見えてくるのではないのでしょうか。八峰町でもトイレ改修に伴う下水道工事を含めた住宅リフォームへの助成を考えないのでしょうか。お考えをお聞かせください。

最後に、移送サービスの充実と利用拒否した人に再度通知を、についてお尋ねをいたします。移送サービスの要綱には介護1以上と載っていたため、今まで利用してきた要支援1、2の人が利用できなくなったことで福祉タクシーや知人に頼んでなんとか病院通いをしています。高齢化人口が増える一方の八峰町では、一人暮らしの介護支援1、2の人達に不安を与えないよう、移送サービスの復活を考えないのでしょうか。

また、今まで利用して介護1以上でありながら家に車があることで移送サービスを打ち切られ、この1年間大変な思いをしてきました。9月議会で家に車がある人でも認められると答弁され、これで安心とホッとしていましたが、ところが介護1以上の人で何度か町にお願いした人だけがケアマネが申請してくれたものの、他の人達は町から何の連絡もないので諦め、福祉タクシーや人に頼んで大変な思いをしていることが最近わかりました。高齢者の容態は1ヶ月といえない変化が起きます。中には入院したり特養に入った人もおります。それだけ急変する身体弱者は今が大変だから利用しているのです。その大変なときに援助の手を差し伸べるのが福祉ではないのでしょうか。町に見放され、この先心配で眠れないという思いは絶対させてはいけません。高齢者は状況の変化が一番身に應えるのです。今まで利用していたのができないというのは多大なショックを与えることとなります。まして一人暮らしの高齢者は本当に落ち込んでしまうのです。もう一度利用拒否された方々に、車のあるなし関係なく利用できることを連絡することを考えないのでしょうか。考えをおきかせください。以上です。よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

見上政子議員のご質問にお答えします。

始めに、農林水産物処理加工施設の耐用年数に合わせた管理計画を、についてであります。議員ご承知のとおり、本施設は平成19年度新山村振興等農林漁業特別対策事業として実施したものであり、本事業により取得した施設の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数が適用されることとされております。

それによりますと、木造又は合成樹脂造で、塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する個体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受ける工場用又は倉庫用の建物については耐用年数11年となっております。

また、建物附属設備である電気設備やボイラー設備は十五年で、その他の器具及び備品についてもそれぞれ対応年数が定められており、当工場についてはこの耐用年数が適用されるものと考えております。

施設内の設備が高価で、塩害での損傷による入れ替えが早められるのではないかとありますが、耐塩性の設備を選んではおりますが、塩害による腐食は十分考えられますので、一年でも長く設備を使用できるように計画的なメンテナンスを心がけて参りたいと考えております。

なお、建て替え等の計画についてであります。建築してまだ2年が経過したところありますので、今のところ加工場の建て替え計画はありませんが、この施設に限らず、町内に存在する多くの公共施設等については、いずれ大規模改修の時期を迎えることから、今後、公共施設等改修計画を策定したいと考えております。

次に、「庁舎までの交通確保と周辺的安全対策」のご質問ですが、前段に昨年9月の新庁舎移転に合わせて実施しております路線バスの役場乗り入れの利用状況について申し上げます。

平成20年8月に実施した地域交通に関するアンケートで、自由に使える車を持っているかとの設問に対し、自分専用の車があるが87パーセント、家庭内にあるが11パーセントとなっており、自由に使える車を持っていると回答した割合が98パーセントとなっております。

又、普段バスを利用しているかの設問に対し、利用していると回答した割合は9.2パーセント、新庁舎にバスを乗り入れた場合、利用しますかとの設問に対し、利用すると回答した割合は15パーセントとなっております。

利用者見込みは少ないものの、新庁舎の完成・移転に伴う交通手段の確保と利用者の便宜を図るため、路線バスの運行経路を役場経由に変更したところですが、バスを利用し

て役場に来庁される人はほとんどありません。

アンケート結果を裏付けるものとなっておりますが、庁舎移転に合わせて拡充したワ
ンストップサービスの効果も反映しているのではないかと考えております。

さて、「自家用車を利用できない方が、路線バスを利用して役場に行ったものの、帰
りのバスの待ち時間が相当あるため、週2、3回定期的にゆっこランド送迎バスなどの
空き時間を利用して帰りの便にできないか」とのご質問ですが、ゆっこランドの送迎バ
スについては運行計画が定まっておりますので調整は難しい状況にあります。

議員のおっしゃるとおり、バスの待ち時間が午前、午後とも2時間程度あるほか、J
Rとの連絡もうまくいかない状態です。

そのため、帰りの足に困っている方については自宅まで送り届けるようにしておりま
すし、又、どうしても役場まで来れない方については担当課職員が自宅に出向いて用件
を済ませられるようにしたいと考えております。

ただ、このようなサービスがあることについては、町民の方々に十分周知されていな
いこともありますので、今後周知を図って参りたいと思います。

以上のようなことから、新たに送迎用バスの運行は考えておりませんので、宜しくご
理解をお願い致します。

次に、冬期間の県道及び庁舎回りの冬対策についてお答えします。

交通弱者と言われる方々が冬期間に徒歩にて庁舎まで来られる場合には、議員がご心
配の県道の歩道の確保や、ガードレールや防雪柵などが未整備という課題が残されてお
り、国道への信号機などを含めて県に設置を要望しているところでもありますので、もう
しばらくお待ちいただきたいと思います。

また、庁舎が田んぼの真ん中にあることから、真冬の強風時には正に地吹雪体験のよ
うな状態であったことは議員のおっしゃる通りでした。

私共も初めての冬でありましたので、まずは現状で冬を越し、発生した様々な問題点
について新年度で改善・対処しようと考えております。駐車場から庁舎までの屋根付き
通路については、路線バスが通ったり、駐車場への出入口が複数あることから、交通安
全上はむしろ不適かと思いますが、玄関の自動ドアの改善や、駐車場側への強風を和ら
げる防雪対策などが必要ではないかと思っています。

次に、町独自の住宅リフォーム支援制度についてお答えします。

今年度、当町では、住宅の新築やリフォーム、省エネ家電、環境対応型住宅機器の導

入などの助成制度として工事費の3分の1、最大50万円を補助する「環境にやさしい住まいづくり応援事業」を実施しております。

この事業は、7月に募集を開始いたしましたでしたが、申請が殺到し8月下旬には、補助金1,000万円の予算枠に到達しております。

このため、9月にさらに2,000万円追加いたしました。こちらも申請が相次ぎ、10月中旬には予算枠に到達、好評のうちに事業が終了しております。

当事業への申請件数は、65件で事業費ベースでは、1億4,700万円を上回り、町内の建築関係業者の受注機会、就業機会が大きく向上したものと思っております。

秋田県でも、住宅投資による県内経済の活性化を目的に、3月1日から「秋田県住宅リフォーム緊急支援事業」の申請を受け付けておりますが、2月上旬に県から、県と同様の増改築、リフォーム等に係る補助事業について、市町村の取り組みに関する照会がありました。

当町では、町内業者が施工する事業に限って、助成する方針で回答し、補助金の予算措置の方法や補助金の交付要綱の作成などの事務を進めております。

当町の住宅リフォームの支援事業は、補助対象住宅及び対象工事については、県と同様とするものの、補助金については、工事費の15パーセント、最大30万円の補助で、県と町の補助金合計の上限を50万円にしたいと考えております。

また、補助事業の規模は100世帯分の3,000万円の予算措置を計画しており、本定例会の最終日に債務負担行為の補正予算を提案したいと考えております。

また、昨日からは、国の「住宅エコポイント」制度の申請受付も始まり、住宅の断熱化、バリアフリー化には、さらにエコポイントも加算されることとなります。

県及び町の住宅の増改築、リフォーム支援事業では、屋根、外壁、内装及び床の張替えなど適用工種が幅広く、また、下水道への接続事業も対象となることから、既存住宅の耐久性の向上、省エネ、省二酸化炭素対策など、町民の居住の快適さが増すものと思っております。

県の住宅リフォーム緊急支援事業の申請書の取次ぎ及び町事業の補助申請等の事務については、窓口を建設課に設けますので、議員の皆様からもPRをお願いいたします。

次に、移送サービスのご質問にお答えします。

見上議員ご承知のとおり、移送サービスは、在宅生活者で歩行困難等のため公共交通機関を利用して医師の診断等を受けることができない者に提供しているものですが、

対象者の範囲は、外出支援サービス事業実施要綱の第3条で定めております。

第1号では介護度1以上で下肢に障害がある者、第2号では身体障害者程度等級が2以上の者、また、第3号では町長が特に認める者として人工透析等を規定しており、特段要支援者に対する規定はありません。

ご質問では、一人暮らしの要支援者に特別な措置としてサービス利用を認める考えはないかとのことですが、要支援者と認定されている方につきましては、基本的に公共交通機関の利用ができる方と考えておりますので、一人暮らしとのことで一律に認めることは要支援者間の公平性も欠くことになり困難ですが、特殊な個別事情がある方もあるかと思っておりますので、そのような個々のケースについては、高齢者サービス調整会議等で審査しながら判断して参りたいと考えております。

次に、利用決定にあたり、高齢者サービス調整会議において判断の一つとしてきました「家族が車を所有している場合」については、昨年9月議会の質問でもお答えしたように、「家族等が仕事をして日中家にいない。送迎のためには仕事を休まないといけない。」などの個別事情がある場合は利用を認めることとしております。

このことは高齢者サービス調整会議を構成している社会福祉協議会、包括支援センターなどのケアマネジャーを通じて対象者となった方へ連絡しておりますが、再度、高齢者サービス調整会議で徹底して参りたいと考えております。以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、1問目の農林水産加工処理施設に関する再質問ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 時間もあまりありませんのであれですけども、まず農林水産加工処理施設の耐用年数っていうのが今初めて聞かされました。ま、話をしたんでしょけど私はうっかり耳に入ってなかったかどうかあれですけども、11年の耐用年数ということですけども、今現在はどういうふうな状態になってるんでしょうか。蒸気で天井とか外壁、今どのような状態になってるか、ちょっとそのへん教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど申し上げたように、まだ2年しか経ってませんので現状ではそう不具合なところは発生してありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問ありませんか。4番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 11年の耐用年数ですので2年を過ぎたということはかなり出てきてるのではないかと思います。それで今後大規模な計画、他の施設と併せて計画がある

というふうな考えですけれども、この施設以外の計画というのはどこが入るのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） すべての公共施設と申しあげましたように、この加工処理施設だけではなくて、例えばいろんな学校でもですね、公共的なものいっぱいございますので、こういった計画については、やはり将来的な課題でございますので、一応全体的な見通しを立てながら計画をたてなければならないと思っています。その中の一つがこの加工処理施設であると思っています。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、加工処理施設に関して質問ありませんか。

次に、2問目の庁舎までの交通確保等に関する再質問はありますか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） この庁舎を利用するに当たって全町の皆さんにアンケートをとったということですが、ただそのアンケートを書ける人はいいですよね。多分アンケートを書けない状態の高齢者がかなりいるのではないかと思います。そういう人達がどうしても庁舎を利用しなくてはならないということで、どうしても行かなくてはいけないということで利用するわけですよね。そういう場合にこういうふうな、本当に庁舎ってというのはなんであったんだべっていうふうなことを考えさせられるような結果になってしまったんですけれども、車を、あればってことなんですか、窓口が、どこに言えば家まで送ってもらえるのか、誰に言えばいいのか、このへんはこれから町民に周知するっていうふうなことを言われましたけれども、湯っこランドの調整が非常に難しいっていうふうなことが言われましたが、湯っこランドは朝連れて行って迎えに行くまで空き時間がかなりあるわけですよね。その空き時間を、午前が一番遅い便を利用するとか午後いちに利用するとか、利用した人が昼すぎまで待ってるということは苦痛ですので、午前が一番遅い便を湯っこランドの空いた時間にマイクロバスを利用するっていうことは、これは可能です。調整が難しいって言うことではないと思います。

それとですね、町長として庁舎というものは直接利用するのではなくて家に用事があれば行くとか、それから大変な人は車で送るとか、そういうふうなあれですけれども、本当に庁舎ってというのはそれでいいのかどうなのか、庁舎のあり方、利用する人達に対してどういうことが庁舎として望ましいのか、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず、アンケートは確かに100パーセント集めているわけではありませんが、大筋の方向、傾向というのはわかるだろうというふうに思います。

それから、どうしても利用しなければならない方々は、もちろんいろんな手立てを尽くしながら庁舎へ来る人もおりますけれども、いろんな事情でどうしても来れないというのであれば、町の方へ連絡していただければその要件によっては町の方で逆に出向くという場合もありますので連絡していただければと思います。

それから、来た方でどうしてもさっきおっしゃったようなバス時間で、帰りが非常に空き時間があるという場合は、その用件に来た課に話していただければ、その各課で対応することになっていきますので、どこでも結構ですので、話していただければ対応したいというふうに思っています。

あと、湯っこランドの話も出ましたけども、一応このバスはそういう目的で日程が組まされているという話を聞いておりますので、今のところ先ほど申し上げた対応で十分足りると思います。

それから、庁舎何のためにと言いますが、いずれ毎日のように庁舎に何かで来る人はほとんどおりません。年に1回も来ない人も中にはおります。したがって用件あるいはその人によって様々違いますので、町民のケースに応じた対応ができればいいんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（阿部栄悦君） 庁舎の交通確保等に関して、14番さん、質問ありませんか。14番 見上政子さん。

○14番（見上政子君） もう1点だけこの庁舎の利用について伺います。

いちいち町に連絡するとか、こういう用事でこういうものが欲しいんだけどってことで連絡することは、ちょっと大変なことではないかと思えます。よく自転車を利用して向ってくる人もかなりみかけます。歩いている人も県道の交通の激しい所歩いている人も見かけます。そういう人達に対して声をかけて乗っていったら、って言う声をかけるにしても車を停めるにしても交通量が非常に頻繁で乗せて上げられない、こういうふうな交通状態ですけれども、県の方にいろんな対策をお願いしてるってことですが、信号のほかにもどういうふうなことをお願いしているのですか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いちいち連絡するのは大変だと言いますが、必要があればですね、やっぱりおっしゃっていただかないと我々も対応できないわけですので、これ

はやっぱり必要に応じて話していただければ、町としては的確に対応していきたいというふうに思っています。

それから、確かに交通量多いときもありますし、いろんな気象条件によって変更ある場合もあります。中には八森地区の人であれば、庁舎まで歩く距離はちょうどいいんで運動のために来たという人も中にはおります。様々おりますけれども、いずれ安全確保という面から我々も対応しなければなりませんので、先ほども申し上げましたけれども、ここは今県道部分ですので、信号機のほかにも歩道であるとか、それから防雪柵であるとか、そういうものについて今県のほうにお願いをしていますけれども、右から左とすぐ県もうんというわけでございませぬけども、いずれ粘り強く実現するように我々も頑張っていきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 次に、住宅リフォームに制度に関しての再質問はありませんか。14番。

○14番（見上政子君） 住宅リフォームについては、エコポイントの住宅リフォームも絡めて答弁があったと思うんですけども、このトイレの改修とか下水道とかこういうことに関してはエコポイントの中に入るのかどうなのか、まだまだトイレの改修が進んでないと思うんですが、そのへんのことについてお聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 整理しますけれども、今回県のリフォーム事業の支援が一つ、20万円限度にあります。これ工事費の10パーセント上限が20万、プラス町としては15パーセントの上限30万っていうことで併せて最高で50万、これは50万っていうことになりますと今年度やったのも50万ですから、それに整合性が取れるんじゃないかなというふうに思います。

それから、下水道の関係については、先頃皆さんから承認していただきましたけれども、下水道取り組む際は5万円の助成をすることになっていますので、それを活用していただければと思います。ただ今回のリフォーム事業と併せながらやるものについてはその中に含まれますので、それは理解をしていただきたいと思います。それから、エコポイントは国でやってる制度なんで町で直接やるわけではございませぬけども、断熱効果を高めるとかっていうものとか、あるいはバリアフリーであるとか、そういった類のものでエコポイントがつくというふうな中身ですので、いろんな形で周知されていきますので、よく我々も勉強しなきゃならないし、皆さん方からもこれから流されるものに

ついて勉強していただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、ほかに質問はありませんか。

次に、移送サービスに関しての再質問はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 移送サービスを毎回議会で質問してますので、9月議会でかなりこれが充実されたとは理解しておりました。まあよかったね、ということで利用できてっていうことだったんですけれども、介護1以上の人でこれを町の方から拒否されて利用してる人が、私の知る範囲ではおりませんでした。町から何の連絡もなかった、そういうことが車があるからと一旦断われたらもうだめだと思ってたっていうふうな事でしたので、委員会の中でですね、どのような指導をしてきたのか、車があるっていうことで利用できないと一旦断われた人達に対して、その後の委員会の中でどのような、また認められるようになったから申請してください、申請したほうがいいですよってことでケアマネの方からしっかりした指導があったのか、そういうふうな連絡を断われた人達一人ひとりにしたのかどうなのか、そこらへん確認をします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まずわからない人がおったら見上議員も教えてやっていただければ幸いに思います。

それから、個々の事情ですけれども、一番やっぱりよく知ってるのはケアマネージャーとか実際個々の人達に面接する人なので、この人が必要なのかどういいう事情にあるのかを一番よく把握しています。そういう人たちが集まって調整会議をやってるんで、その場で今までですと一律に車あればだめですよというふうなことやってきましたけれども、調整会議の中ではそういう基準があれば非常に決定にはしやすいわけですけれども、ただ個々の事情を斟酌するよというこちら側の話をしながら、調整会議ではそれを受けながらできるだけそういう個別の事情について図りながら、そして申請をしていただくということで指導しておりますので、なお行き届いていないところがあれば先ほど申し上げたように再度そういう場で話をして、こういうふうに改正になったので幅広く考えてくださいという話はしていきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） ひとり一人にその指導が行き渡ることを期待しています。

それとですね、一人暮らしの高齢者に対して9月議会の中で対応が困難な方についてはどのような支援が必要かいろいろと検討していきたいっていうことでしたけれども、

何かその後具体的な検討とか変更したものがありますでしょうか。お知らせください。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど申し上げましたように、移送サービスの場合はですね、在宅で歩行困難なため公共機関を利用して医師の診断を受けることが出来ない、そういう人たちを移送サービスと言う形で支えていくという制度であります。したがって一人暮らしだから云々っていうことで一律に定めた制度ではないわけです。ただし、そうであってもいろいろ個別の事情がある方もおるとお思いますので、率直にいろんな事情で特殊なケースがある場合は相談していただければいいんじゃないかなと思っています。

あと一律にそういう制度がどうしても必要なのかっていうことについては、今現在は決めたことはございませんけれども、この後の中で必要があればですね、また再度いろんな形で検討していきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、ほかに質問はありませんか。

○14番（見上政子君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問がないようですのでこれで14番議員の一般質問を終了します。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） おはようございます。私から2点についてお尋ねします。

まずはじめに、自治会館のテレビの買い替え費用の助成についてお尋ねいたします。

来年の7月にデジタル放送が開始されますとそれに対応したテレビや受信できる機器を取り付けなければテレビを見ることが出来なくなります。町内の自治会の各会館に今あるテレビのほとんどはブラウン管タイプであり、デジタル放送は受信できなくなります。買い替えが必要となりますが、どこの自治会も世帯数の減少などにより財政は苦しいと思われま。自治会費を値上げしたくても年金暮らしの世帯やお年寄り世帯が多くなっており、値上げもできないような状況でございます。そのような状況下でのテレビの買い替えはどこの自治会でも頭の痛い問題だと思います。各自治会の負担を少しでも軽くするために、テレビ買い替え費用として一律10万円助成するよう提案いたします。町長の答弁を求めます。

次に、町内の未舗装道路の解消についてをお尋ねいたします。

町内を回ってみますとまだ未舗装の私道や公道が何箇所か見受けられます。その中には明らかに町で定めた私道等整備事業実施要綱を十分充たしている道路もございます。

また幅員が私道等整備事業実施要綱に定められた幅員3メートルに充たない箇所もございますが、その幅員拡幅の用地を提供してもよいのでどうか舗装整備してほしいと要望というよりも切望しております。今回町長は再出馬するに当たり、豊かな環境の中で幸せだと感じられるようにしたいというコメントが北羽新聞に載っておりましたが、住民の生活環境を整備することもその言葉に含まれるのではないのでしょうか。私は、生活に密着した道路整備こそ、他の事業に優先して行うべきと思うのですが、町長の答弁を求めます。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 柴田正高議員のご質問にお答えします。

最初に、各自治会館にあるテレビの買い替えの関係なんですけども、ご指摘のとおり、来年7月24日で現在のテレビ放送はアナログ放送から完全に地上デジタル放送に切り替わることになっております。このため、テレビもデジタル放送用のものに買い替えるか、別にチューナーを購入する必要があります。国では、その対応としてエコポイント制度などを導入して切り替えを進めているところであります。

このデジタル化は、一般家庭だけでなく自治会の集会所にあっても同様であり、テレビを設置している自治会にあっては、買い替えかチューナー取り付けが必要となります。これまでの各自治会集会所へのテレビを設置状況を見ると全自治会で設置しているわけではなく、中には維持経費含め財政的な問題から設置しない自治会もありますので、議員ご提案の一律助成についてはもう少し検討の余地があると思います。

合わせて、以前から自治会集会施設への町の関わり方について不公平との指摘があり、町設置施設と自治会設置施設のバランスをどうとるのか、更には、12月議会で松岡議員からご指摘された自治会運営に対する支援のあり方を含めて新年度、自治会長会議のご意見を聞きながら方向性を決めて参りたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、町内の未舗装道路の対策についてお答えします。

町が管理する町道は、224四路線、総延長144キロメートルとなっておりますが、その内17パーセントにあたる25キロメートルについては、未舗装で砂利道となっております。

町道の改良舗装事業に関しては、補助事業や過疎対策事業債の対象となる規模のものであれば事業を計画的に進めることができますが、交通量が少なく、かつ受益対象者

が限られている町道については町単独事業となりますので、厳しい財政状況の中では工事財源の確保が大きな課題となっております。

また、私道や赤道といわれる公道に関しては、自治会や関係住民の方々が管理しているケースが多いのですが、幅員が狭く、側溝などの排水施設も未整備で、車の往来や除雪などに大変苦慮している姿も見受けられます。

このような道路の整備に関しては、柴田議員のご質問のとおり、「八峰町私道等整備事業実施要綱」を定めており、整備対象の要件は、公道と公道を連絡する道路、または、公道とその他の道路を連絡する道路であり、幅員が3メートル以上あること。行き止まりの道路にあつては、おおむね延長40メートル以上で幅員が3メートル以上、かつ家屋連たん戸数2戸以上であること。工事に支障となる物件がないこと。排水施設を整備する場合は、流末排水に支障のない道路であること。流末放流先、用地補償等の整備に係る障害事項は、申請者が解決することの5項目となっております。

これらの要件を満たした場合、町が直接道路整備の工事を行い、工事完成後に申請者に引渡し、道路の維持管理は申請者が行うことになっております。

また、助成事業では、自治会が事業主体となり行う軽微な道路整備を対象としており、助成金の額は事業費の2分の1以内、150万円を限度としております。

道路を含め、水道、電気、通信などのライフラインは、生活を営む上で欠かせないものでありますが、私道等を利用している住民の方々の住宅環境はさまざまで、その全てを解決することは至難なこととはありますが、地域住民から用地や障害物件の協力を得られるものであれば、町といたしましても行政が対応できる最大限の支援を行って参りたいと考えております。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、1問目の自治会館テレビの買い替えについての再質問はありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この助成については検討の余地ありというお話でございましたけれども、しからば、町長はどのような助成の仕方がベストだとお考えでしょうか。まずお尋ねいたします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） さっき申し上げましたけれども、テレビ10万円ということで一律にバンとやったほうがいいのか、これはやっぱり自治会の意向を聞くべきだと私は思います。自治会によってはいらぬという自治会もございます。それから申し上げたよう

にこのテレビの問題だけでなく例えば火災保険料の問題であるとか運営費の切迫している状況などいろいろございますので、それらとあわせながらどういうやり方がいいのか、やっぱり率直に私は自治会の意向も聞きながらそれに向けて対応したほうがベターではないかなと思ってますんで、一律になんぼやるとかっていうことで今私の頭の中では決めていません。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 助成金というのは自治法にございませんで、補助費と言い換えますが、補助費については自治法232条の2、公益上必要がある場合は寄付または補助をすることができる、という抽象的なものであるために、地方自治体がこうすることができる分野が広く、補助金の支出効果の薄いものが過去にあったり一部住民や団体にだけしか支出効果が表れない補助もございました。しかし、今回のテレビ買い替え費用の一部助成につきましては、以前行ったゴミステーション建設費用の助成と同様、町内全ての住民がその恩恵に欲するものだと私はこういうように思います。無論、補助費等の支出決定に当たっては、その効果を十分検討し零細化を避け、補助金の交付によってどのような効果が上がるのか、あるいは産業や文化の発展に寄与できるのか等十分に考慮し慎重に決定されていると思いますが、私は今回の補助につきましては、支出効果が大いにあるものと思っております。他にも各自治会では町で建設したコミュニティーセンター等を除きまして、私の住んでいる目名潟部落もそうなんですが、築30数年が過ぎまして非常に維持費に頭を悩ましているところでございます。町では補修に関しましては1回限りの助成ということでございますので、軽微な補修については当然自治会負担となっておりますけれども、今回も消防署の方から指摘を受けまして、消防設備の改善に50万近くの費用を要しました。無論住民からその費用を自治会費の一部としてもらいたいわけですが、先ほど申し上げたように世帯数の減少や老人世帯の増によりましてそれもままならない状況でございます。おそらく他の自治会も同様だと思います。そういうことも含めて先ほど町長は自治会長会議においてご意見を伺うという答弁だったと思いますけれども、今一度話したようなことも含めまして、今後の助成金のあり方、補助費のあり方について今一度町長の考えをお聞かせください。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ町ではいろんな補助金があるわけですが、自治会に出してるものもあれば、その他各団体に出してる補助金もいっぱいございます。ただこの

補助金については順次見直しをしながら5パーセント減であるとかやってきましたけども、ただ内容によってまだ全部削るのが目的ではありませんので、必要な場合は増額していかなきゃならないと思います。そういう面では効果の有無を、確認をしながら必要であればやっぱり増額する、やっぱり不必要であれば減額する、これを徹底していかなきゃならないと思います。

先ほど申し上げたとおり、テレビの関係は各自治会によってもまちまちでございます。テレビ以外の物を欲しいって逆に思っている自治会もあるかもしれません。そういった自治会の考え方について十分聞きながら、そして現状を十分把握して望むような方向で我々としては対応していきたいなというふうに思っています。

それから、別途後段申し上げられた集会所の件については、これは直接この問題とは関係ないので、別途ある機会で考え方を出したいと思っておりますけれども、それなりの考え方を持っていますので、いずれ機会を改めてまた話をしたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 11番さん、自治会館テレビに関してはよろしいですか。

次に未舗装道路に関しての再質問はありませんか。11番。

○11番（柴田正高君） 次に、道路整備について再質問いたします。

町内にたくさんの未整備道路がある、その全てにはとても予算的な面もありまして対応できないという今お話でございました。しかしながら、この整備等実施要綱に基づいたものであれば最大限整備するよう努めたいと、努力したいというような答弁でございました。

それを踏まえて申し上げますが、この未舗装道路の1つに石川部落の、個人名を挙げるのもちょっとはばかれるんですが、嶋津秋男さんっていうお宅の前のございます。以前は狭い道路だったのですが、住民の利便性を考え、峰浜村時代に幅員5メートル道路に拡幅したものであります。道路両面に側溝も整備されております。本来ならば拡幅工事終了後直ちに舗装すべきはずの道路だったのですが、どういうわけか未だに砂利道のままであります。嶋津さんは当初、宅地が狭いために道路の拡幅には反対されておったようでございますが、住民生活向上のためやむなく承諾されたということでもあります。町長も現場を見ていただければわかると思いますが、家の軒先までが道路であります。ですから、過去に車に弾かれた小石が飛んで勝手口のガラスが割られたということもあったと話しております。この道路は町で定めた私道等整備事業実施要綱第3条、先ほど町長が答弁で申しておりました、これに全部クリアしております。すみやかに舗

装整備すべきだと思います。

また、畑谷部落にある武田彦二郎さん宅のところから集会所に抜ける道路につきましても、この私道要綱第3条に定める延長40メートル以上、ただしこの道路は行き止まり道路ではございません。途中までは幅員が3.2メートルあります。その先は少し狭くなっておりますが、そこの住民の方々は拡幅に必要な用地を提供してもいいのでどうか舗装してほしいと切望しております。

町内を歩いてみますと、幅員が3メートルに満たない道路でも舗装整備された道路が何箇所もございます。どうか住民に格差だ差別だと言われないように要綱を満たしている箇所はすみやかに舗装整備すべきだと思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほどの答弁で後段に申し上げたように、条件さえ整えば最大限頑張りますと、こういいましたけれども、今具体的な個々のケース2つ申し上げられましたので、これは現地調査含めて調べまして可能であれば取り組みたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 11番さん、ほかに質問はありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この私道等整備実施要綱を見ても、助成事業の第9条のところに、『第3条に該当しない私道等で特に整備の必要を認める場合は次の各号により助成することができる』ということが書かれております。この第9条の部分をおそらく熟知していない自治会もしくは住民の方々がほとんどだろうと思うわけです。過去に峰浜時代に私がこの整備要綱に基づきまして幅員が3メートルに満たない箇所、150万円を限度として整備していただいた箇所がございます。おそらく自治会長さんがたも各部落に整備要綱に該当しない道路、箇所、あると思います。どうか自治会長会議の場においてですね、第9条をちゃんとやっぱりお知らせするようにしていただきたいと思います。やっぱり住民の方々は不公平だという意識を、お話を伺ってみますとそういう意識を持ってるんですね。やはりこの住民の方々からそういう意識をもたれないように、やっぱり公平性をもってなるだけ、先ほど町長は最大限努力するというお話でございましたので、そのようにしていただきたいと思います。今一度、この第9条の周知等も含めましてご答弁いただければと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。この第9条にもあるんですけども、事業主体が

自治会と、それからこの事業の大事なところは地域のコミュニティが増進されるということで、やっぱり自治会によっては自治会の人だけが総動員で狭い階段を自分がたの手でいろいろ手を尽くして直したり、そういう自治会の事例もございますので、いずれおっしゃったように非常に大事な事業だと思っておりますので、今度の自治会長会議の際にわかっていると思うんですけども、再度わからないためにこういうものやれなかったということのないように頑張っていきたいと、周知をしていきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問ありませんか。

○11番（柴田正高君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで11番議員の一般質問を終了します。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時06分 休 憩

午前11時13分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

次に9番議員の一般質問を許します。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 私からは2点について質問いたします。

八峰町の農林漁業対策について、を伺いをいたします。

米農家は毎年米価の下落によって農業所得が減少し、最悪の状況にあります。また、漁業も漁獲の減少や価格の低迷によって厳しい打撃を受けております。林業においても木材の価格が合わず手をつけられない状況にもあります。このような状況の中で、町の職員を種苗会社や養殖場や試験場、研究所などに派遣し、新種の野菜、新商品、特産品の開発など、今後の町の発展のための人材育成に努めたらどうかと思いますが町長の考えをお伺いいたします。

2番についてでございますけれども、前の柴田正高議員とも重複すると思っておりますが、未整備の住宅の道路について。基幹道路から外れた住宅道路は道路事業が悪く、除雪など大変苦勞しております。町内のそのような関係の整備の要望がどの位あるのか、またどのような計画で整備していくのかお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 福司憲友議員のご質問にお答えします。

町の基幹産業である農林漁業を取り巻く状況は、議員ご指摘のとおり、大変厳しい状況にあります。これは本町に限ったことではありません。

赤松農林水産大臣は2月19日の衆議院農林水産委員会の所信表明で「わが国の農業・農村は、生産額の減少、就業者の高齢者割合の増加、農地や森林の荒廃、水産資源の減少など深刻な状況に陥っている」と日本の農林水産業の現状を述べ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を創出するため、戸別所得補償制度、2つ目に農山漁村の六次産業化、3つ目に条件不利地帯の対策の3つの大きな政策を掲げております。

1つ目の「戸別所得補償制度」の本格実施は23年度からですが、22年度に水田農業の経営安定と食料自給率向上のために「米戸別所得補償モデル事業」と「水田利活用自給力向上事業」がセットで実施されます。「米戸別所得補償モデル事業」は、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんするもので、米の生産数量目標に従って生産する販売農家等に、主食用米の作付面積10アール当たり1万5,000円を定額交付し、米の価格が下落した場合には、追加で補てんされます。

また、「水田利活用自給力向上事業」は、食料自給率向上のポイントとなる麦、大豆、米粉・飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策であります。

戸別所得補償制度は22年度に米に限りモデル事業を実施しますが、23年度からの本格実施では畑作、畜産・酪農、漁業分野への拡大も検討しております。

2つ目の「農山漁村の六次産業化」は、農林水産物の生産から加工、流通まで一体的にとらえ、新たな価値を相乗的に生み出す政策で、雇用確保と所得向上を実現し、農山漁村に活力と若者に笑顔を再び取り戻すべく、農林漁業者による加工・販売への主体的な取り組みなどを促進するための政策で法律案を今の通常国会に提出することとしております。

3つ目の「条件不利地帯の対策」は、中山間地域等における生産条件の不利を補正するための政策で、引き続き措置を講じるとともに、農山漁村における定住・交流の促進を通じた地域経済の活性化を図ろうとするものであります。

このように新政権は、本町のような農山漁村の危機的な状況を改善しようと農政の大

転換を掲げております。この3つの政策のうち、本町では戸別所得補償制度については、集落座談会や広報等で制度の周知を図るとともに、条件整備等を行い農家の所得向上に努めて参ります。

また、中山間地域等直接支払交付金についても、引き続き実施し、中山間地域の農地保全活動や生産活動の取り組みを支援して参ります。

また、県では新年度から「ふるさと秋田元気創造プラン」をスタートさせます。このプランは22年度から4年間で推進期間とし、新たな県政運営の指針として策定したもので、「産業経済基盤の再構築」や「新農林水産ビジネス創出」など5つの戦略を掲げ、市町村や民間企業などを応援するものであります。

当町としても「活力があり持続発展が可能な町づくり」のためには、海と山に囲まれた豊かな自然環境を活かし、農林漁業の振興を図ることが不可欠であります。そのためには、国や県が提唱している政策に乗り遅れないとともに、町でも予算編成方針でも述べましたが、議員ご指摘の農業と林業、漁業の振興を図り地域の活性化を目指して、新年度でも各種施策に取り組めます。

特産品の開発については、今年1月に販売を開始した天然食品調味料「八峰白神塩もろみ」は、町と八峰白神自然食品、県総合食品研究所の三者で研究、共同開発したほか、「菜の花プロジェクト事業」の一環として取り組んでいる菜の花の試験栽培や菜種油の製造・販売についても、NPO法人あきた菜の花ネットワークと県立大学の指導を受けて事業を実施しております。また、旧峰浜村で菌床シイタケを新規に導入する際には、民間会社カネボウの指導を受けて事業を推進しました。

このように特産品の開発等にあたっては、今後も産学官一体となった取り組みが必要であると考えております。

また、特産品等の開発や生産に取り組む事業主体に対して、国や県の補助事業を活用して、条件整備等を支援して参りたいと存じます。

次に、「町職員を種苗会社や研究機関へ派遣し、特産品の開発などの人材育成に努めたらどうか」という議員のご提案について、お答えします。

地域産業の振興は、雇用と町民の所得確保につながり、町にとっては大事なことであります。福司議員ご提案の各種機関への職員派遣であります。いま民間企業や研究機関などでは、先進技術についてし烈な競争を展開しているところであり、企業秘密の保持の立場から、かつてのように町職員を受入れするという事はしないようでありま

す。また、町の職員数も年々減少しており、その中から職員を特定の分野について、長期派遣をしてまでやらなければならないような必要な技術があれば別ですが、現状では、町の職員は本来の行政事務に専念してもらい、農業や産業振興などで町民や町内企業がに必要な技術習得であれば、必要に応じて町が支援を行う方法などで対応して参りたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、未整備の住宅道路についてのご質問にお答えします。

道路の改良整備については、国道、県道及び町道の舗装改良、側溝改良及び信号機、カーブミラーの設置をはじめ、側溝の浚渫、草刈など多種多様で、自治会要望で最も多く、全ての自治会に改善、改良をしなければならない事案があるものと思っております。また、私道及び公道の改良に関しての昨年の自治会要望は、4件であります。実際に私道等を使用している方々は、何らかの改善要望があるのではないかと推察しており、今後、町内の実態把握に努めて参ります。

今年度、水沢自治会から要望されておりましたカッチキ台地区の住宅内の私道については、道路用地を無償で提供していただき、縦貫道路として地域住民の利用が見込まれることと、幅員が6メートル以上確保できたことから町道として整備しておりますが、このようなケースはごくまれで、道路整備に当たっては用地や登記事務、移転補償などが大きな障害となっております。

私道や公道の整備については、柴田正高議員のご質問で答えておりますが、「八峰町私道等整備事業実施要綱」に基づいて整備を行いたいと考えており、今後、この制度の周知を図って参ります。また、自治会や関係住民の労力奉仕による軽微な歩道や階段設置、公道の舗装整備などを推奨し、このような事業には、町が原材料や整備機械、技術作業員などを提供し、地域のコミュニティ活動の醸成と住民参加による協働の町づくりを推進して参りたいと考えております。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、1問目の農林漁業対策に関する再質問はありませんか。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 今町長の方から、職員はほかに出せないような答弁でありましたけれども、やはりこれからですね、町がどういう方向に進んでいくのか、また町の振興計画に基づいてどうしていくのかということは非常に大事な事でございます。たしかに県・国の事業に乗ってやることもある意味では楽なんです。しかし、これからやはり町が将来的に他よりも先駆けてこの町に何かやっつけていかなければならないと思います。そ

ういうときに、やはり先頭に立つ町長がですね、この町にどういうふうに、どういうものを残してどういうふうな町を作っていくかによってですね、私はその町長の代わりにですね、ほかのいろんな研究機関、そういうものに私は常に一人ぐらいは他に派遣していろんな情報を町に持ってくる、それを伝えてもらう、そういう時代に入ったんじゃないかと思います。

例えば、野菜1つでもいいんですよ。1つの野菜が八峰町に根付いたとすればですね。私はこれは大成功だと思います。テレビで魚の養殖を岩手県では山の上で養殖をしておりました。このように日本海の荒波、そして不順な天候の中で漁師さんは一生懸命頑張っておりますけれども、これからはやっぱりある意味では日本海も大変厳しいんですけども、養殖も手がけていかなければならないんじゃないかと思います。そういう意味でそういうものが可能かどうか、どういうものがあるのか、それはやっぱり町でも知っておく必要があるだろうと思います。やはり動くことによっていろんなものが見えてくると思いますので、そういうことも是非考えてもらいたいと思います。

それから、椎茸の話もしたいんですが、椎茸やって12年近くになります。椎茸も12年、20年も30年もというわけにはうまくいかないと思います。どんどん他では新しい施設でいいものを出してきております。町長も知ってると思うんですが、去年の夏はしいたけが安かった。1人で800万も食われた人もおります。このままでいいのかと私は疑問をもちます。椎茸このままやっていいのか、また今の施設を使っていろんなことを考えられないのかということですね、町長もひとつこれから是非考えてもらいたい、というふうに思います。

林業も本当は能代市のように杉の角材を新築する住宅建てる人がたに無償提供できればもっといいのではないかなと思います。今個別に小さな間伐をやってますと、なかなか間伐を外へ出すには金がかかります。森林組合とも協定しながらですね、どうせやるのなら大きな企画で間伐をしていくと。その材料をですね、できるだけ町民のみなさんに無償提供できるような、そういう思い切った対策が必要だと思います。

まず町長は、職員も少なくなっていくふうになっておられましたけれども、町を代表して町のために本当に一生懸命やる職員をですね、どうかひとつ、派遣して町のために出すように町長からもその取り組み、どうなのかひとつ町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、町長の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 農業、漁業、林業に渡って、幅広くこれからの町づくりに提言していただきましてありがとうございます。

いずれ例えば漁業の場合も、かつて旧八森のときにヒラメの養殖とか手がけたことがございました。その際やっぱり県の力を借りたり、職員も育てながらやった経過もございますけれども、結果としてはなかなか条件が合わなくて続けることができなくなってやめましたけれども、いずれ今の漁業者の中では、資源がこういうふうになくなっていく、高齢化が進む中で、現状にプラス何かを加えていくということは非常に必要なことだと思います。議員がおっしゃったように山で養殖しているところもあると言いましたけれども、例えば北海道の檜山みたいに、今ナマコの養殖で成功している事例もございます。あるいはまたトラフグであるとか、様々な魚種でやってるところもございます。そういった先進事例については我々もこれから研究していかなければならないと思っています。

それから農業関係についても、今、米が方向転換されて今度は飯米だけでなくて米粉用であるとか新規需要米として作付けを拡大しようという方向になってきております。さらに新規の作物についても、いろんな形で拡大をしていかなければなりませんけれども、現状の市場とのからみからいくと、やはりどうしてもそれなりの単位が常時確保できるような状態にしないとなかなか売れないという今の状況でございます。そういう中では、農協も今広域的な立場でいろいろ戦略的な作物を取り組んでおりますけれども、そういった形のものがこれからかなり進められていかなければならないというふうに思います。それからまた、例えば今のダイオード使った野菜工場も出てきましたし、場合によったらやっぱりこのトマトとかそういうものと大手の加工場とタイアップするとか、様々な施策が考えられていくと思います。

さらには、そういう林業関係についてもおなじですけれども、今そういうものをやる際にどうしても先進事例を学ぶ、あるいはまたいろんな形で勉強していくという職員を育てていくことは間違いなく必要だとは思いますが、現状はそういう知識というのはかなり専門性を要するので、場合によっては期間を区切って専門的な知識がある人をアドバイザーに呼ぶとか、そういう方法も中にはあるだろうと思います。したがって一律に職員を全部派遣するというのではなくて、必要に応じてはそういうことも考えられますけれども、場合によっては専門職を逆に町に呼びながら指導を願うと、さらには民間の企業あるいは町民の皆さんが、こういうものに取り組んでいきたいという際に、

それを町で支援するというのもまた大事ではないかなと、私は考えております。そういう意味でひとつのものに固定して絶対に職員を出さないというわけではございませんで、いろんなケースが考えられるわけですが、ただ企業は今秘密保持からいってなかなか簡単には受け入れてくれない状況にはなってきたのは事実でございます。

それから、椎茸栽培の話もされまして、ここに専門家もいるんで、なかなか簡単ではないわけですが、いずれ確かに経年とともに菌自体の力が弱まってきていることは事実でございます。それで今新しい菌に以降するというので、現在試行的にそういう菌の導入を図りながら、更新をしていこうということで今取り組んでいます。去年は確かに夏場に値が下がって大変な状況であったということも把握はしておりますけども、逆に新しい菌の中ですごく回転が速くなってきているという結果もまた出されてきていますので、そういう面で効果が出ていけばそれなりに挽回はしていけるんじゃないかなと思っています。

あと設備関係とか、次々に新しい施設とかも出てきますのでそういったものについてはこのあとまだ経年とともに設備そのものも弱まってくるわけでございますので、将来どうするのかという対策についても考えていかなければならないなというふうに思っています。

いずれ、様々な提案を受けましたので、それを受けながら今後また地場産業のそういうものに結びつけて我々も頑張っていきたいと思えます。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、1問目に関しての再質問はありませんか。

つづいて2問目の住宅道路に関しての再質問はありませんか。9番福司憲友君。

○9番（福司憲友君） 今、正高議員の方にも詳しくお話されたんでありますけれども、住宅の未整備といいますけれども、例えば国道、県道、町道からの住宅への取り付け道路であります。町の方では全部把握してないようでございますけれども、やはりこれから残っているのはそういう道路であります。例えば家が3軒、2軒、1軒のところもあると思いますが、そういう各町内です、そういうところが何軒かあります。やはり私は、これからいろんな条件の厳しい中で、町長が言われたように殆ど町単独事業であります。金がかかるわけでありまして、計画的にそれを把握して、例えば自治会とか行政協力員会議とかそういうものもあるわけですので、各町にそういうのがどのくらいあるのか、そのくらい町で把握しておく必要があると思います。そしてそれを計画的に進めることによって、町の負担も少なくなるだろうし、業者にも迷惑かけないで

できるのではないかなと思います。

この前私もちょっと回って歩いておりましたら、ある方に道路造ってもらいたいんだけどどうしたらいいのか、どこさしゃべればやったが、という方もおりました。みんな隣近所と話していればいいんですけれども、そこのへんも隣がどうなのかわからないということもあります。そういうときこそやっぱり町の方から道路実施要綱を示しながら話してもらえば住民も安心して、今いつかはそうなるんだなあという気持ちになると思いますが、ただ何も知らないで町でもそのままにしておくことはやっぱり同じ住民としては非常に不公平になるんじゃないかなと思いますので、まず1つは、町の未整備の道路の把握ですね、そういうものをやっぱりきっちりと進めていってもらいたいと思いますし、また予算があればできるだけ進めて行ってもらいたいと思いますので、町長の取り組みをひとつお伺いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど柴田議員にもお答えしましたけれども、未舗装の部分はちょうど残りが25キロぐらいまだ残っているというような話をしましたけれども、加えて公道、私道の関係とかいろいろ調査しますとまだ相当の数に登るもんだというふうには思います。いずれ要望あった際は、直接町でもいいんですけれども地域の中で話し合いをしながら自治会を通しながら挙げていただければいいんじゃないかなと思っています。そんな中で例えば町が全部条件に合っているものなのか、地域の自治会がみんなで力を合わせながら直すことが出来るものなのか、そこらへんなどもいろいろご相談させていただいてそのケースに応じた対応をしてまいりたいというふうに思っています。

いずれ町としても実態把握大事でございますので、自治会長を通すのか含めながら実態把握について努めたいと思います。そしてまた、いろいろ優先的な順位であるとか計画性を持ちながら予算とのにらみ合いともなりますけれども、できるだけ要望にこたえるように精一杯頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 9番議員、ほかに質問ありませんか。

○9番（福司憲友君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） 他に質問がないようですので、これで9番議員の一般質問を終了いたします。

次に5番議員の一般質問を許します。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 5番、私からは3点について通告に基づきまして一般質問いたし

ます。

まず1つ目は、地場産業の育成・雇用の拡大策について考えたいと思います。当町の産業である農林漁業の中でも林業は価格や住宅の低迷で期待感が薄いし漁業に関しても資源の枯渇や価格の低迷、そしてまた油の高騰等で漁家の経営に大変厳しいものがあります。塩もろみの関係で特産品の開発には光が見えてきています。それをいかに市場に乗せるかが問題であります。いま一步のところまで来ていると思いますので、市場の開拓に行政が物心両面で積極的に取り組み、加速度的に推し進める必要を感じております。このことは雇用の拡大策として重要でありますし、漁家の経営安定にも付与します。

今回の質問は特に農業振興策についてであります。わが町にとって、農業が産業として大きな割合を占めているのはご承知であります。長期的に自立できる八峰町を目指すのであればこれからは農業分野に傾斜配分した時期があってもいいのではないかと思います。米価の低迷、大幅な減反、資材の高騰など、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増していますが、個別保障制度で本当の意味での改善、将来があると言えるのでしょうか。農地米水保全向上対策事業など、国県の事業もあるわけですが、もっと必要としている事業は町単の担い手育成事業や農村整備事業など、また利子補給制度の見直しにもあろうと思います。担い手育成事業においては助成金の上限の増額や補助額の一定の拡大をして欲しいものです。また、農村整備事業においても事業費が40万から10万まで引き下げられ改善も見られますが、補助率の改善や個人農家も対象とするなど改善を暫定的に考える必要もあろうと思います。また、制度資金への利子補給の普及率のアップなども必要に考えております。

次に、有効微生物利用の農法が能代市でも取り組みが取りだたされておりますが、町単での取り組みが困難だとしたら共同の手もあろうかと思っております。このことが新たな農業の道筋の開拓で光を見出します。他産業もそうですが、農家も光、意欲のもとを求めています。農家がよくなることによって确实八峰町の前進、発展、雇用の拡大があろうと思っております。今こそ農業分野に手厚い施策が必要不可欠であります。産業や育成の考え方としては、この地盤に根付いた作物を生かすことが基本であり根本であろうと思っております。福司議員さんからも類似した質問がありました。そこで地場産業の作物を見直し、どう価値を見出せるかを専門の対策室プロジェクトチームを設けて望む考えはないのか。これまでとは違う前向きな姿勢が取れないか。先の一般質問でも申し上げましたように、成長戦略を機軸とした政策に力を注いで欲しいものです。町長の姿勢を伺います。

次に、子育てセンターの設置について考えます。この事業は厚労省の特別保育事業で、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために設置するものでございます。県内の支援センターの設置状況は、平成21年4月1日で、58施設で、能代山本では八峰町だけが未設置であります。少子化が進行する中、国の宝であり町の宝である児童の健やかな成長のためには、センターの設置は急務と考えます。当局の考えを伺いたいと思いません。

また、統合問題に関して、昨年度は検討委員会が4回開催され、さらにはアンケート調査も行われました。結果、八森地区に関しては、統合すべきとの結論が出されたわけです。新年度も統合検討委員会が継続して開催される予定で予算に必要経費が計上されております。八森地区に関しては岩館子ども園の園児数が13人と極端に少ないことや、施設が古いもので35年を経過し老朽化が進んでいること、新生児が昨年1年間で、八峰町全体で32人と超少子化が進んでいること、またここ数年で保育士の退職者が急増するなど運営の環境が悪化しております。運営形態を含め、早めの統合が求められております。統合すべきとの結論が出ている中、統合の時期ありきでタイムスケジュールを立てるのも方策と考えます。町長の統合の時期に関してのお考えを伺うものであります。

最後、3つ目の質問ですが、来庁の際に交通弱者への便宜の徹底についてです。

この質問に対しては見上議員さんから質問があり、庁舎までの交通弱者の交通確保が既に町長の答弁がございましたので、質問の文面の中身を集約いたしますが、そうした便宜を十分に徹底して欲しい、どの役場職員も、どの課が連絡を受け取っても対応できるように高齢化社会への対応、交通弱者への便宜の徹底をお願いしたいわけですから。改めて質問させていただきました。以上で終わります。

○議長（阿部栄悦君） 休憩します。午後1時から再開し、答弁を求めることといたします。

午前 11時48分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

5番議員の残時間の確認を行います。

先ほどの5番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 佐藤克實議員のご質問にお答えします。

八峰町の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化や後継者不足、規模拡大の立ち遅れ、農産物価格全体の低迷など厳しいものとなっております。町としては「小さいながらも持続発展が可能な町」を目指して各種施策に取り組んでいるところであり、成し遂げるためにも農業振興は最も重要な施策の一つであります。

地域農業の持続的な発展を図るため、そして、農業者が安定的な経営を維持していくためには、やはり経営規模の拡大や複合経営が必要となります。認定農業者等を主とする効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、様々な支援をしてきているところであり、今後も引き続き支援して参ります。

具体的な施策については、予算編成方針でも述べましたが、「農産物の生産振興」、「生産基盤の整備・充実」、「担い手の育成・支援」、「経営改善や経営安定支援」を柱としながら多角的に支援を実施して参ります。

まず、「農産物の生産振興」については、継続事業として県単独事業に町も嵩上げしている「“今こそチャレンジ”農業夢プラン応援事業」により、担い手である組織経営体と個別経営体を対象に振興作物の生産拡大を図るため、機械・施設等の導入に支援をして参りますし、市場に出荷した農産物の価格が著しく下落した場合には「園芸作物価格補償事業」により価格補償をして参ります。また、中山間地域の農地保全活動や営農活動を支援する「中山間地域等直接支払交付金事業」も引き続き実施して参ります。

21年度から取り組んでいる「菜の花プロジェクト事業」についても、栽培試験や菜種油の製造販売を引き続き実施して参ります。幸い、22年度から始まる国の「水田利活用自給力向上事業」においても戦略作物に指定され、10アール当たり2万円助成されることになり、今後、不作付地などへの利用が多くなるものと期待しているところであります。

22年度新たに県の指導を得ながら「カドミウム吸収抑制対策技術普及推進事業」を実施します。これは土壌カドミウムを吸収する水稻品種の実証試験で、土壌浄化の実用化を図るものであります。また、沢目地区の果樹のカラス被害防止事業として防鳥網の購入補助を予定しており、果樹農家への支援も実施して参ります。

「生産基盤の整備・充実」については、「県営防災ダム事業」、「農地・水環境保全向上対策事業」、「町単独農業農村整備事業」、「県営農業農村整備事業」を実施して参ります。特に、21年度から始めた「町単独農業農村整備事業」については、国、県の

補助対象とならない小規模な整備事業を対象にしておりますが、農地・農業用施設の整備のほか、豪雨災害の復旧事業にも大いに活用されたところであり、引き続き実施して参ります。

「担い手の育成・支援」、「経営改善や経営安定支援」についてですが、経営の安定のためには規模拡大や複合経営が重要であることから、町では担い手の育成に努めて参りました。国や県の支援もありますが、町単独事業として「担い手育成応援事業」を実施しており、水稻、大豆、ソバの土地利用型作物やネギ、キャベツ、ミョウガ、シシトウ、アスパラ、ほうれん草の奨励作物の経営改善の取組として機械や施設の整備に対して支援をしております。また、各種制度資金借入に対する利子助成や「園芸施設共済加入促進事業」により経営安定の支援をしております。

22年度は、23年度からの「戸別所得補償制度」の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検証するため「戸別所得補償モデル事業」が実施されます。このモデル事業は「米戸別所得補償モデル事業」と「水田利活用自給力向上事業」の2つの事業がセットになっております。「米戸別所得補償モデル事業」は、水田農業の経営安定を図るために恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんするもので、米を作付けしている農家の経営安定に資するものと期待しているところであり、小規模農家の支援にもなるものと思っております。「水田利活用自給力向上事業」は、今までの転作作物への助成の代わりになる事業で、麦・大豆・米粉用米・飼料用米など戦略作物を指定し、シンプルで分かりやすい助成体系にすることで、これらの生産拡大を促す事業となっております。この2つの事業が円滑に実施され、農家の所得向上につながるよう、農家への周知を図るとともに、町でもこの事業について支援策があるかどうか、今後検討して参りたいと考えております。

八峰町の特産品である「菌床しいたけ」栽培については、20年度では出荷額が8億7,000円を超えております。

「菌床しいたけ」栽培は、栽培施設での雇用や関連施設である峰浜培養やパックセンターへの雇用にもつながっており、峰浜培養は常時雇用従業員が31人、パックセンターでは常時雇用従業員が41人います。そのほか、栽培ハウスでの管理や収穫にもパート雇用しており、雇用創出にもつながっている良い例となっているところでもあります。

町が建設した産地直売施設の「おらほの館」、農林水産物直売施設の「ぶりこ」の売り上げも順調で、農家の所得向上につながっており、今年度は「おらほの館」の売り場

面積を増築し、今月中旬には完成する見込みとなっております。

今まで述べたように、ハード事業、ソフト事業、そして環境づくりなど多くの支援を実施し、かつ、地場の作物を活かす支援策を実施して参りました。それが多少なりとも雇用の確保や拡大にもつながっているものと思っておりますし、今後も雇用創出につながるものと期待しております。

佐藤議員がおっしゃるとおり、これが、景気に左右されにくいものであれば最も良いわけですが、他の分野を見ましても、なかなか難しいものと思っております。どれほどの支援をすれば「手厚い」と評価されるか意見が分かれるところでもあります。町としては農業全般にわたって今後も継続して支援して参りたいと考えているところであり、必要に応じて新たな施策も実施しなければならないと考えております。農業者、JA・集荷業者などの関係者・関係団体の協力を得ながら、また、国・県の指導を仰ぎながら引き続き農業振興に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。なお、現在の職員体制は少人数ながらそれぞれの係が連携して農業振興に当たっておりますので、対策室を設置する必要はないものと考えておりますが、新年度JAから水田農業推進協議会事務局を移管されることになっておりますので、それらに対応した態勢については検討していくこととしております。

次に、子育て支援センターの設置についてお答えいたします。

この件につきましては、去る平成18年9月定例議会で、見上議員から出された同様の一般質問にもお答えしておりますが、旧八森町で将来3カ所の保育園を統合する際に、子育て支援センターの建設を計画し、総合振興計画や過疎計画に位置づけられた経緯から、合併後の新町においても新町建設計画や新町過疎地域自立促進計画に盛り込んだところであります。

また、少子化や核家族化の進展で子ども同士の遊び相手がいないとか、同年代の子どもを持つ知り合いがいないなど、育児不安や孤独感を持つ保護者の方々に、地域で安心して子育てができるよう、育児に関する相談や情報提供の場として整備して参りたいとお答えいたしましたが、今以てその方向に変わりはありません。

子育て支援センターについては、先般、子ども園統合等庁内検討委員会の報告書として、皆様のお手元に配布した中に検討課題として提示したところであります。

県内58施設の内訳は、秋田市の「秋田拠点センター・アルヴェ」を除いて、ほとんどが保育園・保育所への併設であり、当能代山本管内ではそれぞれ旧市町村単位に設置さ

れており、本町だけが未設置となっているものであります。

この間、「しらかみキッズ・ワイワイ広場」の活動についてはご承知のことと思いますが、この広場は、平成13年に旧八森町内の未就園児の保護者から「子どもを連れて気軽に集える機会があれば」という要望を受けて、保健師が窓口となって設置した経緯がございます。町村合併後も全町組織として活動が引き継がれ、在宅保育士や愛育班、読み聞かせグループ「かもめ」等の御協力をいただきながら、親子遊び、七夕やクリスマス行事などの体験、絵本の読み聞かせ、お出かけ遠足など、多彩な催しで親子の絆を深めているほか、保護者間の親睦にも役立っており、参加者からは好評をいただいているところであります。活動開始以来、毎年200名余りの参加があり、昨年度は22回の活動に延べ225人の方々が参加され、本年度も2月末現在、21回の活動に対し213名の参加をいただいております。

さて、保育サービスの提供にあたっては、子どもや地域との関わりについて厚生労働省で定めた「保育指針」があり、子どもの健全な心身の発達を願い、全国一律の内容で実施しておりますが、その中には保護者支援の一環として、地域における未就園児に対する子育て支援についても規定されております。地域の実情や当該保育施設の体制等を踏まえた4つの目標が掲げられており、1つには子育て家庭への保育所機能の開放、すなわち、施設及び設備の開放、体験保育等であります。更に、子育て等に関する相談や援助の実施、子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進、地域の子育て支援に関する情報の提供でもあります。具体的には、食事や排泄などの基本的な生活習慣の自立に関することや、遊びや玩具、遊具の使い方、子どもとの適切な関わり方などについて、ひとり一人子どもの保護者の状況に応じて、具体的に助言したり、行動見本を提示することです。

具体的なプログラムとしては、親子遊び、離乳食づくりや食育に関する様々な育児講座や体験活動、給食の試食会等が挙げられます。

特に食育に関わる支援については、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間形成や家族の関係づくりによる心身の健全育成に大きな効果が期待されます。

このようなことから、子育て支援については保育施設としての子ども園との併設が適切だと考えており、幸い経験豊富な保育士と管理栄養士及び栄養士の資格を有する調理員も揃っておりますので、子育てのみならず食に関しても適切な支援を行える体制にあります。

更に、町の保健師と連携することによって健康管理や健康相談等、育児全般にわたりきめ細かで充実した対応ができるものと考えております。

議会初日の新年度予算編成方針でも述べましたが、子ども園の統合等につきましては、新年度早々に検討委員会を立ち上げ、関係住民の声を充分にお聴きしながらご質問の建設時期を含め、保育サービスの内容等を具体化していただくことにしております。

議員仰せの通り、少子化の進展に対処するための支援センターの設置は、私も急務だと考えておりますので、検討委員会からの答申をいただいた後に、議会の皆様ともご相談しながら適切な時期を選定して参りたいと存じますので、ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

次に、来庁者の中の交通弱者に対する便宜についてお答えします。

昨年の庁舎移転によって役場が遠くなった方々が多数いると思います。路線バスを庁舎立ち寄りにしましたが、残念ながらほとんど利用されておりません。町としては、高齢者の方々が公共交通を利用しなくても近くの郵便局や農協の支所で用事を済ませることができるようにとワンストップサービスも拡大しました。それでもどうしても役場まで来なくてはならない場合も多々あると思っております。

議員のご質問の送迎については、庁舎の開庁以来、窓口対応として来庁した方々との会話の中で帰りの車がない方に対して業務のついでに公用車で自宅まで送る配慮をしております。

これまでに利用された方は5名ほどですが、来庁された方で帰りの交通手段がない方については今後もこの方法での対応を実施して参りたいと思っております。

これについては、それぞれの課の対応として対応しており、積極的なPRはこれまで行っておりませんが、今後、広報等で来庁者に限り帰りの便宜を図る旨のお知らせをして参ります。

ただし、迎えまでとなるとタクシー会社等から営業妨害などの苦情も予想されますし、現在の職員体制では対応できませんのでご理解を賜りたいと思います。

いずれ、不明な用件などで困った場合には事前に電話連絡をいただければ内容によっては係員が出向く方法もあろうかと思えますし、近くの町職員に頼むという方法もありますので、今後も柔軟に対応して参りたいと思えます。以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 5番議員、1問目の地場産業の育成等についての再質問はありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 丁寧なご答弁で再質問がないような感じになっておりますが、今国が大きく農業政策を変えてきてるわけでありまして、やはりこれは天気がやはり好機なのではないかと期待しているわけですが、やはり国の事業あるいは県の事業併せてですね、やっぱり私が質問で申し上げたいのは、福司議員さんの答弁でもありましたけれども、町単独で力をもっと入れてもらいたいというのはやはり担い手育成事業の枠が例えば機械購入の場合300万とかなってるわけですが、例えば大きい機械買うと5～600万してしまう、その1割ってことになれば50万くらい、50万が上限だと思いますけれども、結局大きい機械買う場合には5、6人の申込があれば打ち切られてしまうということになると思うんですよ。ですからそういった場合にもうちょっと柔軟な枠を見ていただければなというふうなことも考えております。そのへんに関してひとつ答弁をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ただいま担い手育成に関連した機械や施設導入のこと事業でございますけれども、確かに3分の1補助で上限50万というふうになっております。対象者は耕作面積が200ヘクタール以上というふうなことになって、認定農業者を育てていくという意味合いで支援をしているわけでございますけれども、いずれ予算を今上げてるのは300万でございます。したがって今話されたように例えば上限が6人くらいいると満杯になってしまうということも確かにあるかと思うますけれども、21年度、今年度はまずそれで間に合っていますけれども、来年度も同じ事業をやるわけでございますけれども、仮にどうしてもそういう要望が多くてこれに間に合わないというふうな状況になりますと、いずれ補正等を含めて支援策については考えていきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 5番議員、地場産業等に関してのさらなる質問はありませんか。
5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 対策室とかプロジェクトチームを作って、農業振興に関して緊急する、あるいはいろんな形で農家の相談を受ける、そういった人を置けないかというものに関しては、それなりに担当課が頑張っていると、それはわかるんですけども、福司議員さんからも話ありましたように、人材育成をしたらどうかということに関しても庁内職員がそうは余裕ないので難しいだろうというふうにお話あったわけですが、庁舎内の職員でなくても、考え方としてはOBの役場職員でもいいと思うし、またそういう分野に長けた人を何人か委託して取り掛かるという、やっぱりそういった姿勢が欲し

いと思うんですよ。ここには微生物の方に関して質問したわけですけども、「子供に自然な地球と本当の食べ物を甦らす会」の「じゅんかん稲作研究会」の会長さん、渡辺さんっていう方がいるんですけども、こういうのが八郎潟町にいらっしゃるわけですけども、こういう人もやはりひとつのメンバーの中に加えて、そういうチーム作りというか対策室が作れないかということなんですよね。あくまでも役場職員だけの範囲で考えるのではなくて、今言ったように委託してチームを作ってもらって町内の農業を振興していくっていうような方法を取れないかっていうことであります。それに対してどうでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれ農業振興課、農業委員会を含めて優秀な人材を配置しておりますので、いろんな要望等について答える体制はあると思っております。したがって遠慮しないでいろんな相談あればかけていただければと思います。

ご指摘のように、何かこれから新しい事業をやる際はやっぱりその道の人材育成をしたり、あるいはエキスパートを呼んで手伝ってもらうとか、いろんな手立てが考えられると思います。何も職員をそういうものに新しいものにやらないということではなくて、やっぱり何をやるかというねらいをちゃんと定めて、それに向けて職員をというふうに育てていくか、あるいはまた外部の力をどういうふうに借りていくか、そういうものを決めていかなければならないと思います。今おっしゃったように、微生物の研究については前にも質問されていますけれども、いろんな新しい考え方なりそういう事業というのも他の先進事例等ございますので、そういうものを参考にしながらそれが町の今の農業振興に生かされていくものであれば、我々としてもそれはそれとして受け止めていきたいなというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 次に、2問目の子育て支援センターについての再質問はありませんか。5番佐藤克實君。

○5番（佐藤克實君） 検討委員会まだ新年度開催されて方向性が示されていくと思うんですけども、この八森地区の統合問題に関しては平成9年にもいろいろ話されて同じような方向性が出てあったわけですけども、やはりその間時間が経ちすぎてしまったのかなと思っております。ですからやっぱり検討委員会の開催を早めていただいているいろんな地域の声も吸収しながらなるべく早くこれをやってもらいたいと。

子育て家庭が町内30パーセントくらい、人数にして80人くらいいるわけですけども、

やはり福祉保健課とも対応して様々な手立てをやっているわけですが、やはりセンターをきちっと立ち上げてですね、早めの対応をやはりしていただきたいと、そういうふうなことをお願いしておきたいと思っておりますけれども、これに関しての答弁は結構でございます。

○議長（阿部栄悦君） それでは、3問目の来庁の際の交通弱者への便宜に関しての質問について再質問はありませんか。

○5番（佐藤克實君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問がないようですので、これで5番議員の一般質問を終了します。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） それでは通告に従いまして質問いたします。

まず最初に、予算編成方針についてお伺いをいたします。

町長は前進八峰、そして将来の八峰町に対しての道筋をつけるということで表明しておりますが、その中で将来に負担をかけさせないようにするためには30いくつの遊休施設、青少年ホームはじめ役場庁舎、そういう諸々の施設があります、そういうのを早急に解決をしなければかなりの財源が使われるので将来の負担になるのじゃないのかなと思っておりますので、今後どのような対策を考えているのかお聞きしたいと思います。

また、予算編成の中では八峰町をPRする新事業、雇用対策、第三プレミアム商品券の発行、今度は住民に立った予算編成ではなかったかなと私なりに思いました。その中の新事業の中で田舎暮らしお試し事業や聞いたこと無いようなジオパークについて、多少の説明はありましたが、中身は私なりに頭の中でわかってるんですけども、もう少し詳しいことを町長の答弁でお聞きしたいと思います。

それから、また秋田県は以前から杉の植栽が盛んでございました。ところがだんだん材木の価格も下がり、今なんとなくブナを植えるブナを植えるというような方向にしております。ブナも植えるのはいいんですが、やっぱり早く育つ混合林を植えなければいけないと思っておりますが、今後町としてはどのような施策を考えているのかお聞きしたいと思います。

次に、医師不足の解消や安心して掛かれる医療対策についてお伺いします。

不思議なもので、急病で病院へかかる時は必ずと言っていいほど土曜日日曜日、また夜中などです。そうすれば救急車を呼んで搬送されていきますが、たまたまその時に偶

然に自分のその病気に対してのお医者さんがいた場合はいいんですけども、案外とそういう場に出会わすことがございません。そうすればまず始めに点滴をやり、落ち着いたからもう帰っていいよと。そういうような態度がよく見られますし、また高齢者であれば次の日にまた病院に来て診てもらわなきゃいけないというようなことがございます。その時に医者としては、今日1日泊まって明日専門医がくるからその時に診てもらいなさい、というような優しい言葉が案外とこの頃はかける医者がいなくなりました。そのためにも、多分1日の患者数を見ますと、1人の医者が本当に100人以上診ております。大変なことはわかりますが、やっぱり医師や看護師さんも不足であります、そのためにお医者さんもイライラとしてくるのかなというような実感が私にも感じられます。やっぱりそのためにも、市町で医者確保のためにある程度の財源を出して医者の確保をしなければいけないと思いますが、町長はどのように考えているのでしょうか。答弁をお願いします。以上をもちまして私の質問を終わります。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚正一議員のご質問にお答えします。

最初に、「遊休施設の解体や利活用の早急な対応」についてであります。ご承知のとおり、平成19年7月に「遊休施設再利用計画庁内会議」を設置し、一般からのアイデアなども参考に、同年12月に「遊休施設再利用計画」を作成し、議員の皆様の説明するとともに、何度か一般質問をいただいたところです。

遊休施設再利用計画は、「再利用計画」、「利活用計画」、「処分計画」の3部構成となっております。その中の「再利用計画」と「処分計画」について、これまでの状況について申し上げたいと思います。

「再利用計画」の中には、旧岩館小学校など廃校となった3小学校施設や八森、峰浜の旧庁舎施設など9施設が含まれておりますが、石川子ども園や岩館小学校のように活用の方向が定まったものもありますが、一方、住宅地として一括売却を予定している旧八森・峰浜庁舎跡地については、昨今の経済情勢などから具体的な動きが見えないものもあります。

また、「処分計画」には、老人憩いの家など7施設が含まれておりますが、臨時交付金を活用して白神森林組合八森支所は解体済みであり、老人憩いの家についても22年度で解体することにしております。今回のきめ細かな臨時交付金で八森庁舎など大型施設

の解体を計画したところですが、単なる解体は対象外ということで解体できず大変残念に思っております。

遊休施設等については、基本的には計画の内容に沿って再利用や解体処分などを実施していきたいと考えておりますが、再利用するにしても多額の改修費が必要になるほか、解体する場合には補助金や起債もなく、全て一般財源で行うこととなりますので、今後の財政状況も勘案しながら長期的な視点で臨機応変に対処していきたいと考えておりますので、よろしくご理解頂きたいと思っております。

次に、田舎暮らしお試し事業とジオパークについてご説明申し上げます。

最初に、田舎暮らしお試し事業ですが、この事業の狙いは、従来からの「空き家を活用した定住者の確保対策」、「八峰町の魅力や定住施策のPRを行うふるさと回帰フェアへの参加」や今年制定した「定住奨励金交付制度」に加えて、田舎暮らしを望んでいる県外の若者を対象に八峰町での生活を体験してもらい、八峰町への移住促進を図ろうとするものです。

この事業は短期間の滞在事業ではありますが、県外の子育て中の家族など若者を対象に実際に八峰町に来てもらい、町の状況を自分の目で確認し、生活体験をしていただき、肌で感じてもらう中で、八峰町を定住先として決定する参考としていただくとともに、この機会に町の定住施策をPRし、この事業に参加した方から口コミで広く八峰町を情報発信してもらうことを期待しているところです。

今年は、初年度と言うことで予算額は36万円程度と多くありませんが、5家族を想定し2泊3日の計画で、グリーン・ブルーツーリズムの拠点施設である夕映の館や漁火の館を宿泊先として、食・住・交流・生活など色々な体験をしていただく計画としております。なお、この事業の財源は秋田県市町村少子化対策包括交付金を活用して実施しますが、この交付金は少なくとも3年間は継続することになっておりますので、田舎暮らしお試し事業についても、ホームページや関係機関へのPRを行いながら、初年度の経過を踏まえて継続していきたいと考えております。

次に、ジオパークについてですがジオパークという言葉はまだ聞き慣れない言葉ですが、地球や大地を意味する「ジオ」と公園の「パーク」を合わせた造語です。ジオパーク活動は貴重な地質や地形などがある地域を「ジオパークサイト」として学習や交流、観光など地域づくりに活かそうとするもので、ユネスコも支援に乗り出している活動です。ジオパーク認定には、「世界ジオパーク」と「日本ジオパーク」の2つの制度があ

り、「世界ジオパーク」の認定はユネスコが行うものですが、日本では昨年8月に「洞爺湖・有珠山ジオパーク」など3ヶ所が初めて認定されております。また、日本ジオパークについては、日本ジオパーク委員会が認定を行うものですが、現在、「南アルプスジオパーク」など7ヶ所が認定を受けております。

近年、注目が高まり各地で認定に向けた取組が活発になっておりますが、日本ジオパークは、まだ国の認知を得るまでには至らず、支援制度もないことから地域自治体の支援が欠かせないものとなっております。

新しいところでは、男鹿市と近隣の潟上市、大潟村が連携して、22年度から男鹿半島のジオパーク認定を目指す取組を行うとの新聞報道がありました。これを受けて秋田県では、県内では初の試みであり、「地域活性化や新たな観光資源の発掘につながる」として、支援する考えを示しております。

それでは具体的に八峰町のジオパークは何処になるのか、今後どのようにジオパーク活動を展開していくのかということですが、具体的には今後立ち上げる「八峰町ジオパーク推進協議会」で検討する訳ですが、現時点の状況について申し上げたいと思います。

地域的には、八森・岩館海岸沿いと白神産地周辺が対象地域になるものと考えております。八森・岩館海岸では火山活動時の貴重な地質資源を見ることができるほか、白神山地周辺には人的影響を受けていない豊かな生態環境が残されています。この恵まれた地質学・考古学・生態学的な資源をジオパークサイトとして維持保全し、活用していこうとしています。「石は語らない。ジオパークは人の話を聞きに行くところ。」、「楽しくなければ、ジオパークでない。」というジオパークの理念があります。ジオパークに認定されるためには、「地質資源があるだけ」や「専門的過ぎても」駄目だと言われております。学習や交流活動、観光などジオサイトを訪ねる人達が楽しめる活動を、地元の人達が実践しているかどうかを最も重視されるようであります。一度認定されても実践活動が停止していれば、取り消されるというものです。ジオパーク活動は大きな箱もの施設は必要としません。地元の人達、団体が主体となって、地域にある資源を活用して行う地域活性化活動と言えます。

町内でもジオパーク活動をやってみようとする機運が高まりつつあり、白神ガイドの会のように研修会を実施している団体もあります。また、これを支援しようとする大学や研究者の働きかけもあることから、関係者の皆さんと連携して推進協議会を立ち上

げ、まずは日本ジオパーク認定を目指した活動を展開したいと考えております。

次に、林業についてであります。長期にわたる木材産業の低迷に加え、林業労働者の高齢化や後継者不足による森林管理の低下など、林業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。このような中、本町においては、林道、作業道の整備を計画的に推進するとともに、地球温暖化防止など森林の多面的な機能を維持するため、森林環境整備事業等による間伐等の保育事業を推進するとともに、森林整備地域活動支援交付金による計画的な森林管理業務を支援しております。

また、ブナの森を再生させ、水と緑の地を創造しようと、「空と川と海の塾」や「NPO白神ネイチャー協会」などのボランティア団体も継続的に植樹活動を行っているところであります。

森林の混交林化についてのご質問であります。本町では、秋田県と針広混交林整備事業の実施に関する協定を締結し、平成20年度から針広混交林化整備計画に基づき、三井生命保険相互会社から譲渡された真瀬沢町有林地内において混交林化事業を行っております。この事業は、スギ人工林中で生育の思わしくない森林を針葉樹と広葉樹の混交林に誘導し、環境や公益性を重視した、より公益的機能が発揮される森林造成を行うというもので、標高450メートルから700メートルの区域を点状伐採し、ブナ、ダケカンバ、ミズナラ、ハウチワカエデなどの広葉樹を更新して行こうとするものであり、スギ人工林を強度に伐採し、広葉樹の進入や下層広葉樹の稚樹を発育させることを主眼としたものであります。森林の混交林化については、広葉樹を積極的に植栽するのではなく、今後においても広葉樹の天然更新を促進するような事業を主に実施して参りたいと考えております。

次に、医師不足の解消や安心して掛かれる医療対策についてですが、住民が安心して生活を送るためには地域医療体制の充実は欠かせないものであり、とりわけ、夜間や休日において救急患者に対応できる救急医療体制の整備は重要と考えております。

救急医療については、外来診療によって救急患者に対応する初期救急医療、入院治療を必要とする重症救急患者に対応する二次救急医療、二次救急医療では対応できない重篤な救急患者に対して高度な医療を提供する三次救急医療に分かれております。

二次救急医療圏の能代山本地域では、山本組合総合病院、能代山本医師会病院、秋田社会保険病院が救急病院となって救急患者に対応しているほか、初期救急医療施設としての「在宅当番医制」と併せ、山本組合総合病院など3病院による「病院群輪番制」に

より休日や夜間における救急医療を実施しております。

救急医療の現場では、全国的に救急医療機関における勤務医不足や、軽症者が休日や夜間などの時間外に救急外来で受診する、いわゆる「コンビニ受診」の増加による勤務医の疲弊などが問題となっておりますが、能代山本地域の救急医療機関も例外ではないようです。

平成20年度に山本組合総合病院など3病院が救急患者として対応した人数は約1万4,000人で、このうち約1万2,500人が山本組合総合病院に集中しております。また、救急患者のうち80パーセントにあたる約1万1,300人が軽症患者であり、軽症患者の中には「日中は用事がある」「日中は待ち時間が長い」などの安易な理由で救急外来を利用するいわゆる「コンビニ受診」の患者が増えている。

このような、軽症患者の安易な救急外来の利用は、本来の重症患者への対応を妨げるとともに、医師の疲弊を招き、救急医療の崩壊、地域医療の崩壊につながりかねないとされておりますので、地域医療を守っていくためには、救急医療体制の整備とともに軽傷患者による安易な受診のあり方を見直すよう啓蒙していかなければならないものと考えております。

いずれにいたしましても、現在のところ、救急医療機関から医師確保など救急医療体制維持のための支援要請は受けておりませんが、今後、山本地域保健医療福祉協議会や山本組合総合病院運営委員会の場で管内市町と連携し、能代山本地域の救急医療体制が充実し、住民の安心につながるよう取り組んで参りたいと考えております。以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、1問目の予算編成方針についての再質問はありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 遊休施設なんですけども、19年度に示されたことは私もわかっております。あの中では25くらいはありましたが、私は今後これを検討していきたいというようなことで理解してたと思うんですよね。だから議員でも独自でこれは本当に役場庁舎は住宅地にしていいのか、ここはこうなのかということをお我々独自でもやらなきゃいけないんじゃないかなんかということは思ってますが、今町長の答弁では、こういう具合にいくんだという方向でありましたが、そうじゃなくて、もっともっとなんていうか財源を削減できるような方法もあるだろうし、もっといいアイデアもあると思いますので、これから我々もどうなるかわかりませんが検討していかなければいけないなと思ってお

りますし、多分あれでは町長は決まったというけども、まだ検討の余地があるんでしょ
うね。

それ1つと、それから田舎暮らしお試し事業、ジオパークは、これは町の宣伝はもち
ろん、町内の移住してくれるということで町内のいい所をピックアップしてそれなりの
やり方するのは、私もそういう事業にずいぶん携わってきたのでわかります。その中で
やっぱり1番のポイントというものは、ただいい所っていうだけじゃわかりませんので、
来てみて2, 3日泊まってそれをやるんですが、その前に宣伝マンというものが必要
じゃないかなと。それはかなり昔に私が言いましたことがあるんですけども、有名人を
まず、例えば今の若い人に向くのはいろんな人がいると思いますが、私たちはもう年で
すので、北島三郎とか八代亜紀とか、そのような名前が浮かんでこないんですが、それ
なりの今の時代に合った有名な人、小説家でもいいしなんでもいいから、そういう人が
八森に1年に1度来てるんだよ、と。そうすればどこに住んでんのかな、と。どういう
家にいるのかな、ということもまた町外から見に来る人もいるし、そうしたらあそこの
隣にうちも別荘建てて住んでみたいな、とか、たまにああいう有名な人と話が出来るん
だな、と、そのようなことも、ただ町のいいところだけをPR、どこでもそれは日本全国
自分の町をだめだというところは一切ありません。必ずいいところだいいところだ、これ
は誰しも言うことです。けどもその中でも、こういうのがああいうのがあってと特別
目の引くようなことを考えていただきたいということです。

それから、林業ではいつも杉の間伐、下払い、枝打ちとかやるのは当然ですが、どう
もここでブナを一生懸命頑張っている人もいますが、私はあんまりブナブナというのは
昔から好きじゃなかったんです。それはブナというものは独自の木でありまして、一生
懸命育てたってなかなか育てないもんです。あれは自然で転んでって親が転んでそこに
子供が、芽が生えてきて出て行く。昔はブナを切ってたからそれは植えなきゃいけ
ないことがわかりますが、今は、ブナは切ってないんですよ、切れば世の中から批判さ
れるしね。ブナは自然にいっぱいおがってるんですよ。切ることもないんだから。ブナ
なんか植えなくても自然に任せておかないと無理やりやっただめなものだめなん
です。

同じく見合いさしたってだめなものはだめで、一生独身の人もいるかわかんないけども、
そういうのと同じで無理強いしてはいけないんです。だからやっぱり県も混合林という
ことを考えたのは、私は昔から混合林が必要じゃないかと、雑木ですね、そういうのが

強いんですよ。そうして水の浄化もブナみたくはないけども、いろんなことがあってすぐ育つからね、そういうのも伐採した後には植えなきゃいけないと思いますので、そういうことを町長は三井から譲り受けた所は、あそこは植えてないで要するに枝打ちとかきれいに整備していることは私も聞いて重々わかっておりますが、やっぱり植えなきゃいけないんです。植えなきゃ芽が出てこないですからね。そこんどこ考えていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 遊休施設の活用計画決める際は、一般にも意見を求めますし、議員の皆さん方にも話をして意見があればということで伺ったんですけども、まずこれまでのことで出た意見を基にしながら計画を決めております。ただ、さっき言ったような状況で全部まだ進められるような状況でないので、あえてまた今度新しく議員になりましたら是非新しい提案をしていただければそれを受けてまいりたいというふうに思っています。

それから、田舎暮らしですね、内容はいいけれどももう少しインパクトのある宣伝と有名人を使ったらどうかという話ですけども、先頃NHKで鶴瓶が来ましたけども、実際八峰町に来たああいう人がたとかにPRしてもらった方がいいのかなというふうな案もこれからいろいろ考えていかなきゃならないと思いますけども、いずれおっしゃったようなPRに十分力を入れながら、魅力ある田舎暮らし体験ができるようなそういうものについては頑張っていきたいなと思っています。

それから、ブナはですね、町の木でございます。それを忘れないでいただきたいと思っています。まず植樹団体は植樹団体の役割がございまして、それはそれとして必要な所に植えていくということと、それから今町でやってる事業については先ほど申し上げたとおりで、伐採した後は天然更新で自然に育てていくというふうな方向で今やっていますので、そういった形で両面からですね、やっていきたいと思っていますので、ご理解をしていただきたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、予算編成方針に関してまだ質問ありませんか3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） ブナの、町のブナということは私もわかっておりますが、ただ今までの植え方にいろんな問題がありました。ただ植えればいいと、場所も選定しないでやってきたところがありました。そこを調べてみますとブナの跡形もなくなってる

ところがけっこうございます。ようやく檜の木台のあそこに行ったときに、ブナも生き生きとして広々とした所に行って、いいブナに育っていらっしゃると思いますが、これからはブナを植えるときはいろんなところを選定して行ってもらいたいと思います。答弁はいいです。

○議長（阿部栄悦君） 続いて2問め、医師不足の解消等についての再質問ありませんか
3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今日の新聞でしたか、組合の運営委員会が掲載されてございました。その中でどのような、多分総会っていえば決まりきったようなものが出てくるでしょうけども、その中にいろんな患者の不満とかこういうことをしなきゃいけないんだ、ああいうことを言われてるからこうですか、というようなそういう話が出てきたのか、一応運営委員会の内容ですね、主など少しお話できれば幸いですけども。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 実は昨日運営委員会あったんですけども、私ちょっと行けなくて副町長から出ていただきました。資料を頂いたんですけども、資料の中では一応病院の経営状況であるとかあるいは患者の数であるとか、あるいはまた医師の確保の関係であるとか、幅広く議論されています。当然私も出ればそれぞれの地域で出されてることについてはいろいろと意見を出してきますけども、昨日の後段の中では組合病院側から石塚議員おっしゃった救急医療とかに関して、ある程度自治体の方にこのあといろんな要請をしていきますというふうな提案がされておりますので、具体的な内容については後ほどまた組合病院の厚生連の方から各市町に対して求められてくるものだというふうに思っています。いずれ運営委員会ではそれなりに各地域で組合病院に対して出されてる問題について意見を出していらっしゃる状態でございます。そういうことで、だいたい組合病院全体の経営状況を含めた全般的な内容がこの会議の場では出されています。

○議長（阿部栄悦君） 続いて3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 私この問題を、本当は広域で取り上げようと思ったんですけども、今回町の一般質問ということでさせていただきます。

その時ですね、今の病院長は救急の上がりってば失礼な言い方でしょうけども、その専門だということをお聞きしておりました。それについていろんな救急車で行った場合に、要するに「あー、もういいですよ、今日は帰ってください」っていうのが多々ありまして、いくら患者さんの人が「なんとか今日泊めてくれないか」「診てくれないか」

と言っても、専門医がないからということで、かなりの人がそういう思いをしております。私のような者がこの間行ったときには、少し腹ただしく頭から怒鳴りつけたらば1日泊めてくれましたけども、ただその時に対応の仕方ですね、救急車で来たらばみんな泊めなきゃいけないんじゃないかと。そんなことしたらば病院がなくなっていけないという話をされました。つい最近でも岩館の方で、前の救急車で入って、もういいから帰らなさい、と。したらどうすればいいんですか、と言っても、いや、また月曜日に来なさいと。それで家帰って具合悪くなった。それでどうしようかな、病院へ行けばまたなんか言われるのかなと思ったらその日の朝に、本当に悲しいことで亡くなった、という例がいくらでもあるんですよ。今コンビニ救急ね、これは日本全国言われてるのはわかります。この間の広域の中の発表では、まず救急車の能代山本では2,800件あると。その中の60パーセントが急病なんだと。救急なんだと。そういうコンビニのような話はされなかったんで、いやーすごいなと。40パーセントの人がまず、先ほど町長が言いました軽症な人とかコンビニ救急の人もしらっしゃるでしょうけども、60パーセント以上の方が重い病気でかかっているわけですから、やっぱり行ったときに対応の仕方。この間それでどうしようもなくて医師会の方に行って相談したらば、あんな優しい先生はいまだかつて見たことないと私は言ってきました。本当に1から10まで親切にして、医師会の場合の先生たちの考えは、皆さんの安心して医療にかかれることを我々医師会としては、やってるんだと、そういう言葉が医者の方から言われる。組合病院の場合は我々は楽するためにやってんだというような言い方されますよ。だから、その点、もう少し運営委員会の中でも、気の弱い人はその場で泣き寝入りして帰ってくるんですよ。だからそういうことさせないようにするためにも、医者の人に、なんかこの間消防の救急の人たちとも医者といろいろ不平不満があるので、会議を開いたらしいです。これからまたそのような会議を開く、して住民の意見が反映されるように今やってるから、石塚さんもうちょっと待ってけれやといわれましたので、んだがと。まずそこでひとつ安心してありますが、今後やっぱり町としてもやっぱりなぜああいう態勢になるのかということとは先ほど言ったように、医者が少ないんですよ。わかるんですよ。何百人のお客がくれば疲れて、ものも喋りたくない見たくもないというような感覚になるのは当然わかるんですけども、そこをやっぱり町も市も能代山本で安心して、日本全国で能代山本っていうのは病院の数は日本一くらいなんですよ、数数えれば。それが総合病院で安心してかかれないうことはやっぱりまずいですので、これから総合病院行けば安心なん

だよと、ちゃんと相談乗ってくれる、どうすればいいんだがと言ったときに、ひどいときは目つぶった時来いやといわれた人もいたんですよ。こういうような現状をね、やっぱり切々に訴えていかないと安心してかかれないので、町長も今後そういうことを踏まえてひとつよろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今いろいろ言われましたけども、確かに能代市内では組合病院に偏重している傾向にあります。やっぱり病院自体もどんどん医師を確保するということが自体もかなり難しいんですけども、反面また医師がどんどん確保されることによって経営の問題もございまして、そこらへんのバランスの問題は確かにあると思います。

ただ実態からいくと、やはりかなり組合病院に対する負担が掛かっていると、それからさっきおっしゃったように、担当の医師がいつも自分の病状に合った医師がその当時時間外にいるわけではございませんので、当然緊急でどうしても処置が必要な場合は専門の医師が来る状態になってるそうであります。

したがって、要は宿直の場合は輪番になっていきますので、担当外の医師に当たる場合も当然あるわけですので、そういった対応の中では一定程度の制約があることもあると思いますけれども、病院側から言わせると最大限それは頑張ってるという話はされております。

いずれ今申し上げられたような話もありますので、今度機会があればこういう話もあったということだけは、私の方からもお伝えをしておきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、ほかに質問ありませんか。

○3番（石塚正一君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問がないようですので、これで3番議員の一般質問を終了いたします。

休憩します。10分から再開いたします。

午後13時59分 休 憩

午後14時10分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

7 番議員の一般質問を許します。7 番。

○7 番（門脇直樹君） 質問の前に訂正がありますので。質問の③の石川、塙、大信田とあるところの石川を削除してもらえますか。よろしくお願いします。

7 番、通告に従いまして、交通弱者、高齢者のための身近な公共交通のあり方について質問いたします。

合併前からこれまで、6 年余りに渡ってデマンド型乗り合いタクシーを入口に、交通弱者、高齢者の身近な足となる公共交通のあり方を再三質問及び提案をしてきました。それに対し、平成18年には、従来型乗り合いタクシー、オンデマンド型乗り合いタクシー、巡回バス、コミュニティバス等を検討したいと答弁されました。平成20年には18年度に行われた住民アンケート調査の報告や八峰町地域公共交通会議の設置をし、新庁舎建設に向けて効率的で利用しやすい生活交通の実現に向けて努力すると答弁しています。平成21年には、八峰町はJRもバス路線も確保されている他地区から見ると、恵まれている環境にあるのでこれを現存し活用していくということであり、新庁舎を利用した方については役場職員が自宅への送迎を総務課にて検討しているということでした。

しかし、時間を追ってみますとこれらの検討課題が実現しているのか、大変疑問を感じています。多くの住民が望んでやまない身近な足の確保という課題に6年もの時間をかけて何一つ実現されることのない当局の対応に、地域の過疎化、進む高齢化社会の不安こそあれ、希望や幸せが見出せているのでしょうか。困窮した住民のために何が出来るのかを踏まえて、できない言い訳ではなく、どうしたら実現していけるのかという前向きな姿勢を示していただきたいと思います。地域の過疎化、高齢化が進むという問題は、もはや八峰町だけの問題だけではないようになってきているのは周知の事実であります。この身近な足の確保という課題は、八峰町という町の枠を超えて取り組まなければいけない問題になっているのではないのでしょうか。法令的な問題がネックとなって、能代市への乗り入れが難しいのなら、週に1度でも巡回バスを運行し、おらほの館で乗り換えて市内の病院へ通院するという市との連携運行はできないものなのでしょうか。現在公共交通の空白域となっている塙、大信田地区の方々への対応や対策はどう検討されているのでしょうか。年間約600万円の補助金を出して路線バスの確保をしていますが、これ以上の利用者減少が進むと路線の維持も難しくなることは間違いありません。そうなる前の対処策を考えているのでしょうか。

現在町内のもみじマーク運転者は何人、運転者に対してどれくらいの割合でいるのか。

5年後の人数、割合はどう推移するのでしょうか。免許証を返納したくとも車がなければ用事を足すことが出来ないため、無理に運転して事故につながることも十分考えられます。これらの予測可能な問題点に対して、後手に回ることなく、お年寄りら交通弱者の足をなんとかして守らなければいけないという危機感を感じ得ているのでしょうか。自分は免許があります。まだ若いと考えている私たちも、10年後20年後必要になる手段ではないでしょうか。将来の公共交通のあり方は駅、学校、ショッピングセンターなどをつなぐ幹となる路線はバス運行会社に任せ、集落間、病院、役場を含む町内の施設などをつなぐ細かい路線は乗り合いタクシーやバス運行というような多様化した形に変えていかなければならないと思います。

1人でも暮らし続ける地域を作っていくことが行政のあるべき姿だと思っています。見上議員、佐藤議員の質問と重複いたしますが、新たな視点での答弁をよろしくお願ひします。以上です。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員の一般質問に対し、町長の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 門脇議員のご質問にお答えします。

最初に、「6年あまりに渡る質問や提案に対し、当局はその場しのぎ、後ろ向きである。前向きな姿勢を示すべき」とのご質問ですが、門脇議員が再三にわたりご質問され、デマンド型交通の実現に向けた情熱は十分理解しておりますが、何もして来なかった訳ではありません。

18年には「公共交通機関の利用についての住民意識調査」、20年には「地域公共交通に関するアンケート調査」や「山形県遊佐町のデマンド型乗合タクシー視察研修」、「来庁者交通手段調査」など、昨年は「外出支援サービス利用基準の見直し」、「路線バスの新庁舎経由」、「デマンド型交通と巡回バスに関する専門家派遣事業」を実施してきたところです。

このような調査・取組を踏まえて、昨年12月の議会全員協議会において、「デマンド型乗合タクシー等の検討結果について」の報告書を提示し、現時点では「デマンド型乗合タクシー及び巡回バスの運行は実施しない」とする町の考え方、結論というものを示したところであります。結果として、議員の意に添うことができませんでしたが、ご理解をお願いするものです。

ただ、この考え方は現時点のものであり、路線の廃止などの交通事情の変化や法律改正、補助制度の改正など諸情勢の変化によっては、見直しもあり得るものと考えており

ます。

次に、「法令的な問題があるとするれば、町内だけの運行にして、おらほの館で乗り換えするなど、試験的にやれないか。」とのご質問にお答えします。

デマンド型交通の運行のことと思いますので、現在運行している岩館線と大久保岱線との関係についてお答えします。

岩館線について申し上げますと、おらほの館までデマンド型交通を運行して、そこで路線バスに乗り換えるとすれば、利用者の不便が増すことになるのではないのでしょうか。おらほの館から能代行きバスが頻繁にあるとすれば、検討の余地はあると思いますが、現状では単に乗り換えをするだけになるのではと思います。これを往復繰り返すことは利用者に不便を強いることになり、実施は考えにくいと思います。

大久保岱線について申し上げますと、現在の路線経路はおらほの館を経由しませんので、路線変更が必要となります。路線変更することにより遠回りとなるほか、さらに乗り換えするとなれば利用者には大変不便になります。

またこの路線は竹生小学校に通う比八田・小土の児童や北能代駅を利用する方々の路線でもありますので、路線変更そのものが難しいと考えます。

また、試験的ということですが、デマンド型交通は廃止路線などの代替措置であり、既存の路線がある地域では実施できないのが基本となっております。

同一地域で路線バスとデマンド交通の2つの交通体系がある場合には、県の補助金が受けられない可能性が出てくるほか、バス会社の路線撤退に発展する懸念もありますので、試験的とは言うものの実施は困難と考えます。

次に、「公共交通の空白域となっている石川、埴、大信田地域の交通弱者の足をどう対応するのか。」とのご質問にお答えします。

埴・大信田地域については、峰浜村時代に地域の強い要望を受けてバス路線を新設し、しばらくの間運行しましたが、利用者がほとんどいなくなったことから路線廃止した経緯があります。廃止後、どうしても交通手段のない方は色々な手だてをしながら足の確保に努めていることと思います。

新町になってから各地域で町政を語る会を開催してきましたが、バスに関する発言・要望は全くなかったと記憶しております。要望がないからそれでよしということではありませんが、一度路線廃止した地域において、運行を維持するだけの利用者を確保することは困難と思われるので、どのような交通形態であれ、再度公共交通を導入するこ

とは難しいものと考えております。

見上議員の質問でもお答えしておりますが、すべてのことに対応できる訳ではありませんが、交通手段のない方が役場にご用のある場合には役場職員が出向いたり、送り届けるという方法でお手伝いさせていただきたいと考えております。

次に、「もみじマーク対象者の割合はどのくらいか。また、5年後、10年後の推移をどう見込んでいるか。」とのご質問ですが、もみじマークの装着は、70歳以上75歳未満の運転者に対する「努力義務規定」と75歳以上の運転者に対する「義務規定」がありますが、実際に装着している人数や免許所持数は把握していません。参考まで昨年12月現在住民基本台帳では、70歳以上75歳未満の方が679人、75歳以上の方が1,693人で、合計で2,372人、人口比19.5%となっております。5年後、10年後の推移については、具体的な推計はできませんが高齢化の進展に伴い増加するものと考えます。

次に、「年間、約600万円の補助をしているが、全町をカバーしていない。路線バスを将来的にどう見据えているのか。」とのご質問ですが、議員のおっしゃるように、岩館線、大久保岱線の2路線に運行費補助金として606万6,000円を補助しております。そのうち県補助金が184万円、町の持ち出しが約402万となっております。負担割合としては、岩館線は県が8分の1、町が8分の5、バス会社が8分の2の負担となっております。大久保岱線は県と町がそれぞれ2分の1負担となっております。

全町をカバーしていないとのことですが、全町をカバーするため運行経路を拡大した場合には、今の補助金額を大幅に上回ることとなります。バス路線は県と町の補助金だけで運行している訳ではなく、バス会社も赤字を負担しながら運行維持している訳で、路線の新設や増便あるいは路線の存続についてはバス会社の意向が大きく反映しますので、相互の意思疎通を密にして参りたいと思います。

バス会社に今後の方針について確認したことがありますが、バス会社としては、現在のような補助制度があれば、公共交通機関の使命として運行を継続したいとお話を伺っております。県の補助制度は22年度から改正されますが、内容的にはこれまでの制度内容を引き継いだものでありますので、県の補助制度を活用しながら路線の維持・存続に努めて参りたいと考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員、再質問はありますか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 実際問題として、役場に行くにも病院に行くにも足がない、そう

いった交通弱者、交通不便者の声が自分たちの耳にとどいているのは確かなことであり
ます。それを受けて見上議員、佐藤議員の質問にもなった経緯が多分にあると思います。
それが町長の耳にまで届かないってというのがちょっと不思議でなりません。ただどっか
出かける場合にも親戚に頼んだり近所の人に頼んでもただというわけにいかない、毎回
毎回ただで送ってもらうわけにいかない、そうすれば何らかのお礼をしなければならない
、多少お金が掛かってもなんとか足となるものを確保できないかっていう、やはり住
民の声はかなり多く自分らに聞こえます。

能代市でも100円など一定料金の乗り放題や各種回数券の発行といったいろいろな手
法が考えられるため、事業者と協議し検討したい、と前向きな考えであることが先日の
新聞で報道されていました。そういった考え方に能代山本郡内ですなかりをもった公共
交通を構築していく考えはないのか。そういった路線バスでなく、巡回バス、そういう
もので例えば八峰町で巡回バスを運行する、能代市も巡回バスを運行する、その接点を
おらほの館に持ってきて、そこで連携運行する。そういうのも1つの案だと思います。

あと外出支援サービスは利用者に制限がありますので、何らかの障害を持った人とか
介護度とかそういうことに関連してきますので、通常の高齢者は利用できない。そうい
う問題点もありますので、気軽に利用できる交通弱者への足の確保を何とかできないも
のかと、もう1回町長からよろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今現実的に公共交通機関とバスとかJR、これが現存してあると
いうふうな前提に立って考えていかなければならないと思います。やっぱりない部分に
ついて巡回バスであるとかあるいはデマンドであるとか様々なことは考えられますけれ
ども、現実それらの公共交通機関がある中では、前に申し上げたとおりでいろいろな制
約があつて無理でございますと。したがって、今現在ではそれを前提にしたならなおか
つ組み立てていくと。しかし一方では、能代の病院に行く際に足がなくて、あるいはバ
スではいけない人、そういう人をやるための移送サービスなり、あるいはまた庁舎に来
た場合に帰りのバスが人についてはこちらから送るとか、今現在そういうふうにつ
困る状態についてはそれなりのセクションで対応しながら当面は考えていきたいとい
うふうなことでございます。

いずれ、私もこれからまたいろんな機会に、住民の声も聞く機会もござい
ますのでそういうものも聞きながらいきますけども、町としてはいろいろ検討して
きた中で12月

で皆様方にもお話したような感じで、当面としてはいろんな场景が変わらなければ今の対応で頑張っていきたいなというふうに考えています。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員、ほかに質問はありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） （マイクなし 聞き取り不能）

それもできないものであれば、今できる町の対応策を住民に徹底した周知をしてもらいたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 繰り返しになりますけれども、現実問題としてやっぱり公共交通機関が八峰町の場合は路線バスもありJRもあり、こういう体制の中ですので、できる部分とできない部分があって現実的には今おっしゃったような巡回バスとか、うちの方ではまだ今の段階で出来る状態ではありません。したがって、内容的には今福祉事務所に委託とかっていう話、今新しくされましたけども、どういう形のものでどういうものが考えられるのか、ちょっと私も今即答できないわけでございますけども、いわば今の中でどうしても足の確保をしなければならぬ部分についての手当は、先ほど申し上げたように例えば庁舎まで遠いとかなれば帰りは送っていくとか、あるいはまた移送サービスの関係であるとか、あるいはまた峰浜地区の病院、診療所まで来るバスのことであるとか、そういう対応だけについてはちゃんとやっていきたいというふうに思っています。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問ありませんか。

○7番（門脇直樹君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） これで7番議員の一般質問を終了いたします。

次に、15番議員の一般質問を許します。須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 議席番号15番の須藤でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。私の質問は1点、お伺いをしたいと思います。

八峰町が持続可能な町として、存続していくための展望、町長の考え方を伺いたしたいと思います。

八峰町がスタートして早くも4年経過をいたしました。加藤町長は両町村の融合、融和を図るために、一体感を醸成させるために様々な施策を展開してまいりました。また八峰町の基盤整備のためにも大きなお金のかかる事業もたくさん行ってまいりました。ハタハタ館の大規模改修から始まり、八森地区の小学校の統合、それに伴う校舎の大規模改修、産直ぶりこの建設もいたしました。また、観光市のリフォームやおらほの館の

増築、そして各地域のコミュニティセンターもいくつも更新をされました。庁舎もこのように立派に完成されて今のようにスタートいたしております。

こんなにたくさんのハードな事業を行っても八峰町の財政は健全に推移いたしております。今平成22年度の総務委員会に付託になった予算を審議しておりますが、公債費比率は15パーセント台までに改善されております。財政調整基金も13億円超えております。各市町村の指針となる赤字比率、実質赤字比率そして公債費比率、将来負担比率、この4指標についても秋田県の25市町村の中で健全な方から上位にランクをされております。これも加藤町長をはじめとする職員の皆様方が、町民の負託にこたえるためにいろんな交付金、補助金を探し当てながら有効な事業を展開してきたその成果であろうというふうに思います。

また、不況による経済対策の交付金、雇用対策の交付金がちょうど町の予算でやらなければならなかったこの事業が、この交付金の中でやれたことも大きな要因であったと思います。

いずれにしても、加藤町長は、このスタートの4年間、安定した行政運営を行ってきたと、私は高く評価をいたしております。

しかしながら、町民の中ではこれほどお金のかかる大きな事業をやってきて、はたしてこの八峰町が持つのかどうか、合併優遇措置がなくなったあとに、能代市に編入合併されるのではないかとといった不安を持つ町民もいるのも事実であります。やはりこの町民の不安を払拭する、していくためにも、これからの展望をしっかりと持って、町民に説明をして進めていく必要があるのではないかというふうに思っております。

合併優遇措置のある10年間のちょうど中ほどの期間にこれからなります。大変重要な期間ではないかなと私は思っております。町民はこれもしてもらいたい、あれもしてもらいたい、そして行政もそれに応えてこれもしてやりたい、あれもやる。しかし将来の八峰町存続を考えていくと、やはり町民も行政もやはり我慢をするということも学ばなければならないと思います。そういうこれからの難しい中間の4年間に入るわけですが、町長の今後の八峰町をつなげていく、八峰町をこのまま未来永劫続けるための秘策、そして考え方をお伺いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（阿部栄悦君） 15番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 須藤正人議員のご質問にお答えします。

財政再建団体となった夕張市のように、極端に公共サービスが低下した状況や明日へ

の希望の光が閉ざされた人々の様子がテレビで報道されたり、財政再建団体の一步手前の団体が潜在的にたくさんあると聞けば、町の行く末を真剣に考えている方にとっては、我が町の状況はどうなっているのか、10年待たずにまた合併があるのではと心配されるのも理解できるところです。その根底には、当町のような小さな町では、財政的に間もなく行き詰まるのではないかと心配しているのだと思います。

このような町民の思いを真摯に受け止め、更に健全な行財政運営に努めなければならないと強く思っているところです。

合併して間もなく満4年を迎えようとしていますが、人々の融和と地域の一体化が更に強まり、財政的にも確立した新町となるためには、合併後の10年間が一つの区切りと捉えておりますので、須藤議員が言われるように、これからの残された期間は更に重要なものと考えております。10年後になって財政が先細りとなり、町の将来に不安を抱かせることのないよう、財政基盤の充実・強化に努めることが持続できる町づくりにとって重要であると考えております。

当面、町民の皆様にご心配かける財政状況ではありませんが、もう少し詳しい状況について説明させていただきます。

先ず、合併の優遇措置ですが、特別交付税の「合併支援分」は既に20年度で終了しておりますし、「合併推進体制補助金」と「合併市町村特例交付金」についても、21年度で終了し、22年度以降の交付はなくなるなど合併支援は徐々に薄くなっていきます。

これまで合併支援補助金など総額で11億5,000万円余りの交付を受けております。4年で割り返すと年間2億9千万円余りとなりますが、22年度予算についてはこれらに頼らず編成することができたところです。

次に、普通交付税ですが、当時の財政環境を勘案して、財政シミュレーションでは毎年度マイナス2.1パーセントで算定しておりますが、合併市町村に有利な算定替制度の適用によって、逆に5パーセント程度のプラスに転じております。

歳入の要である交付税が確保されたことから、総合振興計画や新町まちづくり計画に掲げる多くの事業を実施することができ、全体として財政シミュレーションを上回る良い方向で推移しております。

次に、「基金」と「公債費」について申し上げます。

最初に、財産である基金の状況ですが、合併当初に4億8,000万円だった財政調整基金は、21年度末では13億円程度を見込んでおります。これは行政サービスを下げて財源

を確保したのではなく、有利な制度をフルに活用したり、無駄を省いて生まれた毎年度の決算剰余金を自然体で積み上げたものでありますので、ご理解をお願いします。

また、合併町村振興基金についても順調に積み立てを行っており、積立最終年度の27年度には10億4,000万円強の基金残高を見込んでおります。これらの基金は、中・長期的な財政見通しが極めて難しい中であって、合併10年後を見据えたとき、非常に重要な意味を持つものと思っております。

次に、借金に当たる公債費の状況ですが、18年度末で約74億円であった借入残高は、21年度末見込みは約83億円となり3年間で9億円の増となりますが、100パーセント交付税で還元される「臨時財政対策債」を除くと、増加額は3億8,000万と少なくなるほか、過疎債など交付税算入の高いものに特化した計画的な借入に努めております。

その結果、18年度において20.1パーセントであった実質公債費比率は、21年度決算では15パーセント台になるものと見込んでおります。19年度に策定した財政健全化計画より1年早く目標を達成し、起債の許可団体から協議団体になるものと考えております。

財政の状況を数値化して客観的に判断する「健全化判断比率・資金不足比率」においても、いずれの項目も健全域の範囲にあり、財政の健全化を示すものとなっております。

しかしながら、一方では、地方交付税の動向によって左右される要素も大きく、これからの町づくりにとって、地域に足場がある、地域の資源を生かした産業振興を図り、その中で雇用を拡大し、所得を上げていくことが最も大事であります。それがひいては税収に繋がる要素にもなります。その為にも、農林漁業や観光、商工業の振興を重点的に推進しなければなりません。また、少子高齢化が進む中で、結婚・子育て支援、高齢者のみの世帯増加に対する対応等、福祉課題が町づくりにとって重要な要素になります。

総合振興計画を基本として、新しい住民要望にも応えながら、行政需要と財政の調整を図りながら、自立可能な八峰町を築いて参りたいと考えておりますので、どうか、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 15番議員、再質問はありますか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 今、町長がお話したように、町の財政は全ての面において健全化されております。町村振興基金も合併特例債の積立で10億を超えているというようなお話がございましたが、財政調整基金と併せて八峰町の貯金は順調に積みあがってきてい

るなあというふうに思っておりますし、それにあわせてまた公債費比率も改善され下がってきている。非常にいい状態であります。

しかし、これから10年先を見据えたときに、国の財源は行き詰まり、交付金は相当減額されることはもう目に見えております。いかにこの町村が余力を残してそれまで事業をやっていくか、これがこれからの課題であろうというふうに思います。財政担当の課長が「貯金を多くするのもいいが、町民のサービスのバランスも考えていかなければならない、大変難しいものだ」、というようなこの総務委員会の中でお話がありました。全くそのとおりだと思います。社会保障もこれからどんどんその金額が増えていく、また町でもやっていかなければならない、その反面、これからのことに備えてまた貯金もしていかなければならないというような、非常に難しい時代にこれから4年間は入ろうかと思えます。

私は町長の方針は、今お話を聞いて、しっかり考えをわかることができました。どうかこれからも我慢するところは先ほど言ったように我慢して、町民にも我慢してもらってですね、これからの行政を進めていただければというふうに思います。以上で終わります。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。

○15番（須藤正人君） 結構です。

○議長（阿部栄悦君） はい、これで15番議員の一般質問を終了します。

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は12日午前10時より行いますので、ご参集願います。

本日は本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 2時46分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会副議長 _____

同 署名議員 13番 _____

同 署名議員 14番 _____

同 署名議員 15番 _____



